

平成 22 年度 大学機関別認証評価  
自己評価報告書・本編  
[日本高等教育評価機構]

平成 22(2010)年 6 月

星槎大学

# 星槎大学

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
II. 星槎大学の沿革と現況	4
III. 「基準」ごとの自己評価	6
基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	6
基準2 教育研究組織	11
基準3 教育課程	18
基準4 学生	31
基準5 教員	41
基準6 職員	52
基準7 管理運営	59
基準8 財務	66
基準9 教育研究環境	70
基準10 社会連携	75
基準11 社会的責務	80
IV. 特記事項	84
1. 学生支援G Pと星槎大学S N Sの活用	84
2. 「履修証明プログラム」開設による社会貢献	90
3. 「教員免許状更新講習」の実施	94



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

### 1. 建学の精神

星槎大学の建学の精神は、平成16(2004)年の大学設立に当たって、設置者である「学校法人 国際学園」が掲げる教育の理念「自然や文化、社会や人々と積極的に関わりを持つことを通して、お互いの共生を目指す豊かな人間性を育成する」を基底において、次のように設定した。

人類の歴史は、絶えることのない長い戦いの歴史でもありました。第二次大戦後のアメリカを中心とする資本主義陣営と、ソ連を中心とする社会主义陣営との激しい対立の終焉も平和をもたらすものではありませんでした。冷戦構造の中で燐っていた民族や宗教などの火種が燃え上がり、戦いは世界に拡散した貌すらあります。今、主義思想や人種・民族、宗教あるいは国家間の貧富の格差など諸々の異なる条件を与件として、共生する世界の構築が強く求められる所以であります。

この共生という観点から我が国を見れば、戦後50余年の長きにわたる平和のもと、人々の努力の積み重ねで世界が羨望する豊かな社会を実現しましたが、富や文化の地域偏在の拡大、高齢者や障害を有する人々への福祉や教育上の対応の遅れ等々、未だ豊かな社会を共有しているとは言えない状態にあります。今、更なる豊かに共生する社会の構築が求められるところであります。

次に、人と自然との関わりに目を転じますと、生態系の頂点に立つ我々人類の人口の激増とその営みによって、森林破壊、水質・大気汚染、温暖化等々の環境破壊が加速され、このままでは宇宙でも稀有な、生命に溢れる水と緑の惑星地球における生命的生存環境が損なわれるおそれがあります。次の世代に豊かな生存環境を引き継ぐことができるよう、今、自然との共生が強く求められる所以であります。

このようなことを考えるとき、私どもは、国際学園の共生という教育理念を大学レベルにまで引き上げ、人と人、そして人と自然が共生する社会の創造に貢献することを強く願うものであります。

この際、私どもは、その基になるものとして、教育や環境、あるいは国際関係に関する広い知力、共生する心を耕すこと、そして問題を前向きに解決する探求力の育成が不可欠であると考えるものであります。

### 2. 基本理念

上記の建学の精神に基づいて、基本理念（本学では教育理念と称する）を次のように設定している。

「星槎大学は、人と人、そして人と自然とが共生する社会の創造に貢献することを目的とし、『共生』という理念で結ばれる、教育、福祉、環境、国際関係及びそれらを横断する広い知力、共生する心の耕作、様々な問題を前向きに解決しようとする課題探求能力の育成、特別支援教育を担う教師等の育成を目指す。」

基本理念を要約すると、次の4つ柱になる。

- (1) 21世紀に適応する広い知力の育成
- (2) 心の耕作
- (3) 課題探求能力の育成
- (4) 特別支援教育を担う教師等の育成

### 3. 使命・目的

本学の基本理念を受けて、使命・目的については『星槎大学 学則』第1条（目的）の中で、次のように定めている。

「本学は、建学の精神のもと、21世紀に適合する広くかつ専門的な知識を授け、学際及び複数の専門分野を横断する学芸を展開させ、21世紀に輝いて生き、かつ社会に貢献する人材を育成することを目的とする。」

21世紀に生きる人類に課せられた大きな課題は、人と人、人と自然、あるいは国と国とが「共生」する世界の実現にあるとの認識に立って、次のような人材を養成することが本学の使命であると考えている。

「広く複数の視点から人間の生き方にアプローチする教育研究により、広い教養と判断力を身に付け、人間性を涵養し、21世紀に優しく逞しく生きるとともに、共生に関わる分野において社会に貢献する人材を養成すること」

そこで、第1には、このような本学の目的や使命について理解し共鳴して、学びたいという意志と意欲のある人に対しては、学びの扉を広く開けて受け入れる開かれた大学を目指している。「誰でも、いつでも、どこでも学べる」大学を本学の使命としている。

第2には、生涯学習へのニーズ、とりわけ個々のライフスタイルやライフステージに合わせて学べる大学を目指している。年齢に関係なく人生経験の多様な人々が「共に生きることを学ぶ (learning to live together, to with other)」、「人間として生きることを学ぶ (learning to be)」(ユネスコ報告書『学習：秘められた宝』、1996年) ができるなどを本学の使命としている。

そして、第3には、特別支援教育におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）など発達障害に関する専門的な知識や技能を習得したいという人の要望に応えられる大学を目指している。分け隔てなく一人ひとりを大切にする「インクルージョン (inclusion)教育」の普及・浸透を本学の使命としている。

### 4. 特色

共生科学の教育研究は、人と人、人と自然、あるいは国と国との関係を対象とすることから、教育・福祉、環境、国際関係の各学問分野にわたっている。しかし、本学の共生科学部は、各学問分野を独立させたり分科させたりしないで、「共生」という視点から各学問分野・領域を横断的に捉えていく必要があるという教育研究の在り方を重んじて、共生学科の1学科編成にしている。

これは本学の教育課程の編成にも表れており（表3－2－2を参照）、「教育」「福祉」「環境」「国際関係」の各分野を横断的に学修できるようになっており、また、これらの専門分野を横断的に探究する「課題研究／共生実習」や実践する科目として「インターンシップ」と「ボランティア活動」を設置している。

本学の個性・特色について創設者は次のように述べている。

日本では、教養学部・学科はあまり重要視されていないようですが、西欧、アメリカ型の高等教育においては、幅広い学間に裏付けされた専門性を高めるために、関連の強い多岐にわたる関係分野について、併せて学ばせることを重視しています。

従来の、狭く細切れにした学問分野の枠の中に限定して教育体系を確立させる学部・学科は、近年ますます細分化が進んで、一層科目選択の融通性が減少し、結果として無駄な科目の履修を余儀なくされ、必ずしも、広い視野に裏付けされた本当の意味での専門性は高めることにはならないのです。

私は本来、教養学部・学科は Liberal Arts という英語の方がその本質を表しているように、自由な学問分野としてあるべきだと思います。その多岐にわたる関係分野、関わりは、重なり合う共通性（当学部・学科のテーマ）をより広く、深く学習する機会を学生に与えることができ、幅広い学間に裏付けされてより専門性を高めることができる高等教育の一形態であると確信しています。

星槎大学は「誰でも、いつでも、どこでも学べる」教育の場として、その機会に恵まれ無かつた人々に、また、色々な立場の人々に対して新たな教育システムを持つ高等教育機関として開学しました。

「優しさと強さ」とを兼ね備えるための共生に関わる「心の耕作」と、「共生社会の実現を目指す」ための「課題探求能力の育成」を、教育を横断する柱とし、幅広い観点から自然と人と社会を体系的、理論的、経験的に探究し、共生をより広くかつ深く研究、考察するのが星槎大学共生科学部です。

星槎大学共生科学部における学びは、教育分野、福祉分野、環境分野、国際関係分野そのものだけでなく、その重なり合う部分の共通理解を学問的に探求することに他ならないのです。

大学の名称「星槎」は「星のいかだ」の意である。それは海から空に舞い上がって星空を駆け巡る「槎（いかだ）」という中国の故事に由来している。

この「槎（いかだ）」は、長さも太さも異なる丸太を1本1本組み合わせてできたものであり、それは、世代、性別、人種、そして障害の有無をも越えて「共に生きる世界」や「共に学ぶ社会」を表している。

これは、まさに本学が、生涯学習へのニーズに応え、年齢、性別、人種あるいは障害の有無にかかわらず、個々人のライフスタイルやライフステージに合わせて学べる開かれた大学を使命とし、共生社会の創造に貢献する人材の育成を目指している建学の精神と相通ずる思想である。

## II. 星槎大学の沿革と概況

### 1. 本学の沿革

	星槎大学	学校法人国際学園
昭和 55(1981)年		学校法人 長谷川学園設置認可 キンダー幼稚園設置認可
昭和 61(1986)年		「学校法人 国際学園」に法人名を変更
昭和 62(1987)年		横浜国際福祉専門学校 設置認可
昭和 63(1988)年		横浜国際福祉専門学校が社会福祉主事（任用資格）養成機関及び介護福祉士養成施設として指定される
平成 6 (1994)年		横浜国際福祉専門学校に老人福祉学科Ⅱ部を開設
平成 7 (1995)年		横浜国際福祉専門学校に児童福祉学科Ⅰ・Ⅱ部を開設
平成 11(1999)年		星槎国際高等学校(広域通信制普通科)設置認可。
平成 14(2002) 年		横浜国際福祉専門学校に総合福祉学科（昼間1年制）を開設とともに、「老人福祉学科」から「介護福祉学科」に名称変更
平成 15(2003) 年	文部科学省より星槎大学共生科学部共生科学科(通信課程)設置認可	静岡県より学校法人青葉台幼稚園との合併認可 星槎国際高等学校に専攻科を開設
平成 16(2004) 年	星槎大学共生科学部共生科学科(通信課程)開学	
平成 17(2005) 年		神奈川県より星槎中学校設置認可
平成 18(2006) 年	共生科学部共生科学科内に、中学校「社会」、高等学校「公民」教職課程を開設	神奈川県より星槎高等学校設置認可
平成 19(2007) 年	共生科学部共生科学科内に、特別支援学校（知的障害・肢体不自由・病弱）教職課程を開設	
平成 21(2009) 年	共生科学部共生科学科内に、幼稚園、小学校教職課程を開設 共生科学部共生科学科に3専攻設置（共生科学、初等教育、福祉）	
平成 22(2010) 年	共生科学部共生科学科の入学定員を780名に変更(収容定員3980名)	

## 星槎大学

### 2. 本学の現状

#### 1) 大学名

星槎大学

#### 2) 所在地

北海道芦別市緑泉町 5-14

#### 3) 学部学科構成

星槎大学共生科学部共生科学科（通信教育課程）

共生科学専攻、初等教育専攻、福祉専攻

#### 4) 学生数

	正規の課程									
	1年次		2年次		3年次		4年次		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	188	231	137	196	186	300	490	755	1,001	1,482
計	419		333		486		1,245		2,483	

	特修生		科目等履修生		総計	
	男	女	男	女	男	女
	5	7	201	300	1,207	1,789
計	12		501		2,996	

\*特修生とは、本学の『特修生規程』にも基づいて修学している者をいう。

#### 5) 教員数

専任教員			兼任教員								
			学内から			学外から			計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
22	5	27				52	20	72	52	20	72

#### 6) 職員数

正規職員			兼務職員		
男	女	計	男	女	計
10	8	18	1	14	15

### III. 「基準」ごとの自己評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

##### (1) 事実の説明（現状）

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学は、平成16(2004)年の大学設立に際して、国際学園の教育理念に基づき建学の精神を設定した。さらにその建学の精神に基づいて、基本理念（本学では教育理念と呼んでいる）を設定している。

その内容は、I. - 2. に述べたように、「人と人、そして人と自然とが共生する社会の創造に貢献することを目的とし、『共生』という理念で結ばれる、教育、福祉、環境、国際関係及びそれらを横断する広い知力、共生する心の耕作、様々な問題を前向きに解決しようとする課題探求能力の育成、特別支援教育を担う教師等の育成を目指す」である。

この基本理念（教育理念）をわかりやすく示すために、「人と人との共生」「人と自然との共生」「国と国との共生」を3つの環として図案化し、大学のホームページ(<http://www.seisa.ac.jp/>)や大学案内のパンフレット（以下「大学案内」という）、職員の名刺など、様々な媒体に掲載して広く学内外に公表している。



図 1-1-1 教育理念を図案化した3つの環

また、大学の基本理念を要約して、I. - 2. で示したように4つの柱に分け、それぞれの柱について次のように解説し、大学のホームページに掲載して内外に公表している。

### 1 21世紀に適応する広い知力の育成

グローバル化・少子高齢化・高度情報化など、急速かつ複合的な変化を遂げる21世紀に適合することができる共生に関わる広い知力を育成したいと考えています。

### 2 心の耕作

「知の時代」といわれる21世紀に知にとどまることなく広い教養と思考力や判断力を身につけ、共生の基盤となる人間性を涵養することを重視した教育を目指します。このため、人や環境を思いやる科目を開設し、かつ教育においても一貫して心を耕作することを重視した教育を行います。

### 3 課題探求能力の育成

必要な情報・知識の入手が一層容易になるであろう21世紀には、これらを活用し、将来あるいは現在の問題点の解決に取り組む課題探求能力こそが、高等教育を受ける学生に強く求められると考えます。このような考え方の立場、「インターンシップ」「ボランティア」「課題研究」「プロゼミ」「ゼミナール」「卒業論文」といった科目を設定すると同時に、他の科目においても課題設定のありかたを工夫するなど、学生が課題探究能力を身につけることを追求し、共生社会の創造に貢献する人材を養成します。

### 4 特別支援教育を担う教師等の育成

特別支援教育において、特にLD、ADHDなどのみえにくい困難に関する専門的な知識・技能を有する教員は極めて少数であり、その養成が急務となっている現状にあります。このような状況を鑑み、現職の教師が教壇に立ちながら適切な教育指導するための知識・技能を修得できるよう、通信制大学の仕組みを活用していきます。

この他にも、開学以来、毎年、入学式には、理事長、学長が、それぞれ、式辞、告示の中で、建学の精神・大学の基本理念について言及し、認識を深めている。

教育課程上では、建学の精神に基づいた「共生」を科学的に学ぶための基盤科目として「共生科学概論(1)」と「共生科学概論(2)」を必修科目として設けており、また、入学時に履修する「プロゼミ」や卒業年次における「共生研究ゼミナール」においても、建学の精神・大学の基本理念に基づいた「共生」の捉え方や考え方について講義を行うなど、建学の精神を具現化するように努めている。

教職員に対しては、採用の面接の際に、建学の精神・大学の基本理念について十分説明している。また、教職員に対する研修会においては、常に基本理念を確認しつつ学生へ教示することの大切さを意識し、実践の中で活かすようにしている。

理事会と大学とのつながりとして重要な役割を担っている大学運営会議の場においては、理事長が中心となり、建学の精神・基本理念を十分踏まえた上で、大学が取り組むべき課題等について検討・議論をすすめている。教授会においても学長を中心に建学の精神

に基づく基本理念についての具体的な議論を深めつつ全教員に周知徹底するよう努めている。

大学案内には、建学の精神・基本理念を明示するとともに、創設者の「ことば」(I. 1. 4. 参照)を掲載し、本学の個性・特色などについて補足している。また、大学のホームページの中でも「教育理念」と「設立の趣旨」を掲げるなど、建学の精神、大学の基本理念について広く周知させるための工夫をしている。

### (2) 1-1の自己評価

建学の精神や教育理念については、大学校舎入り口正面や「面接授業」の会場、「大学案内」や星槎大学ホームページをはじめ様々な媒体を利用して、わかりやすく図案化した絵図(3つの環、図1-1-1参照)を用いて学内外に示しており、視覚的にも捉えやすい提示になっていると評価している。

本学の学生に対しては、入学から卒業まで、直接学生と対面できる「面接授業」のほか、各種の集会あるいは連絡文書によって、建学の精神・大学の基本理念とそれに基づいた「共生」の考え方について伝え続けており、開学後、まだ浅い歴史ではあるが、建学の精神や大学の基本理念が着実に浸透しつつあると評価している。



写真1-1-1 大学玄関正面に掲示してある「建学の精神」と「基本理念」

### (3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

通信教育課程の大学にとって建学の精神や大学の基本理念についての社会的浸透は極めて重要である。今後も引き続き、様々な媒体や機会を利用して、建学の精神等についての認知度・理解度の向上を図っていく。それとともに、これまで学内外に提示してきた建学の精神等の認知度や理解度を把握するため、FD委員会と広報部が中心になって年一回の頻度で継続的にアンケート調査を実施していく。

## 1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

### (1) 事実の説明(現状)

## 星槎大学

1－2－① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学の使命・目的については『星槎大学 学則』第1条（目的）の中で、「本学は、建学の精神のもと、21世紀に適合する広くかつ専門的な知識を授け、学際及び複数の専門分野を横断する学芸を開拓させ、21世紀に輝いて生き、かつ社会に貢献する人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。

1－2－② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

全学生に配布している『星槎大学 学生ハンドブック』の巻末に「学則抜粋」を掲載して周知を図っている。このほかにも、本学の使命・目的および人材の育成目標について、大学案内やホームページに、わかりやすい表現で掲載している。

毎年の入学式、卒業式においては、理事長、学長が本学の使命・目的について言及するようになっている。また、面接授業の際には、各科目の担当教員が、本学の使命・目的を踏まえた上で、それぞれの科目を学ぶ意義について言及し、目的意識を高めるように努めている。

教員組織においては、FD委員会などを中心に本学の使命・目的を確認しつつ、それを踏まえた大学の新しい取組みについて前向きな議論をすすめており、教授会、各委員会の取組みの内容については事務局会議にて全職員に周知徹底している。

1－2－③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

本学のホームページおよび大学案内の中で本学の使命・目的を示している。また、入学希望者・保護者対象の説明会のほか全国各地で開催される合同説明会、相談会の中でも本学の使命・目的について具体的に説明している。

また、様々な地域、機関・団体との連携により、本学の使命・目的を踏まえた講演会、セミナーを実施しており、その際には、本学の建学の精神・大学の基本理念に加え、本学の使命・目的についても説明する時間を設け、学内外に広く公表している。

### （2）1－2の自己評価

建学の精神に基づいた大学の使命・目的は本学学則の第1条に明確に定められ、大学案内やホームページなどの中でより具体的にわかりやすくして示して公表している。そのことが全教職員に周知されて、本学の使命・目的を踏まえた上での教員による各委員会活動が活発になってきていると評価できる。

また、学校法人 国際学園や本学が主催する講演会やセミナーなどの際にも本学の使命・目的を説明し、学内外に公表していることは評価できる。

### （3）1－2の改善・向上方策（将来計画）

現在行っている周知方法を引き続き充実させつつ、公表の仕方を工夫してさらなる改善・向上へつなげていくとともに、学生に対しては、本学独自の星槎大学SNSを活用し、

本学教職員による学生の質問への回答や指導助言などを通して、本学の使命・目的を学生の中により深く浸透させていく。また、対外的には、閲覧率が高いホームページを中心に、具体的かつわかりやすい説明を心がけるなど、広報活動の場を生かしながら本学の使命・目的の周知を図っていく。

#### 【基準1の自己評価】

本学の建学の精神・大学の基本理念及びそれを踏まえた使命・目的については、明確に定めており、学校案内や大学のホームページ等を通して学内外へ周知するよう努力していると評価している。本学で学んでいる学生は年齢、職業ともに多岐にわたっており、共通の理解を得るためにできるだけ平易な表現で記述するようにしているが、その浸透度についての確認は十分とはいえない。

#### 【基準1の改善・向上方策（将来計画）】

本学の建学の精神や基本理念の公表や、本学の使命・目的について学内外への周知に関しては、基本的には、これまで行ってきた様々な取組みを継続的に実施していく。

今後は、建学の精神や基本理念についての認知度、本学の使命・目的についての理解度、あるいはそれらがどのように捉えられているか、浸透度とともに質的な検討をするため、現在の「FD委員会」（7-3で後述するように、平成23(2011)年度からは「自己評価・点検委員会」と広報部が協力してアンケート調査を行い、メディアミックス効果について検討を行って、より効果的な公表方法を模索し改善していく。

## 基準2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

### （1）事実の説明（現状）

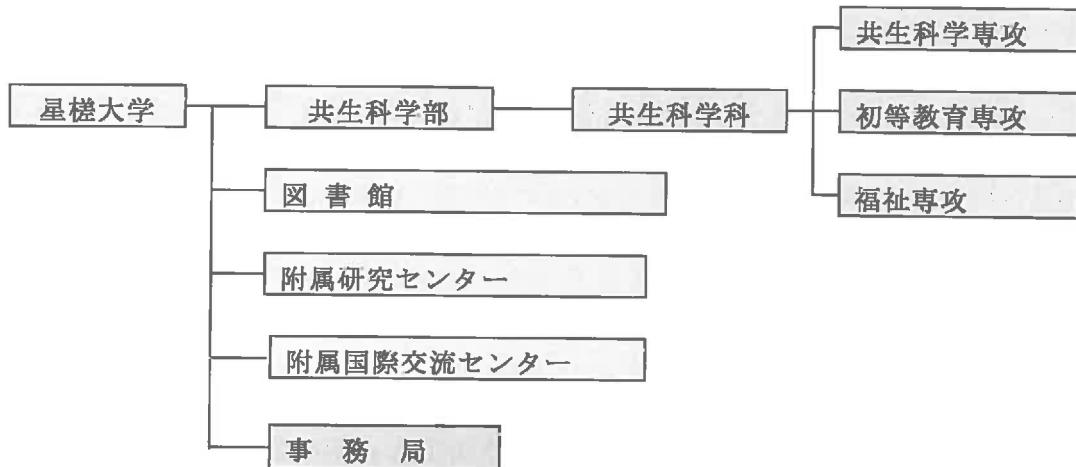
2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学は建学の精神に基づき、人と人、そして人と自然とが共生する社会の創造に貢献できる幅広い教養と判断力を身に付けた人材の養成を目指しており、教育研究の目的を達成するための基本的な組織は図2-1-1に示すとおりの構成になっている。

教育研究組織の中核は共生科学部である。共生科学部は開学当初（平成16(2004)年4月）から共生科学科の1学科構成である。その理由はI-4.で述べたように共生科学の学際的で広範な知識・技能を身に付けた人材の育成を目指すためである。

その後、平成21(2009)年4月に共生科学の専門性をより高め実践力を養うために共生科学科の下位区分として、共生科学専攻、初等教育専攻及び福祉専攻の3専攻を設置した。

図2-1-1 教育研究組織の構成



共生科学部の教育研究を支える附属の研究組織として、「図書館」のほか本学学則第60条による「附属研究センター」、「附属国際交流センター」（平成22（2010）年4月設置）を設置している。これら諸組織の運営を円滑にする機関として事務局がある。

共生科学部の教育研究組織の規模は表2-1-2に示すとおりである。共生科学部の入学定員は3専攻合計で770名、編入学定員を含めると総収容定員は3,980名である。

1学部1学科3専攻の大学としては適切な規模の教育研究組織であり、いずれの教

## 星槎大学

育研究組織も共生科学に関する教育研究を中心に活動をしており、本学の教育研究上の目的を達成するために適切な構成になっている。

**表 2-1-2 共生科学部の教育研究組織の規模**

(平成 22 (2010) 年 5 月 1 日現在)

学部名	学科名	専攻	入学定員	編入学定員		収容定員	在籍者数
共生科学部	共生科学科	共生科学	700名	2年次	10名	3,980名	2,483名
				3年次	200名		
				4年次	150名		
		初等教育	50名	3年次	150名		
		福祉	20名	3年次	10名		

**2－1－② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。**

本学は、共生科学の教育研究の充実とその具現化を図るため、平成 18 (2006) 年度に中学校・高等学校教員免許（社会・公民）の課程を設置、また平成 19 (2007) 年度には特別支援学校教員免許、さらに平成 21 (2009) 年度には社会福祉士国家試験受験資格、及び幼稚園・小学校教員免許の課程を設置した。

これに伴って、平成 21 (2009) 年度より共生科学科の中に 3 つの専攻（共生科学専攻、初等教育専攻、福祉専攻）を設置した。いずれの専攻も共生科学を基盤に相互に関連性をもった教育研究組織になっている。

大学附属図書館は大学校舎 2 階に設置され、教員及び学生の便に供している。附属教育研究機関としては、平成 16 (2004) 年度に「星槎大学附属研究センター」を発足させた。共生科学部の教育研究活動を支援し、その活性化を図るとともに研究成果を社会に還元する活動に取り組んでいる。また、平成 22(2010) 年 4 月には「附属国際交流センター」を設置して、外国の大学・研究機関との教育研究交流・学生交流を進めている。

本学の教育研究組織は、教授会を中心に各種委員会を設置して、教育研究上のあらゆる問題に対応できる体制を整えている。教授会は『教授会規程』に基づき、学長・副学長を始め、教授、准教授、講師の全ての専任教員が出席している。これにより、大学全体の運営方針等が全教員に浸透し、組織としての対応が円滑に行われている。

各種委員会には、教授会のもと、常設機関として、FD 委員会（及び検討課題を予備調査する FD 特別小委員会）、教務委員会、学習指導委員会、教職課程委員会、紀要編集委員会、図書館運営委員会、附属研究センター運営委員会などがある。そのほかに必要に応じて各委員会に小委員会を設置したり、プロジェクト・チームを組織したりして相互に関連を図りながら教育研究を推進している。

### (2) 2-1 の自己評価

大学開学の当初より、教育研究組織づくりは一貫して建学の精神及び大学の基本理念を具現化する方向で推進してきたと評価している。教育研究組織の各部門は多様な専門分野に通暁した専任教員の協力によって相互に関連性を保持しており、教育研究組織は効果的に機能していると評価している。

### (3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

本学共生科学部における教育研究の主たる研究領域は「教育」「福祉」「環境」及び「国際関係」である。その中の「教育」領域についての教育研究を深化させるため、大学院（教育学研究科学校教育専攻）の設置を計画し、平成23(2011)年度開設に向けて認可申請中である。（平成22(2010)年5月に申請）

大学院の設置により、学部における共生科学の研究成果を一層発展させ学校教育に関する教育研究に生かしていく。その際に、既設の「星槎大学附属研究センター」や「附属国際交流センター」（平成22(2010)年4月設置）、さらに設置予定の「発達支援臨床センター」などとの関連性について明確にしていく。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

#### (1) 事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学共生科学部は、幅広い学間に裏付けされた専門性を高めるというリベラル・アーツの考え方を重視しており、また共生科学という学問自体が人間形成における新たな教養を研究対象にしているという捉え方をしているため、開学当初から教養教育について特別の課程や別個の教員組織は設けていない。教育課程編成上は「基盤科目」群の中に教養科目や共生科学の基礎になる科目を開設することにより、教養教育を実質的に担保してきた。

その後、平成18(2006)年度に、教育課程全般にわたって見直しのための検討を開始し、平成20(2008)年度より教養教育の充実を含め教育課程の全面改定を行った。

現行の教育課程では、新たに「共生科学関連教養科目群」（自由選択33科目）を設置し、「教養教育」としてカリキュラム上に位置づけるとともに、新たに設定した「共生科学基盤科目群」（必修科目6科目、選択必修科目15科目）と併せて人間形成のための教養教育の充実を図った。（図3-2-1参照）

「共生科学関連教養科目群」では、「外国語分野」「保健体育分野」「人文科学分野」「社会科学分野」及び「自然科学分野」にわたって合計33科目を開設しており、幅広い人間形成のための教養教育を目指している。また、「共生科学基盤科目群」では、教育、福祉、環境、国際関係等にわたって合計20科目を開設し共生科学の基礎になる教養教育を行っている。（図3-2-2参照）

このほかに、「課題探求科目群」の中に、「課題研究レポート」、「課題研究／共生実習」、「インターンシップ」や「ボランティア活動」などの科目を開設し、社会的・実践的な人間形成のための教養教育も重視している。

組織上の措置としては、教務委員会とFD委員会を中心とし、また必要に応じて学

習指導委員会と協力して、学生の教養関係諸科目の履修状況の検討や「課題探求科目」の履修規程の見直しなどを行って、教養教育が充分できるような措置を講じている。

**2－2－② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。**

教授会のもと常設の委員会である教務委員会とF D委員会及び学習指導委員会が、互いに連絡を取り合って、本学の基本理念が人間形成に反映できるような教養教育として機能しているかどうかを検討し、その検討結果は直ちに教授会に報告され、改善等の実施に向けて対処するなど、運営上の責任体制を明確にしている。

また、基礎教養である「共生科学基盤科目群」を構成する授業科目については、そのほとんどを専任教員で担当するなど教員配置上も教養教育を重視する責任体制をとっている。

**(2) 2－2の自己評価**

平成20(2008)年度のカリキュラム改定により、「共生科学関連教養科目群」を新設するとともに、「共生科学基礎科目群」の科目数を5科目から20科目に増加した。現在は、幅広い教養教育を担う「共生関連教養科目群」、共生科学の基礎的な教養教育としての「共生科学基盤科目群」、それに実践的な教養教育としての「課題探求科目群」という3本立てで人間形成のための教養教育を行っている。また、責任体制については、教養教育が効果的に実施されるよう、教務委員会、F D委員会、学習指導委員会が互いに連絡を取り合って履修状況について検討している

**(3) 2－2の改善・向上方策（将来計画）**

カリキュラム改訂後の教養教育科目の履修状況や面接授業における授業アンケートの結果を踏まえて、人間形成のための教養教育として十分に機能しているか、学習委員会を中心に教務委員会やF D委員会と連絡をとりあって検討を続けていく。

また、通信教育課程であることもあって、入学生が多様な人生経験と進路希望を持っているので、3本柱で編成している教養教育の多様性が学生にどのように受け取られているか調査して検討するとともに、社会経験と将来進路の方向によって適切な教養科目が選択できるように工夫・改善していく。

**2－3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。**

**(1) 事実の説明（現状）**

**2－3－① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。**

本学の教育研究に関わる意思決定機関は教授会である。教授会のもとに各種委員会を設置している。教授会及び常設の各種委員会は下記のとおりである。

**1) 教授会**

本学の『教授会規程』では、「教授会は学長、副学長、教授をもって構成する。専任の准教授、講師は教授会に出席することができる」と規定している。実際の運営で

## 星槎大学

は、学長、副学長、学部長をはじめ専任の全教員が参加し、事務局員も加わって開かれている。定例教授会は毎月 1 回開かれ、学則第 18 条に基づいて以下の事項について審議を行っている。

- (1)教育課程に関する事項
- (2)授業科目及び内容に関する事項
- (3)単位認定の基準に関する事項
- (4)入学、卒業、及び編入学、転学、再入学、留年、休学、復学、進級制限に関する事項
- (5)退学、除籍に関する事項
- (6)教員の人事に関する事項
- (7)免許状、資格の授与に関する事項
- (8)学生の生活指導に関する事項
- (9)学生の学習指導に関する事項
- (10)その他緊急重要事項

定例教授会においては、各委員会より提議・報告された議題について検討・審議するとともに、大学事務局からの各種報告について聴取を行う。このほか、緊急を要する重要事項が生じた場合には、学長が臨時教授会を招集することになっている。

### 2) 各種委員会

教授会のもとに下記の常設の委員会をおいており、それぞれの所轄事項に関して審議立案し、教授会に提議・報告する。

表 2-3-1 教授会傘下の各種委員会構成

F D 委員会	教育水準を維持向上するため、教育内容や授業方法の改善など F D 関連事項について検討し審議する。教員の教育研究の力量の向上を目指した活動を行っている。
F D 特別小委員会（自己点検・評価委員会を改称）	大学の自己点検・評価を自主的・自律的に行って、教育・研究水準の向上や管理運営について点検・評価して、課題について検討・審議し、事案によっては F D 委員会の検討を経て教授会に提議・報告する。
教務委員会	大学の教務運営全般に関し、適正な教務運営の在り方について検討する。教育課程に関する事項、面接授業に関する事項、入学、休学、退学、復学、卒業等に関する事項等について審議し教授会に提議・報告する。
学習指導委員会	学生の学習指導に関し、より充実した学修を提供するために、学生の学習指導や学習環境、学習支援のあり方に関する事項等について審議し教授会に提議・報告する。

	議・報告する。
教職課程委員会	課程認定を受けている教職課程の運営に関し、より充実した教職指導を行うための審議を行い、教授会に提議・報告する。
紀要編集委員会	大学の教育研究の成果を収録する紀要に關し、その内容及び編集について審議し、紀要『共生科学研究』の作成・発刊（当面毎年1回）に當たる。
図書館運営委員会	図書館運営に關して、より適正かつ有益・有効な方策について審議し、教授会に提議・報告する。
附属研究センター運営委員会	附属研究センターの運営について審議するとともに、本学の教員と外部教育研究者との共同研究の成果を編集し、『研究報告書』として発刊（毎年）する。

2－3－② 教育研究に關わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

各種委員会で審議・検討された事項については、それぞれの委員長を通じて速やかに教授会に提議・報告される。教授会には全専任教員が出席しており、各委員会での審議内容について情報を共有し、各委員会間の連携を図っている。

また、学習者の要求に対応するための方策としては、「面接授業」の際に行う「関連アンケート」（面接授業の運営方法や大学への要望などへのアンケート）の集計結果を学習指導委員会及びF D委員会にフィードバックして対応しており、その対処状況に関して教授会に隨時報告され全教員で確認している。

### （2）2－3の自己評価

教育研究に關わる学内の意思決定機関の組織は、本学の規模からすると必要かつ適切に整備されている。組織相互の連携については教授会を中心とした体制を構築しており、大学の目的への反映や、学習者の要求への対応については、学習指導委員会及びF D委員会が中心になって対応しており、学生に対してはWebや郵便物を利用して連絡するなど十分な配慮をしていると評価できる。

### （3）2－3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究に關わる学内の意思決定機関の組織は、大学の使命・目的及び学習者の要求に迅速に対応できるよう対処しているが、今後は、F D委員会の活動をさらに活性化させ、新しい課題に対しては特別小委員会やプロジェクト・チームを編成して対処していく。また、学生からの要求に対しては、通信教育課程の特性を生かした方法で、Web（星槎大学専用SNSなど）を活用していく。

### 【基準2の自己評価】

本学が設置している教育研究組織は、建学の精神を具現化し大学の目的を達成するために必要な構成になっており、その運営は適切であると評価できる。また、現在設置している各種の委員会は教授会のもとで組織間の連携を取りながら諸問題の解決に当たっており、適切に機能していると評価できる。

本学における教養教育は、大学建学の精神と基本理念を受けて、幅広い人間形成のための教養教育、共生科学の基礎的知識・技能を身につけるための教養教育、社会的教養や身の回りの日常を問い合わせ直す実践的な教養教育の3本立てにしている。このことは、本学の教養教育の特色であると評価している。

教育研究に関わる学内の意思決定機関としての組織は、学長を中心とした教授会のもとで適切に整備・運営されている。学生からの要求に対しては3つの委員会（教務委員会、FD委員会、学習指導委員会）を中心に、相互に連絡をとり合って対応していることは評価できる。

### 【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

教育研究に関わる基本的組織は、大学の使命・目的及び学習者の要求に対してより迅速に対応できるよう工夫してきたが、今後も更なる向上を目指し各種委員会と事務局との連携の在り方を点検し、迅速に対応できるよう図っていく。

本学が掲げる教育目的をさらに具現化するため共生科学部における教育研究の成果を大学院（申請中）での教育研究に生かしていくとともに、開学時に設置した「星槎大学附属研究センター」や本年（平成22(2010)年）4月に設置した「附属国際交流センター」及び設置予定の「発達支援臨床センター」などと、教育研究における相互関連について明確にしていく。

また、社会のニーズにより即した教養教育に応えていくため、平成20(2008)年度に行った教育課程の全面改訂後の科目履修状況の調査（履修学生へのアンケートなど）を実施し、その結果を教務委員会とFD委員会が中心になって検討し、関連する委員会と協力して継続的に教養教育の充実を図っていく。

### 基準3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

#### (1) 事実の説明（現状）

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目標が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

本学の建学の精神を基底におき、併せて4つの基本理念（1-1-①参照）を受け、さらに学生のニーズや社会的な需要を視野に入れて、本学の学則第1条では、「本学は、建学の精神のもと、21世紀に適合する広くかつ専門的な知識を授け、学際及び複数の専門分野を横断する学芸を展開させ、21世紀に輝いて生き、かつ社会に貢献する人材を育成することを目的とする。」と定めている。

以上の建学の精神、基本理念、それらを受けた学則第1条の目的を具現化するため、本学共生科学部の教育目標は「人と人、人と自然、そして国と国とが共生する社会の創造に貢献できる優れた人材の育成」と設定している。

これらの教育理念や教育目標をわかりやすく「3つの環が重なり合う絵図」（図1-1-1参照）で表して、星槎大学のホームページに掲載し公表しているほか、大学案内のパンフレットでも紹介している。また、学則（抜粋）は、『星槎大学 学生ハンドブック2010-2011』（pp. 147-152）に掲載している。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

教育課程の編成方針は、本学の目的（学則第1条）を具現化するために設定した教育目標の達成を目指として、次の3方針・5項目を設定している。

#### 【方針1】

①「共生」に関わる領域として、「人と人との共生」（教育関係及び福祉関係）、「人と自然との共生」（環境関係）及び「国と国との共生」（国際関係）を設定し、それぞれの関係領域に関わる内容を中心に科目の編成を行う。

#### 【方針2】

②共生科学の基礎・基本になる科目（共生科学基盤科目群）は必修もしくは選択必修とし、各関係領域に関わる専門科目（共生科学専門科目群）はすべて自由選択とする。  
③共生科学に関連した幅広い教養教育科目の開設を重視し、すべて自由選択とする。

#### 【方針3】

④学際的な学問に裏付けされた専門性の高い知性と実践力が身に付くよう、「共生科学総合研究科目群」と「課題探求科目群」を設置する。  
⑤建学の精神や基本理念について学ぶための科目（科目名「星槎の目」）を設置する。

また、教育課程の編成に当たって、次の3点にも配慮することにしている。

- ①教育課程編成に際し、特別支援教育を担う教員を養成するための科目の充実に配慮すること。
- ②教職関連の科目（中学校・高等学校の教員免許状取得のための科目、特別支援学校（知的障害・肢体不自由・病弱）の教員免許取得のための科目）は、「共生科学専門科目群」に位置づけ共生科学の教育研究の成果が反映できるよう配慮すること。
- ③初等教育教員養成課程の設置（平成21年度に増設）に際しては、共生科学の教育研究の成果が担保できるよう配慮すること。

### 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

本学の主な授業方法は、大学通信教育設置基準に基づき、本学の学則第33条に明記している。

授業は、「印刷教材等による授業」、「放送授業」、「面接授業」、「多様なメディアを高度に利用して行う授業」のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとしており、通信教育課程の特長をいかし、より多くの学生に、本学の教育目的を具現化できるよう配慮している。

「面接授業」（本学では「スクーリング」と称する）では、教育目的が教育方法に反映できるよう、パソコンやOHP、VTR・DVDなどの視聴覚機器を用いた講義や討議、科目によっては野外観察・調査や演習など多様な教育方法で展開している。

テレビ会議システムを活用した「多様なメディアを高度に利用して行う授業」では、教員が主会場で行う授業の様子（映像）を、そのまま通信回路を経由して遠隔地の学習会場に送信し、遠隔地の会場でも同時に受講でき、双方向の情報のやりとり（質問や回答）ができるシステムを利用して行われる。



写真3-1-1 テレビ会議システムを活用した「多様なメディアを高度に利用して行う授業」

また、「スポーツ」のように実技を伴う授業、課題探求科目における「インターンシップ」や「ボランティア活動」などの体験実習や「課題研究／共生実習」など実習中心に学修させる授業も実施している。

「インターンシップ」や「ボランティア」、「課題研究／共生実習」などの課題探求科目の授業では、事前に学生に実習内容についての指導を行い、実習の実施後には実習記録を提出させ、その成果を確認する手続きによって単位を認定するなど、教育目的を反映させるよう適切な教育方法をとっている。



写真 3-2 「課題研究／共生実習」の授業

### (2) 3-1 の自己評価

本学の建学の精神・基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づいて教育目的を設定し、その教育目的は学則第1条に定めており、『星槎大学 学習ハンドブック』の中に掲載し公表している。

また、教育目的を達成するために教育課程の編成方針として「3方針・5項目」を策定し、それに基づいて科目の編成をしていることは評価できる。教育方法については通信制大学設置基準に基づいて『星槎大学 学則』の中に明記しており、教育目的が十分に反映できるよう科目によって適切な教育方法をとっていると評価している。

遠隔地の学生も最寄りの会場にて受講できる、テレビ会議システムを活用した「多様なメディアを高度に利用して行う授業」は、学生に教育の機会を広げるのに役立っていると評価している。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

「面接授業」の際に授業等に関するアンケートを毎回授業終了時に実施しており、その結果の収集・分析に基づいて教育課程や授業内容・方法について点検を行い、その改善に努めている。今後もアンケート実施とその分析を引き続いて行い、学生のニーズを取り入れながら教育課程及び教育方法のより一層の改善を図っていく。

その際に本学が開学の際に掲げた「誰でも、いつでも、どこでも」の視点からの分析をこれまで以上に重視し、DVDなどの放送視聴覚教材の作成・充実を含め学修上の利便性を重視して改善を図っていく。

### 3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

#### (1) 事実の説明（現状）

##### 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

本学共生科学部共生科学科の教育課程は、編成方針に基づいて、図3-2-1に示すように、基本的に「共生科学基盤科目群」→「共生科学専門科目群」→「共生科学総合研究科目群」を中心とする重層的な体系になっている。

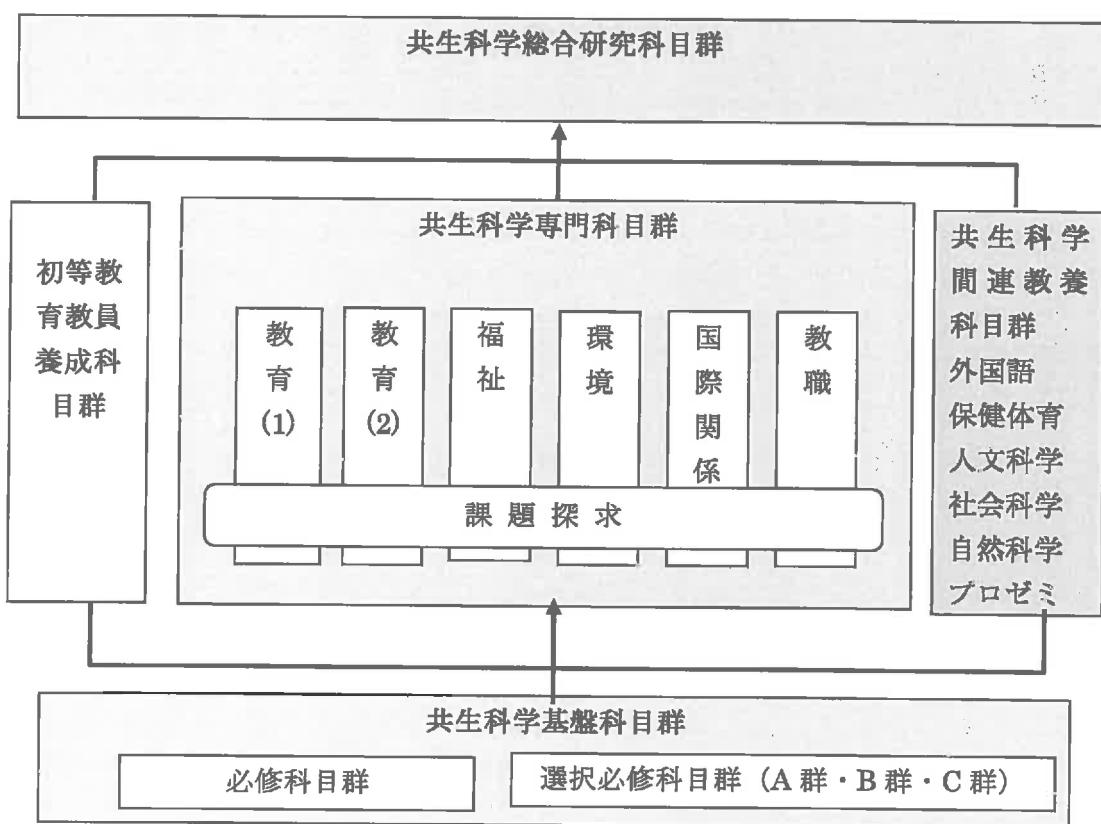


図3-2-1 教育課程編成の体系図

「共生科学関連教養科目群」(右側)は、「共生科学専門科目群」(中央部)と並置し、また「初等教育教員養成科目群」(左側)も同様な位置づけで配置している。いずれも「共生科学基盤科目群」(下部)を基底として幅広く様々な領域の科目を横断的に選択して履修できるよう体系的な編成になっている。

内容的にみると、「共生科学専門科目群」は、①「教育(1)（教育学に関する科目）」、②「教育(2)（特別支援教育に関する科目）」、③「福祉に関する科目」、④「環境に関する科目」、⑤「国際関係に関する科目」、及び⑥「教職に関する科目」の6つの柱で構成

されている。

この6つの柱を横断する形で「課題探求に関する科目」を位置づけており、全体として幅広く深い教養や総合的な判断力を培うことを重視している。教育課程の編成の3方針・5項目と配慮事項（3項目）を色濃く反映させた体系になっている。

### 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

教育課程編成の方針の第1は、3-1-②で述べたように、「共生」に関わる3つの領域を中心に授業科目を設定することである。それは、次のような手続きと方法によって行っている。

1) 「人と人との共生」領域からは、「教育(1)」と「教育(2)」及び「福祉」に関する授業科目を設定している。

2) 「人と自然との共生」領域では「環境」に関する授業科目を設定している。

3) 「国と国との共生」領域からは「国際関係」に関する授業科目を設定している。

以上は、【編成方針1】に基づいて科目設定と授業内容についている。

これらの授業科目の中で、内容的に共生科学の基礎・基本になる科目は「共生科学基盤科目」として位置づけた。それらは、表3-2-2に示すように、必修科目（5科目）もしくは選択必修科目（15科目）として設定している。（【編成方針2】②）

次に、「共生科学専門科目群」については、次のように大きく6つの分野・領域に分け、それぞれ10科目から26科目の科目で編成し、すべて自由選択している。（図3-2-1及び表3-2-2参照）

- (1) 「教育学に関する授業科目（教育(1)）」（15科目）
- (2) 「特別支援教育に関する授業科目（教育(2)）」（26科目）
- (3) 「福祉に関する授業科目」（23科目）
- (4) 「環境に関する授業科目」（16科目）
- (5) 「国際関係に関する授業科目」（12科目）
- (6) 「教職に関する授業科目」（10科目）

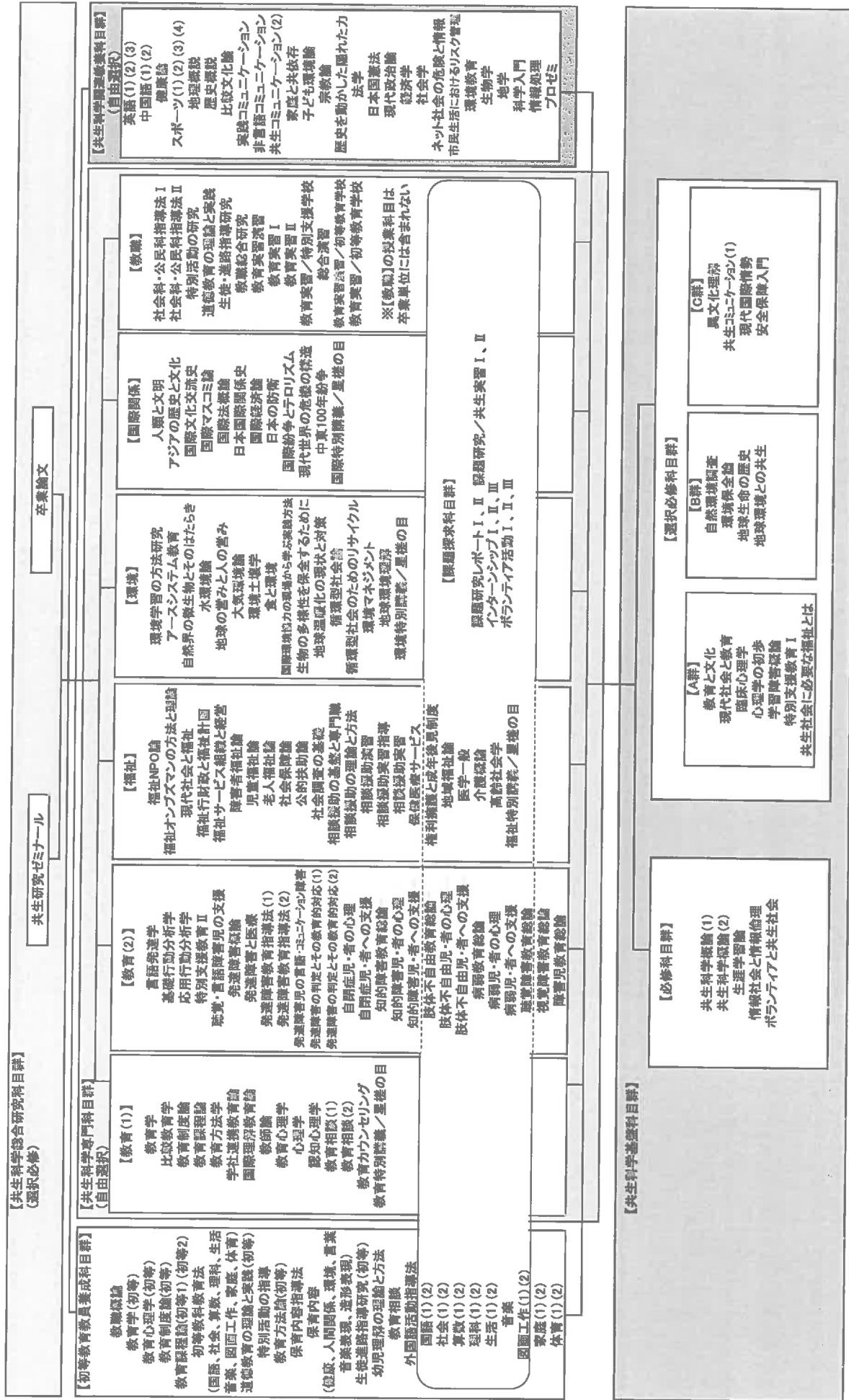
「共生科学関連教養科目群」については、図3-2-2に示すように、外国語（5科目）、保健体育（5科目）、人文科学（10科目）、社会科学（7科目）、自然科学（5科目）及び「プロジェクト」など幅広い領域の科目を設定し、すべて自由選択科目になっている。教育課程の編成方針の【編成方針2】に即した授業科目・授業内容についている。

「共生科学総合研究科目群」は、学際的で共生に関して専門性の高い知性と実践力を身に付けるよう、表3-2-2に示すように、「共生研究ゼミナール」か「卒業論文」のいずれかを選択（選択必修）させることにしている。共生科学部における、学士（共生科学）の授与にあたって、必須の科目群と位置付けている。これは【編成方針3】④に即した授業となっている。

また、6つの共生専門科目領域を横断する形で位置づけている「課題探求科目」（内訳は、課題研究レポート2科目、課題研究／共生実習2科目、インターンシップ3科目、ボランティア3科目）、及び星槎大学の建学の精神や教育理念について学修する「星槎の目」（特別講義科目）は、【編成方針3】⑤に即した授業内容についている。

図3-2-2 教育課程の編成方針に基づく授業科目の位置づけと総授業科目

星槎大学



## 星槎大学

以上のように、教育課程の編成方針に即した授業科目や授業内容となっている。

### 3—2—③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

学年、学期及び休業日などの年間学事予定は、『星槎大学 学則』において規定されているほか、学生に配布する『星槎大学 学生ハンドブック』等の冊子や星槎大学ホームページ（学生専用ページ）に掲載して明示しており、すべて年間学事予定は計画に従って適切に運営している。

年間学事予定・スクーリングスケジュール・科目修得試験実施日程、その他の学事計画を年度ごとに作成し、その内容は『星槎大学 学生ハンドブック』、学生向け機関紙『@SEISA』、星槎大学のホームページ、星槎大学SNSなど複数の媒体を用いて学生に周知徹底している。すべての学生が「いつでも」学べるよう学修環境の整備を適切に行って運営している。

### 3—2—④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

#### 1) 単位の認定

本学においては 1 単位を、大学設置基準及び大学通信教育設置基準に基づき、学則第 35 条で 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすると定めている。また、それぞれ授業の方法によって、以下のように 1 単位を定めている。

- ・印刷教材等による授業については、45 時間の学修を必要とする印刷教材等の学修
- ・放送授業については、15 時間の放送授業
- ・面接授業のうち、講義及び演習については、15 時間の授業
- ・面接授業の実験、実習及び実技については、30 時間の授業
- ・多様なメディアを高度に利用して行う授業については、面接授業と同様に扱う

単位の認定は、授業担当科の教員が、学則第 39 条（試験）、第 40 条（修得）、第 41 条（認定）、第 42 条（学修の評価）の基づき、定められた規程を厳正に適用している。単位認定の結果は、教授会にて報告される。

各科目的、評価方法、評価基準については、「学習指導書」及び「学生ハンドブック」にて記載して学生に明示し、統一した基準のもとで厳正に評価を行っている。

#### 2) 卒業の認定

卒業の認定は、学則第 44 条に定める卒業要件に基づき、第 45 条に従い、教授会の議を経て、卒業を認定し、学位を授与している。

卒業に際して選択必修科目である、共生科学総合研究科目（「卒業論文」「共生研究ゼミナール」）については、卒業認定会議前に全専任教員によって単位修得に関する審査を行い、その結果をもって学生個々の状況を卒業要件に照らし、全専任教員による臨時教授会（卒業審査に関する会議）にて、卒業の認定を行うことにより、厳正に学則の適用をしている。

### 3—2—⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位数の実質を保つための工夫が行われているか。

『星槎大学 学則』第34条に、授業科目は4カ年に配当し、1カ年で履修できる上限単位数は48単位と定めている。

履修順序として、まず、「共生科学基盤科目群」の必修科目（5科目16単位）、及び選択必修科目（15科目）から7科目を選択履修したのちに、自由選択である「共生科学専門科目群」の履修へと進むよう教育課程編成上の工夫をしており、それに基づいて履修するよう指導を行うことによって単位数の実質を保つようにしている。

### 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

教育内容に関しては、各専門領域を横断的に研究する「課題探求科目群」の各科目に特色がみられる。自ら共生科学の課題を見つけて研究する「課題研究レポート」、実践的な「インターンシップ」や「ボランティア活動」、「課題研究／共生実習」などの授業では自発的活動の誘発や自主的な実習など特色ある授業内容を工夫している。

「面接授業」における教育方法については、パソコンなど情報機器、OHP、ビデオなどの視聴覚機器を活用したり、野外観察や野外調査など体験的な活動を行ったりするなど特色ある授業方法を取り入れている。また、「多様なメディアを高度に利用して行う授業」では、テレビ会議システムの利用による遠隔地と双向方向の同時授業を行うなどの工夫をしている。

### 3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学共生科学部は通信教育課程である。授業の方法は「印刷教材等による授業」「放送授業」「面接授業」「多様なメディアを高度に利用して行う授業」または「これらを併用した授業」である。

#### 1) 印刷教材等による授業

印刷教材等による授業では、学生は教科書と学習指導書等によって学修する。学修にあたっての疑問等は、電子メールやWeb上の学生専用ページから直接科目担当教員にできるシステムになっている。また、インターネット環境をもたない学生にも配慮して、FAXによる質問も受け付けている。

学生は、学修の成果を学習指導書に記載されているレポートとしてまとめ、科目担当者より添削指導を受ける。レポート提出は、郵送、電子メール、Web上の学生専用ページからでき、横浜情報処理センターにて提出確認を行い、科目担当教員が直接添削指導を行っている。

添削指導後のレポートは横浜情報処理センターにて教務処理を行い学生に返却される。

#### 2) 放送授業

学生の学修の利便性を向上させるためにも、放送授業の展開に取り組んでいる。現在、著作権問題の処理方法に関して教務委員会で検討し、一部試行しているのが現状である。

放送授業は、DVD視聴を想定し検討しており、視聴した内容により課題を課し、課

題を完了することで受講したと認定することを予定している。

### 3) 面接授業

面接授業は、大学キャンパスのほか、「星槎大学横浜情報処理センター」や「湘南大磯」を始め全国 13 の会場（学校法人国際学園が設置する星槎国際高等学校の「学習センター」など）にて、土日、夏季・冬季を中心に実施している。

各会場においては、学生の申し込みに応じて発行した受講証と学生証にて、本学職員が受付時に本人確認を実施している。

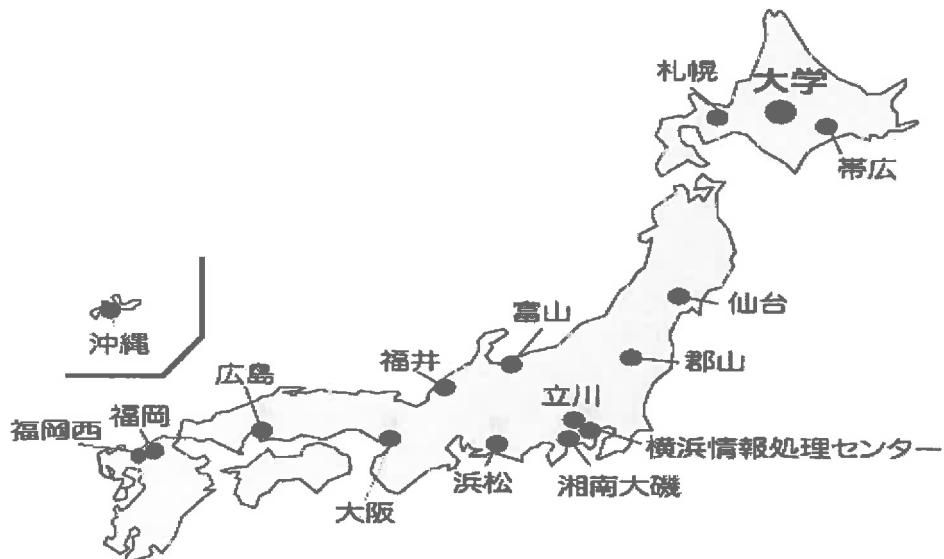


図 3-2-7 全国の「面接授業」会場

### 4) 多様なメディアを高度に利用して行う授業

多様なメディアを高度に利用して行う授業は、テレビ会議システムを利用し、大学キャンパスのほか、「星槎大学横浜情報処理センター」や「湘南大磯」を始め全国 13 の会場（学校法人国際学園が設置する星槎国際高等学校の「学習センター」など）にて、土日、夏季・冬季を中心に、面接授業と同時に実施している。

このテレビ会議システムは、音声画像同時双方向を確保できるシステムであり、講義中に担当教員への質問はもとより、最大 10 会場を同時につなぐことができる特性を発揮し、全国の会場の受講生同士の交流も図ることが可能である。

テレビ会議システムを使ったこの授業においては、教室内に本学職員を配置し、教員の講義を行っている会場と、配信されている会場での円滑な双方向コミュニケーションが実現できるように配慮している。

また、各会場における学生本人確認は、学生の申し込みに応じて発行した受講証と学生証にて、本学職員が受付時に本人確認を実施している。

### 5) これらを併用した授業

開設科目の教育効果を高めるため、「印刷教材等による授業」と「面接授業」を併用した授業、「印刷教材等による授業」と「多様なメディアを高度に利用して行う授業」を併用した授業を行っている。

## 星槎大学

これらを併用した授業においては、「印刷教材等による授業」、「面接授業」、「多様なメディアを高度に利用して行う授業」のそれぞれの授業の運用を確実に行っている。

### (2) 3-2 の自己評価

教育課程の編成方針は明確に定めており、それに即して教育課程を体系的に設定している。授業科目や授業の内容も教育課程の編成方針に即していると評価できる。

また、年間学事予定や面接授業の日程は明確にしており、履修できる上限単位数や卒業要件についても明確に規定している。これらの諸事項は『星槎大学 学生ハンドブック』や星槎大学ホームページなど複数の媒体を通じて学生に明示しており、適切に情報伝達ができるように運用している。単位の認定、卒業要件や履修登録単位数の上限についても明確に規定し、厳格に運用している。

授業の内容については「課題研究レポート」「課題研究／共生実習」や「インターンシップ」「ボランティア活動」など特色のある科目を設置し、授業方法についてはパソコンなど情報機器を活用たり体験的な活動を取り入れるなど特色のある授業活動をしていると評価している。

「印刷教材等による授業」、「面接授業」、「多様なメディアを高度に利用して行う授業」については、授業の効果を高めるための工夫だけでなく、その実施方法について補助員をあてるなど円滑に運営できるよう適切に整備していると評価できる。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

これまで教育課程に関する自己点検・評価のための授業改善アンケートは「面接授業」を中心に行ってきましたが、今後は「印刷教材等による授業」の授業科目に対するアンケートも定期的に実施し、アンケート項目も追加・改善して、教育目的の達成状況がより全体的に把握できるよう改善していく。

「放送授業」については、今後はより多くの学生が活用できるよう、放送授業向けのDVD化を推進する。また平成22(2010)年4月より始まったレポートのオンラインシステムの普及を図り、本学が目指している「いつでも」「どこでも」学習できる環境の一層の改善・整備を図っていく。

## 3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

### (1) 事実の説明（現状）

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

教育目的の達成状況を点検・評価するため「授業アンケート」の集計・分析を定期的に行っており、平成19(2007)年3月には、「授業改善のためのアンケート」を集計した分析結果（『星槎大学 自己点検・評価報告書』に所収）を公表している。

すべての面接授業で終了時には、学生の授業に対する評価や学習状況等について「アンケートによる調査を行っている。アンケートへの回答内容については、ネット上の「教職員連絡ルーム」の中に掲示し、本学の教員はいつでも閲覧できるようにしている。

また、本学独自の「マンツーマン・システム」(すべての教員が手分けをして担当学生を決め、学生の学修上の問題や様々な質問等の相談に応じるシステム)により、毎年、春と秋に全学生の学修の状況や科目履修の状況について電子メールや電話等で直接に聞き取るなどして教育目的の達成状況を点検・評価している。その評価情報をすべての教員が共有できるように学習指導委員会で整理して教授会に報告し、全教員が情報を共有できるようにしている。

面接授業の際には、資格取得や就職状況について口頭による聞き取りなどを行っているが、現状では在籍学生の約3分の2が社会人として何らかの職業についていることもあって、就職先への企業アンケートは実施していない。

### (2) 3-3 の自己評価

授業評価のためのアンケートは継続的に実施しており、平成19(2007)年度にはその集計結果を発表するなど教育目的の達成状況を点検・評価した結果を『星槎大学 自己点検・評価報告書』にまとめて公表した。また、マンツーマン・システムによって一人ひとりの学生の学修の状況や履修状況等について各教員がインターネット、電話、郵便などで把握し、教育目的の達成状況の点検・評価と改善に努力していることは評価できる。

### (3) 3-3 の改善・向上策 (将来計画)

授業評価のアンケート項目については絶えず検討して改善してきているが、教職課程に関する科目や特別支援教育関係の科目、福祉の資格関係の科目など授業科目数が増加し、科目により授業活動も多様化してきている。そうした変化に対応できるように授業評価のアンケートの項目や実施方法について検討し改善を図っていく。併せて、学生の意識調査や資格取得についての調査などを行い、その結果を教育課程の運用や「面接授業」における授業活動の改善、「印刷教材等による授業」の改善に生かしていく計画である。

マンツーマンによる学生への個人相談について、今後は、各教員が調査する際、聞き取る「共通事項」を設定して統計的にデータ処理して教育目的の改善と向上に資するようとする。

#### 【基準3の自己評価】

本学共生科学部の教育目的は、建学の精神や基本理念のほか、学生のニーズや社会的な需要に基づいて設定されており、『星槎大学 学則』第1条に明記され、『星槎大学 学生ハンドブック』及び大学案内のパンフレット等に掲載し公表している。

教育目的を達成するための教育課程の編成方針は「3方針5項目」を設定しており、その方針に基づいて授業科目を適切に設定しており、教育目的が教育課程の編成並びに授業内容に適切に反映していると評価できる。

年間学事予定、履修できる上限単位数や卒業要件については大学設置基準に準拠して明確に規定し、『星槎大学 ハンドブック』をはじめ複数の媒体を通じて学生に周知されており、適切に運用されていると評価できる。

また、教育方法については、大学設置基準及び大学通信教育設置基準に準拠して、「印刷教材等による授業」、「面接授業」及び「多様なメディアを高度に利用して行う授業」を

## 星槎大学

適切かつ厳正に実施しており、その実施方法についても適切な整備をしていると評価している。

### 【基準3の改善・向上策（将来計画）】

改定した現行の教育課程は実施して3年目になる。平成23（2011）年度には、改訂に際して設定した編成方針について評価するため、新たに設定した授業科目や授業内容について、FD委員会と教務委員会が中心になってアンケート調査を行い、その検証を行って改善していく。

また「放送授業」の実現に向けて授業のDVD化を推進し、通信制教育課程の特色を生かした授業活動の充実を図ることにより、本学の特色である「いつでも」「どこでも」学習できる環境の整備と向上を推進していく。

#### 基準4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受け入れ方針・入学者選抜方針）が明確化され、適切に運用されていること。

##### （1）事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学は、建学の精神、教育理念及び教育目標に基づいて、「誰でも、いつでも、どこでも」の趣旨に則り、以下のようなアドミッションポリシーを定めている。

本学の教育研究が目指す「共生」の理念に共鳴し、自然や社会のあらゆる事象を、様々な切り口から探求・研究し、共生社会の実現に向けて尽力する意欲があり、そのための勉学を真摯に志す者の入学を受け入れる。

このようなアドミッションポリシーに基づき、入学選抜試験や面接試験による選抜は実施していない。入学希望者に対しては入学資格の書面による審査によって選考している。1年次入学のほか、生涯学習に対する社会の要請に応えて2年次、3年次、4年次への編入も認めている。入学はいつでも可能であるが、4月入学生と10月入学生に区分する旨を明確にして学生募集をしている。

以上のような学生受け入れの方針を大学のホームページ、募集要項、入学案内に明確に記載している。全国各地（札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、大阪、岡山、広島、福岡）で開催される通信制大学合同説明会においてもアドミッションポリシーを明確にして入学案内の説明している。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

アドミッションポリシーに沿って、『星槎大学 学則』では入学時期（第20条）、入学資格（第21条）、入学の出願（第22条）、入学者の選考（第23条）、入学手続き及び入学許可（第24条）、編入学及び転学（第25条）を定めており、これら諸規定に基づいて入学者選考や転入学者選考を適切に運用している。

1年次入学の場合、書類選考時において前籍校の卒業証明書・単位取得証明書等については大学の教務部が厳密に調査し入学審査のための資料を作成する。2年次、3年次、4年次への編入の場合は、編入学以前の学歴・取得単位を点検・確認した上で編入可能な学年を記載した審査のための資料を作成する。

入学者及び編入者決定の手続きは、大学の教務部で作成した審査資料が教務委員会に提出され、教務委員会では、その審査資料に記載された一人ひとりの入学及び編入学希望者について審議し、その審議結果を議案として教授会に提出する。教授会で議案を審議して承認されると最終的に学長が入学及び編入学許可の許可を行う。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

平成22(2010)年度から定員増を行ったところであり、現在（平成22(2010)年5月1

## 星槎大学

日) のところ、入学定員 770 人に対して入学者数は 330 人で、定員比率は 42.9% である。また収容定員 3,980 人に対して在籍者数は 2,994 名で、定員比率は 62.4% である。(表 4-1-1 参照) 今後、入学者数及び在籍者数は増加するとの予測している。

平成 21(2009) 年度、面接授業の総受講学生数は延べ 4,143 人、面接授業の延べ回数は 337 回で、1 面接授業あたりの受講学生数は平均 12.3 人であった。これを直接受講する会場とテレビ会議システムを活用する会場に分けてみると、前者の平均受講学生数は 8.9 人で、後者の 1 会場あたりの平均受講学生数は 3.5 人である。学習者一人ひとりに対しきめ細かな学習指導や対応ができるよう受講学生数を適切に管理している。

表 4-1-1 入学定員、入学者数及び収容定員と在籍者数

(平成 22(2010) 年 5 月 1 日現在)

専攻	入学定員	入学者数	定員比率 (入学者)	収容定員	在籍者数	定員比率 (在籍者)
共生科学	700	279	39.9%	3380	2,260	66.9%
初等教育	50	38	76.0%	500	139	27.8%
福祉	20	13	65.0%	100	84	84.0%
合計	770	330	42.9%	3980	2,483	62.4%

### (2) 4-1 の自己評価

本学の建学の精神・教育の基本理念に沿って、教育目標に共感し、共生科学探究の意志と意欲をもった学生を受け入れるというアドミッションポリシーを明確にし、その趣旨に沿って入学者選考や編入学選考に関する規定を学則に定めており、規定に基づいて適切に運用している。開学時の平成 16(2004) 年度には収容定員 2000 人であったが、その後、学生数は順調に増加し、平成 22(2010) 年度には定員 3,980 人へと当初の約 2 倍の増員計画が認可された。

入学者数、在籍者数、ともに定員内に収まっている。平成 21(2009) 年度の面接授業の延べ学生数は 4,143 人、1 会場における平均受講学生数は 12.3 人で、効果的な教育ができるよう管理されていると評価できる。

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学開学から 7 年目でまだ歴史が浅く、本学の掲げるアドミッションポリシーが広く社会に浸透しているとは言い難い。今後、さらに本学の社会的使命を果たせるよう「共生」の理念に基づくアドミッションポリシーの浸透を図るために、今後は、Web 媒体の積極的な活用を促進する。

## 4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

### (1) 事実の説明（現状）

4-2-① 学生への学習、支援体制が整備され、適切に運営されているか。

本学は通信教育課程のため、4-2-②に記載する。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学における学習支援や教育相談は、学長の直轄下に設置されている「学習支援室」と、常設の「学習指導委員会」の2つの組織が中心となって行っている。(図4-2-1参照)

#### (1) 「学習支援室」による学習支援・教育相談

「学習支援室」の室長は学習指導委員会委員長が兼務しており、「指導部」(教員)と「相談部」(事務職員)の両組織を統合して、学生の学習支援・教育相談を行う中核的な実行組織である。とりわけLD等特別な支援を要する学生に対しては指導部(教員)と相談部(事務職員)が連携しながら就学上の相談を含め、学習支援や教育相談を行っている。

この学生支援組織の特徴は、教員組織(指導部)と事務局組織(相談部)が互いに連絡を密にしながら学生の教育相談や学習支援に当たれるよう、学習支援室の構成を教員組織・事務局組織の両者で編成しているところにある。『星槎大学 学習支援ハンドブック』星槎大学学習指導委員会作成(平成21(2009)年3月20日)を参照。

「学習指導委員会」は、学生全般にわたる学習指導を中心に学習支援・教育相談等に関する施策を教授会に対して提議し、それに基づく実行は「学習支援室」に付託していく体制をとっている。

なお、面接授業会場(16箇所)のうち、「大学キャンパス」、「星槎大学横浜情報処理センター」、「星槎湘南大磯スクーリング会場」を除く、全国13箇所にある面接授業会場(星槎国際高等学校の「学習センター」を使用)には、学習支援が必要と申し出ている学生等の教育相談に対応するための組織(「サテライトカレッジ」と呼んでいる)を設置している。各学習センター長が「地域相談室長」(星槎大学非常勤職員を委嘱)を務めており、サテライトカレッジ所属の職員とともに、大学の「地域指導員」と連携して、担当地域の学生の学習支援を行う体制をとっている。

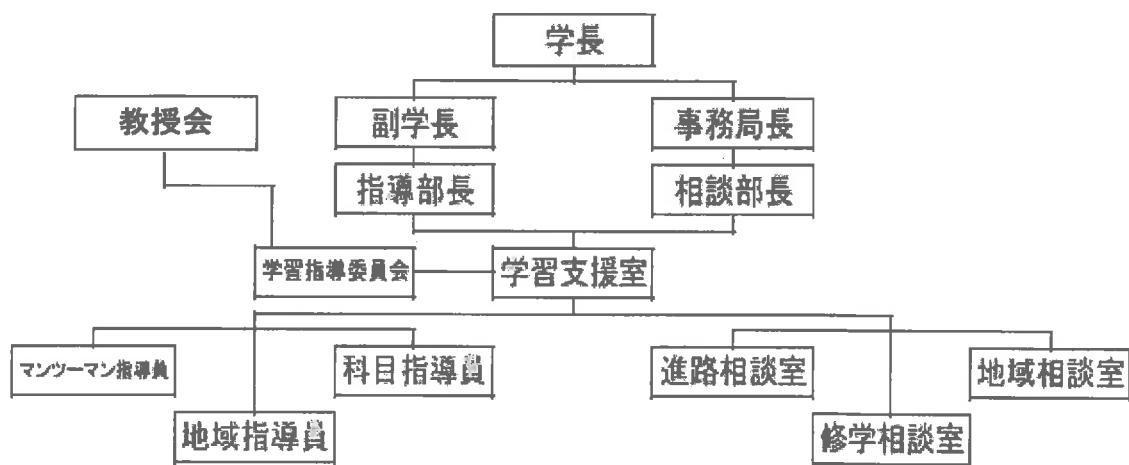


図4-2-1 学習支援・指導組織図

## (2) 「学習指導委員会」が中心になって展開している学習支援・教育相談

学生への学習支援については、上記の支援活動と並行して「学習指導委員会」が中心になって展開している活動がある。「マンツーマン指導員」「科目指導員」および「地域指導員」による学習支援・教育相談で、それは以下のような組織である。

### 1) 「マンツーマン指導員」による学習支援・教育相談体制

マンツーマン指導員は、いわば担任教員のようなもので、入学から卒業までの間、全専任教員（学長、副学長は除く）に一定数の学生が割り当てられる。1教員あたりの指導学生数は平均して約100名である。

マンツーマン指導員は、年間を通じて2回は担当する指導学生と電子メールや電話等で連絡をとつて「学修する」ことの意味やその進め方など学習支援に当たっている。そのほかにも必要に応じて学生と連絡をとり、その後の学習状況やレポートの進捗状況等について確認したり、時としては個人的な事情に関しても相談に応じたりしている。さらに、卒業後の進路相談にも応じるなど、学生の様々な相談に対応している。

通信教育課程では、仲間の学生と対面する機会が少なく孤立感に陥ることもあり、そうした状況に対応するシステムとしても機能している。

### 2) 「科目指導員」による学習支援体制

各教員が自分の担当科目について責任をもつて学習の支援を行う体制をとっている。それぞれの授業科目について、授業担当者が当該授業科目の学び方や学生の疑問に答えるなど学習支援を行っている。学生は学修を進めていく過程で疑問や理解が困難な内容について、電子メールや星槎大学SNSで相談できるシステムが構築されている。

### 3) 「地域指導員」による学習支援・教育相談体制

学生が日本各地に在住しているため、各地域における学生の学習支援や教育相談を行う必要性から設置した組織である。学習指導委員会の委員の中から各担当地域の教員を決め、担当地域の学生を対象に支援や相談に応じている。学生は身近な場所で学習支援や教育相談を受けることができる。

## (3) Web上の学習支援・教育相談体制

### 1) 「学生専用ページ」による学習支援

学生専用ページには、学習支援のための各種情報が掲載されている。自分が登録した科目や、既得科目・レポートの状況・スクーリングの申し込み・学習指導書・各種セミナー等、学修を進める上で必要な情報を確認することができる。学生は必要なときにアクセスして、自身の学修状況を把握できるシステムである。

### 2) 星槎大学SNSによる学習支援と教育相談

星槎大学SNSはオンライン上の学生、教職員のコミュニケーションの場として提供している。通信教育課程で学ぶ学生の中には孤独な学修に耐えきれず勉学の継続が難しくなる者もいる。こうした状況への対処を踏まえて、星槎大学SNSでは、学修を進める上で勉学上の情報交換を促進し、併せて学修上の悩みや日常生活における身辺情報等について自由に発言できる場を提供している。

運用には、ガイドラインを定め一定のルールのもとで利用することにしている。このシステムには教員や職員も参加しており、教職員と学生、学生と学生がお互いに自由にコミュニケーションを図っており、学習支援や教育相談に役立っている。

## 星槎大学

この星槎大学SNSの導入に当たっては文部科学省の「学生支援G P」（新たな社会的にニーズに対応した学生支援プログラム）に選定され、同省からの経済的な支援を受けている。（特記事項1.「学生支援G Pと星槎大学SNSの活用」参照）

以上のように、学習支援・教育相談については、大きくわけて「学習支援室」による支援活動と、学習指導委員会が展開する「マンツーマン指導員」、「科目指導員」および「地域指導員」の三位一体となった支援活動によって行っている。それに加えてWeb上の「学生専用ページ」や「星槎大学SNS」などのネットメディア活用を併用するなど、全体として学生が教育支援や教育相談を受けやすい組織体制に整備している。

なお、開学以来、学修困難な学生への学習支援や教育相談については、FD委員会や学習指導委員会を中心に検討を重ねてきた。平成21(2009)年5月に、これまでの検討結果を踏まえて「LD等支援プロジェクト」を発足させ、学修に困難をきたしている学生の方策について詰めの検討を行った。その報告書が平成22(2010)年2月に提出され、履修証明プログラム「ライフスキル向上プログラム」開設について提案された。現在、そのための準備を行っている。（特記事項2.「『履修証明プログラム』開設による社会貢献」を参照）

### 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

本学には、多様な経験、人生経験をもち、ニーズも様々な学生が在学している。これら多様な学生の意見を把握する方法として、最初に入学してくる全学生を対象に学習支援も含めてアンケート調査を実施している。

その中で、特に学習支援を必要とする学生に対しては、「二次アンケート」を実施して、個々の学生への具体的な支援方法について検討し、それを基に、図4-2-3のような「具体的配慮事項シート」（次頁）を作成している。

教員は専任、非常勤に関わらず、この「具体的配慮事項シート」によって学生の状況を確認することができ、学生への適切かつ効果的な指導を行うことができるよう整備している。この「具体的配慮事項シート」はマンツーマン指導員が担当する学生と連絡したり学習状況等について聞き取り調査したりする際にも役立っている。

### (2) 4-2の自己評価

学生への学習支援・教育相談を行う体制は、「マンツーマン指導員」「科目指導員」および「地域指導員」の三位一体の体制を組織化しており、教員間の緊密な連携体制が有効に機能していると評価している。これに加えて、Web利用と星槎大学SNSによる学習支援体制は、通信教育課程にありがちな勉学上の不安感を軽減させ、学生相互及び学生と教員のコミュニケーションツールとして効果的に機能している。

学習支援を必要とする学生の意見等の汲み上げについては、入学時に各学生から意見を聴取して、学習支援のための「具体的配慮事項シート」を作成しており、それを非常勤教員も含めて全教員が利用し学習支援・指導に役立てていることは評価できる。

### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

本学に入学する学生の多様化とともに生涯学習を志す人のニーズが多様化し要求レベ

**2 具体的配慮事項シート(A面)**

学籍番号 :	記載者 :
	記載日 : 年 月 日

ここに記載されている内容は個人情報なので守秘の厳守をお願い致します  
配慮していただきたい事項

本学生は、

1. 読字において 特別な配慮が 必要 必要ではない

具体的に

2. 書字において 特別な配慮が 必要 必要ではない

具体的に

3. 聞き取る力において 特別な配慮が 必要 必要ではない

具体的に

4. はなす・まとめる力において 特別な配慮が 必要 必要ではない

具体的に

5. 行動面(注意集中面含む) 特別な配慮が 必要 必要ではない

具体的に

図 4-2-2 「具体的配慮事項シート」の例

ルも高くなってきており、学習支援や教育相談の内容も多様化し質的な向上を図る必要が生じてきている。このような時代の変化に対応して学生の多様な意見や要望を汲み上げられるようなアンケートを作成して実施し、その分析結果をもとに、現在の「具体的配慮事項シート」を検討し直して、新しい状況に対応できるような「学習支援ノート」（仮称）に改善していく。

#### 4－3．学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

##### （1）事実の説明（現状）

###### 4－3－① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

通信教育課程の大学であるため、大学キャンパスに学生が日常的に通学してくるということはない。学生との連絡はほとんどが通信（主に電話やインターネット）で、問い合わせ等に対しては大学事務局が通信で回答している。このため学生サービス・厚生補導全般についての窓口は大学事務局が中心になって当たっている。

学生サービスについては大学事務局において、以下のような事項について対応している。

###### 1) 厚生補導関係のサービス

奨学金、傷害保険、大学施設利用、課外活動、学生の健康管理、保健室管理、就職案内、ハラスメントの防止、その他学生生活の向上に関する業務など。

###### 2) 学生の身分関係のサービス

学籍異動に関する業務、学生証発行、学割の発行、各種証明書の発行など。

なお、これらの学生サービス業務については、『星槎大学 学生ハンドブック』、大学のホームページ（学生専用ページなど）、星槎大学SNS等により情報提供の周知徹底を図っている。

学生の厚生補導上の問題については、まず大学事務局が窓口となって問題把握を行い、その回答内容によって学習指導委員会や教務委員会が中心となって問題解決して処置を決め、学生に回答する仕組みにしている。

最近では、平成21（2009）年に、薬物乱用に歯止めをかける社会的要請が高まったことから、学習指導委員会において薬物乱用禁止のパンフレットを作成、大学事務局を通じて全学生に配布し薬物乱用を防止する指導を行った。

###### 4－3－② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

希望者に対して日本学生支援機構の奨学金を紹介している。経済的な事情で、就学継続の意志があるにもかかわらず就学困難となった学生に対しては、申し出により学費の分割納入を認めている。

###### 4－3－③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

個人的にシンポジウムなどを企画している学生は見受けられるが、現在のところ組織的な活動には発展していない。通信教育課程のため学生が大学キャンパスに集合する機会に乏しく、また開学からあまり年月が経っていないこともあり、大学の正式の組織としての課外活動は行われていない。星槎大学SNSや電子メールなど用いて、大学が企画した各種セミナーや特別支援教育関連のイベントへの参加を呼びかけているのが現状である。

4－3－④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

4－2－②で述べたように、「マンツーマン指導」の担当教員が、年間に少なくとも2回（春と秋）、担当する指導学生と直接電子メールや電話あるいは郵便手段を用いて連絡をとり、学習相談や生活相談を行っている。その際に心的支援や健康相談についても必要に応じて話し合っている。

学生は、隨時、「マンツーマン指導」の教員や「地域指導員（教員）」（4－2－②参照）に対して学習支援だけでなく、健康相談や心的支援、生活相談などに関して、直接面談したり、あるいは電子メールや星槎大学SNSなどの通信手段を用いたりして連絡を取り話し合えるシステムを構築している。

4－3－⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

学生へのサービスについて、学生から意見等を汲み上げるための仕組みではないが。4－3－④で述べたように、学生はいつでも「マンツーマン指導」の教員や「地域指導」の教員に、直接面談したり電子メールや電話をしたりして意見が述べられる仕組みになっている。また、大学事務局は、学生との連絡は通信（電子メールや電話）で行っており、学生からも直接、通信で連絡してきている。

## （2）4－3の自己評価

厚生補導に関しては、大学事務局が窓口になって、学習指導委員会や教務委員会と緊密な連絡をとりながら対処しており、適切に機能している。学生サービスについては、大学事務局がその対応に当たっている。

健康相談、心的支援、生活相談等については、学生はいつでもマンツーマン指導の担当教員や地域指導員と連絡がとれるシステムになっており、通信教育課程の大学として整備されたシステムであると評価できる。

## （3）4－3の改善・向上方策（将来計画）

学生の課外活動については、最近になって有志学生グループを中心に組織的な活動を始めようとする動きも出てきており、学生の希望がかなえられるよう連絡をとって積極的な支援策を講じていく。

最近の厳しい経済状況もあって、生活困窮のために就学の継続が困難になるケースが見受けられるため、学生への経済支援に関しては、奨学金や教育ローンの紹介をさらに強化していく。また、成績優秀者に対する特待生制度を設ける方向で準備を進めている。

学生サービスに対する学生からの意見等を汲み上げる仕組みとしては、現在の「学生ポータルサイト」のアンケート機能を利用して、学生が大学事務局に対して意見等を書き込む「意見欄」（仮称）をつくる。

4－4．就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

### （1）事実の説明（現状）

4－4－① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

## 星槎大学

本学の学生には資格取得やキャリアアップを目指した就業中の社会人が多いこともあって、卒業後の就職斡旋についての相談件数は少ない。しかし、就職活動を希望する学生に対しては、申し出に応じて就職部から郵送で業種・職務の情報、就職に向けての自分づくりの情報を提供し、求人票を紹介している。

大学院や他大学等への進学相談については、特別に組織化した部署は設けていないが、マンツーマン指導の担当教員や卒論指導等に当たっている教員が学生の相談相手になり助言・指導に当たっている。

### 4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

本学では、キャリアアップのための「資格」取得を目指して入学する学生が少なくない。その要望に応えるため、キャリア教育のための様々な支援体制を整備してきた。

特別支援教育関係では、開学当初から平成22(2010)年3月まで日本LD学会認定の「特別支援教育士」のポイント振り替えを行なうための「特別支援教育専門コース」を設定して対応してきた。現在は、「日本教育カウンセラー資格」(日本教育カウンセラー協会認定)や、AS-自閉症スペクトラム学会の「サポートー資格」取得などの支援体制を整備している。

教員免許関係としては、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許、中学校教諭「社会」免許、高等学校教諭「公民」免許、特別支援学校教諭免許などが取得できる体制を整備している。

また、社会福祉士受験資格、社会福祉主任用資格の取得など、キャリア教育のための支援体制も整備している。

職業体験（インターシップ）を希望する学生に対しては、星槎国際高等学校と共同してインターンシップの可能な企業106社を開発・登録しており、希望する学生は業種と地域を選択することにより、職業体験ができるシステムをとっている。

以上のはか、学士課程の教育プログラムではないが、キャリア教育のための「履修証明プログラム」として、「支援教育専門士養成プログラム」と「総合リスクマネジメント士養成プログラム」を開設している。現在、「ライフスキル向上プログラム」(仮称)を開設する準備を進めている。在学生も、キャリアアップのために、これらの「履修証明プログラム」の科目を履修することもできる。(特記事項「履修証明プログラムによる社会貢献」参照)

### (2) 4-4の自己評価

就職に対する支援体制としては、就職部が中心になって運営している。また大学院等へ進学相談はマンツーマン指導の教員により実施している。

キャリアアップをしたいという学生の要望に応えて、教員免許資格、特別支援教育関係の資格、社会福祉士受験資格や社会福祉主任用資格など、キャリア教育のための様々な支援体制を整備している。

### (3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

就職支援を希望する者に対しては、就職試験への具体的な対応を身に付けるための資料を提供するとともに、個々の学生の求めに応じて就職支援情報の内容を充実していく。

キャリア教育への支援としては、現在の資格関係の科目を履修している学生の意見をアンケート調査し教育方法や科目等の見直しを図っていく。また、「履修証明プログラム」については、本学の社会貢献の一環として位置づけ、各履修証明プログラムを総合的にマネジする組織を設置し、履修証明プログラムの開発とその活性化を図る。

#### 【基準4の自己評価】

本学の建学の精神・教育理念に基づいて「アドミッションポリシー」を明確にしており、その方針に沿って入学要件を学則に細かく定め、定められた手続きに従って入学者の選考を適切に運用している。

学習支援・教育相談体制については、基本的に教員と事務職員が連携して組織的に取り組むことができるような系統と体系を明確にしていることは評価できる。

教員による学習支援・教育相談については、「マンツーマン指導員」、「科目指導員」、および「地域指導員」の三者が一体になって臨んでおり、とりわけ、担任制ともいべき「マンツーマン指導員」による学習支援や教育相談、あるいは心的支援や進路相談などを行う体制がシステム化されており、その運営が円滑に行われていると評価している。

これに加えて、Web上の学生専用ページの開設やSNSによるコミュニケーションシステムは通信教育課程の大学としての特性を生かした支援方法であると評価できる。

キャリア教育のための支援体制については、多様化してきている学生の要望に応えるため、各種の資格取得が可能な課程を設置している。また、「履修証明プログラム」を設置し大学としての社会貢献を果たすため大学の人的資源の活用を図っている。

#### 【基準4の改善・向上方策（将来計画）】

建学の精神、教育理念及び教育目標に基づいて、「誰でも、いつでも、どこでも」をモットーにした「アドミッションポリシー」を変更する予定はないが、多様化している入学希望者の特性を把握するため、入学や編入学の願書提出に際して、入学希望動機などを記した「小論文」を提出させるようとする。

学生への学習支援や教育相談については、学生がいつでも支援を受けたり相談したりする組織になっているかどうか、通信教育課程で学ぶ利点が生かされているかどうか、星槎大学SNSや学生専用ページの利用実態等を含めて、学生へのアンケート調査を行い、これまで実施してきた学習支援や教育相談等のシステムを点検して改善していく。

現在実施している「具体的配慮事項シート」については、その基本的な考え方を保持しながらも、入学生の一層の多様化に対応できるような内容構成に修正していく。

学生の課外活動については、有志学生グループに働きかけて、組織的な活動ができるように推進していく。

キャリア教育の中でも、とりわけ教員資格については、幼稚園から高等学校まですべての校種にわたって教員免許が取得できるよう量的に拡大してきたが、今後は質的向上を図るため、星槎大学としての「教員養成の理念」と「目指す教師像」に沿った教員養成の体制を整備していく。

**基準5. 教員**

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

## (1) 事実の説明（現状）

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

本学共生科学部共生科学科の専任教員数は表 5-1-1 に示すとおりである。専任教員 27 人うち教授 13 人で、大学通信教育設置基準上の教員数を充足している。

表 5-1-1 共生科学部共生科学科の教員数

(平成 22(2010)年 5月 1日現在)

学部	学科	専任教員数 (うち教授)	設置基準上 必要教員数	兼任教員数
共生科学部	共生科学科	27(13)	20	72

教育課程運営上からみた専任教員数の配置を区別別に示すと、表 5-1-2 のとおりであり、それぞれ必要な教員数が適切に配置されている。

表 5-1-2 教育課程運営上からみた専任教員の配置

(平成 22(2010)年 5月 1日現在)

区分1	区分2	専任教員数	備考
共生科学基盤	必修	5	原則として全科目専任教員
	A群（教育・福祉）	5	同上
	B群（環境）	4	同上
	C群（国際関係）	4	同上
共生科学専門	教育（1）教育学一般	5	
	教育（2）特別支援教育分野	3	特別支援学校教員免許状
	福祉	2	社会福祉士受験資格ほか
	環境	4	
	国際関係	4	
	教職	8	中学（社会）・高校（公民）
	課題探求	27	原則として全科目専任
共生科学総合研究（選択必修）		27	全科目専任
共生科学関連教養	外国語	1	
	保健体育	1	
	人文科学	4	
	社会科学	4	
	自然科学	3	

星槎大学

	プロゼミ	27	専任教員が担当
初等教育教員養成	教科に関する科目	5	
	教職に関する科目	9	
合 計		専任教員数 27名	

5-1-②教員構成（専任・兼務、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

1) 専任・兼任

表5-1-1で示したように、共生科学科の専任教員数27人、兼任教員は68人である。教育課程上で主要科目と位置づけている授業科目（「共生科学基盤科目」）については専任教員の配置を原則とし、それ以外の授業科目についても、各専門科目群における中核的科目には原則として専任教員を配置し、その他の科目については、各専門分野の研究者を兼任教員として配置している。

2) 年齢・男女構成のバランス

本学の専任教員の年齢構成は、表5-1-3に示すとおりである。

表5-1-3 専任教員の年齢構成

(平成22(2010)年5月1日現在)

職位	年齢区分(歳)											計
	71 以 上	66 ~ 70	61 ~ 65	56 ~ 60	51 ~ 55	46 ~ 50	41 ~ 45	36 ~ 40	31 ~ 35	26 ~		
教授 (特任教員を含む)	10	2	1									13
准教授	1	2	0	2	3	2	1					11
講師							1	1	1			3
計	11	4	1	2	3	2	2	1	1			27
構成比	40.7	14.8	3.7	7.4	11.2	7.4	7.4	3.7	3.7			100

年代別の構成比は、30歳以下は0%、31～40歳7.4%、41～50歳14.8%、51～60歳が18.6%、61～70歳18.2%、71歳以上が40.7%である。年代層別に見ると高齢化の傾向にあるが、本学の教育研究が共生科学という発展途上の学問を対象にしており、かつ学際的研究分野であることから、教育研究において幅広い研究歴をもつ人材を必要としたためである。

就業規則上の定年は満65歳で、現在、それを越える教員は現在15人である。本学の就業規則（第59条）では、本学経営上必要がある場合には、「再雇用」（同条第2項）

あるいは「定年の年齢を超える者を採用することがある」(同条第3項)と定めており、就業規則上の問題は生じない。

次に、専任教員の男女構成は表5-1-4のとおりで、男性教員81.4%、女性教員18.5%となっている。

表5-1-4 専任教員の男女構成比  
(平成22(2010)年5月1日現在)

職位	男性		女性		合計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
教授(特任教授を含む)	11	84.6	2	15.4	13	100.0
准教授	9	81.8	2	18.2	11	100.0
講師	2	66.7	1	33.3	3	100.0
合計	22	81.4	5	18.5	27	100.0

### 3) 専門分野のバランス

本学共生科学部が授与する学位は「学士(共生科学)」である。共生科学という教育研究上の目的を達成するためには、共生科学研究の主領域である「教育、福祉、環境、国際」の各専門分野に関わる教員数のバランスが重要になる。

専門分野の教員の構成については、表5-1-2の区分2の教員数に示したように、専門分野のバランスはとれている。

教育研究に関わる責任体制を明確にするため、「共生科学基盤科目群」における科目担当教員と「共生専門科目群」における専門科目担当教員とは相互に連携をとりながら授業内容について意見を交わし時には議論を行って、基盤と専門の接続が円滑に行われるようしている。また、「共生科学総合研究科目」の指導については、全専任教員が連携してを行い、各学生への個人指導は分担して行う体制をとっている。

### (2) 5-1の自己評価

教員数に関しては、法令が定める基準を上回る専任教員数を充足し、教授数の条件も満たしている。教育課程を適切に運営するための教員数は確保され、適切に配置され、専任教員と兼任教員のバランスは適切であると評価している。

教員の年齢構成では、年代区別にバラつきが見られものの、66歳以上と66歳未満の割合は55:45である。大学開設当初は共生科学という新しい学問研究分野であることもあって、ある程度、教員構成の高年齢化は避けられなかつたが、今後は年齢構成について調整していくこととしている。

教員の男女構成比については、女性の教員が20%弱である。採用に際しては性別にとらわれずに行っている。

### (3) 5-1の改善・向上方策

今後の教員採用にあたっては、共生科学という創成中の学問の確立を図り発展させ

ていく必要があり、今後も関連する諸研究分野の教員数をバランスよく確保しながら、年齢上のバランスを配慮して教員選考を行うようとする。

5－2．教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 事実の説明

5－2－① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

本学の教員の採用・昇任の方針については『星槎大学 教員選考規程』に明記している。同規程第1条で、「教員採用の基本方針は、本学の建学の精神及び教育理念に共鳴し、豊かな人格識見があり、本学の教育目標を達成するために必要な教育実績・研究業績・実務経験等の職務経験を有すること」と定めている。

また、採用・昇任の手続きに関する方針として、学長、副学長、学部長及び事務局長等によって組織する「資格審査委員会」の審査を必要とするとし、その資格審査の項目を明示しており、教授、准教授、講師、助教ごとの「資格基準」についても明確に規定している。

5－2－② 教員の採用・昇任の方針に基づく規定が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用・昇任は『星槎大学 教員選考規程』に定める方針に基づき、同規程の中に手続き等が規定されている。

教員の採用・昇任については、学長が副学長・学部長及び事務局長の意見を聴取して発議し、大学運営会議の議を経て採用・昇任候補者を決定する。その決定に基づいて、学長は、資格審査委員会を発足させる。

資格審査委員会は『星槎大学 教員選考規程』により、学長、副学長、学部長及び事務局長等で組織することになっており、同規程に定められた審査項目について審査する。その審査結果を、学長は教授会に報告し意見を聴取したのちに大学運営会議に提出する。それを受け理事長は採用者または昇任者の任命を行う。

資格審査は、本学の建学の精神及び教育理念に対する認識のほか、次のような項目のうち、採用または昇任に該当する項目について行われる。

学歴、職歴、人格識見、勤務状況、研究業績、教授指導能力、教育上の実績もしくは業績、管理運営上の実績もしくは業績、社会的実績もしくは業績（学会及び社会における活動を含む。）、実務経験及び実務能力、健康状況等である。それぞれの項目について具体的な検討内容が示されている。

採用または昇任の際の資格基準については、大学設置基準に則り、教授、准教授、講師、助教に分けて明確に規定している。

以上のような厳正な手続きにより、公平で厳格な資格審査を行っており、適切に運用されている。

(2) 5－2の自己評価

教員の採用・昇任の方針及び規定は、『星槎大学 教員選考規程』に明確に示されており、同規程が定める諸規定を厳正・公平に適用し、適切に運営している。

### (3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

開学以来6年間に、教職課程の設置、教育課程の全面改正、初等教育教員養成課程の設置、福祉分野における資格取得科目の増設など、それぞれに対応して必要とされる教員の採用や昇任を行ってきた。今後も学校教育法や大学基準等の法的な規定に準拠し本学の『教員選考規程』に則りながら、教育研究活動の充実と質的向上をさらに図っていくことに主眼をおいて教員の採用・昇任を行う計画である。

**5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。**

#### (1) 事実の説明（現状）

**5-3-① 教員の教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。**

本学は開学当初より、教員の勤務時間については週40時間以内としており、また週のうち1日を授業準備や各教員の研究活動にあてる研究日としている。

平成21(2009)年度における、週あたりの専任教員の授業担当時間数の平均は、表5-3-1に示すとおりで、教育担当時間は適切に配分されている。

表 5-3-1 専任教員の1週間あたりの授業担当時間数（面接授業）

(平成22(2010)年5月1日現在)

	授業担当時間数の平均
教 授	6.96 授業時間
准教授	7.84 授業時間
講 師	7.83 授業時間

これらの授業担当時間数のほかに、通信教育による指導の成果をあげるために、各教員は担当する科目について、『学習指導書』の作成、レポートの採点・添削、科目修得試験の出題・採点等を行っている。

また、卒業論文の指導や共生科学ゼミナールおよびプロゼミにおけるレポート指導、課題探求科目におけるフィールドワーク指導などを行っている。これらの教育研究活動は本学の教育目的を達成するためには極めて重要で、全教員が分担して指導に当たっている。

**5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant)・RA (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。**

本学では、教員の教育研究活動にTA・RA等による支援は行ってはいない。但し、「面接授業」で、遠隔地の会場（星槎国際高等学校の「学習センター」）を「テレビ会議システム」で結んで双方授業を行う際には、各「学習センター」の教職員（大学の非常勤職員を委嘱）が情報機器等を操作して教員の教育研究活動が円滑に行われる

よう支援している。

5－3－③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が適切に配分されているか。

教員の研究費として、個人研究費を全教員（教授、准教授、講師）に、開学当初は一律に1人あたり年間40万円であったが、現在年間20万円が支給されている。平成20(2008)年4月に「教員の個人研究費についての内規」を作成し、教育研究活動をより活発化するため、事務の取扱いがスムーズに行われるよう手続きの合理化を図った。

このほかに「附属研究センター」の研究事業として、年間総額300万円程度（平成22(2010)年度は300万円）を研究資源として、共同研究を申し出た教員に対して「附属研究センター運営委員会」が審査して研究費を配分、研究の援助を行っている。

## （2）5－3の自己評価

教育研究の目的を達成する上で、教員の教育担当時間は適切に配分されている。また、「面接授業」でテレビ会議システムを活用する際には、情報機器の操作を非常勤職員が支援するなど、通信教育課程に相応しい教育研究活動体制を工夫していると評価できる。個人研究費はすべての教員に同額（20万円）が配分されている。

## （3）5－3の改善・向上方策（将来計画）

教員の教育担当時間等の配分や負担については実状の調査をして、教育研究目的の達成からみて適切かどうか検討し、その結果に基づいて改善していく。RAに関しては、現在（平成22(2010)年5月）、大学院設置申請中であり、平成23(2011)年度以降は大学院の学生によるRAの活用について検討を始める。

教育研究目的を達成するための資源の配分については、附属研究センターの共同研究が本学の目指す「共生科学」の発展につながる貴重な研究である現状を踏まえて、今後、同センターの共同研究費を増額していくようにする。

## 5－4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組がなされていること。

### （1）事実の説明（現状）

5－4－① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組が適切になされているか。

本学は、開学初年度（平成16(2004)年度）より「FD委員会」を設置して「授業改善のためのアンケート」を作成し、「面接授業」の終了時に実施してきた。また、「印刷教材等による授業」についても、その全履修者に学修状況についてアンケート調査を実施してきた。

これらの集計結果についてはFD委員会によってアンケート結果を分析し、各教員にフィードバックして「面接授業」や「印刷教材等による授業」の授業改善に反映させたり、学生が自学自修するための手引書である『学習指導書』の改訂に反映させたりしてきた。

平成17(2005)年度からは、「FD委員会」は全学的なFD活動として共生科学に関する研究会を定期的に開催し、本学設置の理念や趣旨についての認識を深めるとともに、

共生科学の発展に向けた基礎的な教育研究について論議を深め、教員の教育力の向上に資するような活動を開始した。

平成 18(2006)年度には、「FD委員会」とは別個に自己点検を含め FD 等を推進する組織として「自己点検・評価小委員会」を設置した。大学創設以降の自己点検・評価を自主的に行うためである。7-3 で後述するように翌年（平成 19 (2007) 年）3 月に『星槎大学 自己点検・評価報告書』にまとめて公表した。

その中に、平成 18(2006)年 2 月に実施した「学生アンケート」（全学生対象）の結果報告と「授業改善のためにアンケート」及び「授業改善のための教員アンケート」等の集計結果を掲載した。全教員がその結果を検討しながら「面接授業」や「印刷教材等による授業」の改善を行ってきた。

その後、FD 委員会は、平成 19 (2007) 年 4 月から、特別支援教育の問題や共生科学研究の今日的課題、さらには授業改善の方策等について論議し、全教員が担当する授業科目「プロゼミ」や「共生研究ゼミナール」の教育方法について検討を重ねてきた。そして、平成 21(2009) 年度に入って 6 月には、FD 活動の日常化を図るために FD 推進のための課題について検討する「FD 検討小委員会（授業の質的向上と評価）」を設置した。「FD 検討小委員会」が検討した課題について、全教員参加の「FD 委員会」を平成 21(2009) 年 9 月と 11 月に開催し、通信教育課程における授業改善のあり方と教員の教授力向上などを目指して通信添削を含めた教育評価についての検討を始めた。「FD 検討小委員会」はその後も検討課題を整理しながら活動を続けている。

なお、平成 21(2009) 年 5 月には、『自己評価報告書』を作成するための「FD 特別小委員会」を設置し、翌 22(2010) 年 2 月には「拡大 FD 委員会」を設置して、自己点検・評価を進めており、本年（平成 22(2010) 年）に入ってからは、教育研究活動向上のための FD 活動は『自己評価報告書』作成作業と一体になって進められている。

このように、本学の FD の取組は、開学当初から、その時々の課題を取り上げて問題解決に当たってきた。組織的には全専任教員参加の「FD 委員会」（恒常的委員会）のほか、FD 推進に関して検討する「FD 検討小委員会」がある。特徴的なのは FD 委員会で提起された課題について、その解決や改善策については教務委員会や学習指導委員会で検討するなど組織間の連携で取り組んでいることである。

#### 5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

本学は通信教育課程のため、授業科目によってテキストで学習する「印刷教材等による授業」と「面接授業」とがある。それぞれに見合った評価が必要で、アンケートについても複数を準備し、全学生を対象にした学修状況についての調査（「学生アンケート」と、「面接授業」における受講学生対象の「授業改善アンケート」）を行ってきた。

また、教員対象の「授業改善のための教員アンケート」も実施するなど多面的に評価活動を行う体制をとっており、それを相互に関連をもたせて総合的に判断することにより教育研究活動の活性化を図っている。

これらのアンケート調査を組織的に推進しているのは「FD 委員会」であるが、必

要に応じて教務委員会や学習指導委員会と連携したり、あるいは「FD推進委員会」(現在は「FD特別小委員会」に改称)を設置したりして、目的に見合った評価が効果的に実施できるよう適切な運用を図っている。

平成21(2009)年度に実施した面接授業に関する「授業アンケート調査」(延べ111科目、延べ学生2,245人)の結果をみると、表5-4のように、授業の理解度(設問8)では学生の82.4%が「理解できた」と答えており、教員の授業への熱意については94.4%の学生が「感じた」と答えている。

表5-4-1 「授業アンケート」の集計結果の抄録

・面接授業(スクーリング)について

設問7 「教員は授業の準備を十分にしてきたと思いますか。」

1. とてもよく準備していた。(64.4%)
2. 比較的よく準備していた。(21.5%)
3. 普通だと思う。(10.8%)
4. やや準備不足に感じた。(2.6%)
5. まったく準備していなかったと思う。(0.7%)

設問8 「教員の説明(話)はわかりやすかったですか。」

1. 難しいこともわかりやすく説明してくれたのでよく理解できた。(48.0%)
2. 理解しにくいところもあったが、わかりやすい言葉を選んでくれたのでかなり理解できた。(34.4%)
3. 難しいところとわかりやすいところがあり、半分くらい理解できた。(13.7%)
4. 説明の仕方が難しく、理解できなかった。(2.7%)
5. 難しくまったく理解できなかった。(1.1%)

設問9 「教員は熱心に授業を行っていたと思いますか。」

1. とても熱心だったと思う。(78.7%)
2. 比較的熱心だったと思う。(15.7%)
3. 普通だった。(4.9%)
4. やや熱意不足と思う。(0.2%)
5. 热意が感じられなかった。(0.5%)

設問10 「スライド、OHP、ビデオ、パソコンなどの利用は授業の理解に役立ったと思いますか。」

1. とても役立った。(46.1%)
2. 比較的役立った。(22.9%)
3. 普通だった。(13.0%)
4. 使う必要を感じなかった。(1.9%)
5. 使用しなかったので答えられない。(16.0%)

・あなたと授業（スクーリング）との関係について

設問 13 「この授業（スクーリング）は、今後あなたが学習を進めていく上で役に立ったと思いますか。」

1. とても役立ったと思う。(56.0%)
2. かなり役立ったと思う。(25.0%)
3. まあまあ役立ったと思う。(16.4%)
4. あまり役立たなかつたと思う。(1.7%)
5. 無意味だったと思う。(0.8%)

設問 14 「このスクーリングの学習で、この分野の専門的な知識が身に付いたと思いますか。」

1. たいへん身に付いた。(33.1%)
2. 比較的身に付いた。(36.1%)
3. まあまあ身に付いた。(26.0%)
4. あまり身に付かなかつた。(4.0%)
5. まったく身に付かなかつた。(0.8%)

設問 15 「このスクーリングはあなたにとってとても刺激があり、学ぶ意欲を高めるのに役立ったと思いますか。」

1. とても刺激的でたいへん意欲が高まつたと思う。(50.6%)
2. かなり刺激的で少しは意欲が高まつたと思う。(28.0%)
3. まあまあ刺激が合つた程度だと思う。(18.0%)
4. あまり刺激を受けなかつたし意欲は高まらなかつた。(2.6%)
5. まったく刺激のないスクーリングだった。(0.8%)

・教室（スクーリング会場）の学習環境について

設問 17 「テレビ会議システムの利用はよかつたですか。」

1. とても自然に学べた。(27.1%)
2. ほとんど違和感はなかつた。(40.3%)
3. 少し違和感があつた。(25.5%)
4. かなり違和感があつた。(2.5%)
5. もっと改善が必要だ。(4.6%)

また、「スクーリング」すなわち「面接授業」が今後の学習を進めていく上で役だったと答えた学生は 82.2%に達しており、「面接授業」が刺激的で学ぶ意欲を高めるのに役だったと 8 割近く (78.6%) の学生が答えている。

以上の分析からみて、教員の授業改善への努力とその成果が伺え、評価体制が適切に運用されているといえる。

なお、テレビ会議システムを活用した授業については、7割近く(67.4%)の学生がほとんど違和感は無かったと答えているが、4分の1の学生が「多少の違和感」をもつたことには注目する必要がある。

### (2) 5-4 の自己評価

教育研究活動の向上についての具体的な取組は、開学当初から「FD委員会」を中心に学内全体で組織的・継続的に展開しており、FDに関して教職員間での意識も高く、すべての教員が教育活動の活性化に向けて真剣に取り組んでいる。それが授業アンケートの結果（表5-4-1参照）に表れていますと評価している。

FDの取り組みについては、常設の「FD委員会」における活動のほかに、必要に応じて「FD推進委員会」や「FD特別小委員会」を設置したり、あるいは「FD検討小委員会」を設置したりして、その時の解決課題に柔軟に対応させる評価体制で臨んできたと評価している。

### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の開学から6年間のFD活動は、その時その時に課題解決に必要な組織をつくり、当面する課題を検討・評価して解決を図る方法で対処してきたが、今後は、常設の「FD委員会」と「FD検討小委員」を中心に組織的に取り組んでいく。その際に、Webなどネット活用による教育研究活動を活性化するための評価体制を整備するとともに、FD活動の成果が『学習指導書』の改善や「面接授業」あるいは「印刷教材等による授業」の改善に結びつくような評価体制にするための整備を学習指導員会と連携して構築する。

テレビ会議システムを活用した授業については学生の「違和感」（「授業アンケート」設問17の回答、表5-4-1参照）をさらに減少させるようハードシステムの改良と授業方法の改善に取り組む。

#### 【基準5の自己評価】

教育課程の遂行に必要な教員数が確保され、適切に配置されている。また教員の採用や昇任等に関しては方針が明示され、教員の資格審査は法令に準拠し、本学の『教員選考規程』によって適切に運用されている。

教員の教育研究活動の支援については、「面接授業」における補助職員の配置など通信教育課程の実情に即して整備されている。

教育研究活動を活性化するためのFDの取り組みは、差し迫った課題を集中的に解決したり、新たに特別の委員会を設けて問題解決に当たったりして、時宜に応じて適切に行われてきたと評価できる。

#### 【基準5の改善・向上方策（将来計画）】

教員採用に関しては、今後は、専門領域の教員数のバランスだけでなく、教員の年齢構成を考慮していく。

FD活動については、大学開学直後ということもあって、当面する課題に敏感に対

応するため、「自己点検・自己評価」をも含めて広範囲の内容を対象にしてきたが、今後は、これまでのFD活動から「自己点検・自己評価」の内容は切り離し、FD本来の活動に絞っていく。全教員で構成する常設の「FD委員会」とFDを企画推進するための「FD小委員会」の2本立てで進めていく。

とりわけ、教員の教授力の向上や教育研究活動を活性化するための評価体制については、現在、「面接授業」の際に実施している「授業アンケート」を検討して、今後も継続して実施する。その集計結果について学習指導委員会や教職課程委員会などで検討し、各教員にフィードバックしていく評価システムを明確にする。また、今後は、「面接授業」について教員同士が相互評価を行うシステムの導入を図る。

## 基準 6. 職員

6-1. 職員の組織編成の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

### (1) 事実の説明（現状）

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

本学職員の人事関連業務は、設置者である学校法人国際学園（以下「学園」という）の「法人本部事務局」が管轄しており、同学校法人が設置する専門学校（1校）、高等学校（2校）、中学校（1校）及び幼稚園（2園）などを含め、法人全体の職員の確保と配置を行っている。その中にあって、本学として大学の目的を達成するために必要な職員を確保するようにしている。

本学職員の組織編成の基本視点は、運営上基幹となる業務やシステム関連業務、学生の個人情報に深く関わる業務などは、正規職員（兼務を含む）を配置し、補助的な業務への対応や業務繁忙時期には非常勤職員を配置することにしている。

本学の事務局は大学（芦別市）にある。しかし、学生の40.1%が関東地区に在住していることから、「星槎大学横浜情報処理センター」（横浜市青葉区）にも事務局機能をもたせている。事務局職員については、学生の利便性と運営上の効率性を考慮して「星槎大学横浜情報処理センター」を中心に配置している。

事務局の組織編成は『星槎大学事務分掌規程』に定められ、図6-1-1に示すように学長統括のもと事務局長の下に教務部、総務部、経理部、広報部、就職部の5つの部署を組織している。平成22(2010)年5月現在、正職員18名、兼務職員4名、パート職員11名の計32名を確保し、各部署に必要な職員数を適切に配置している。

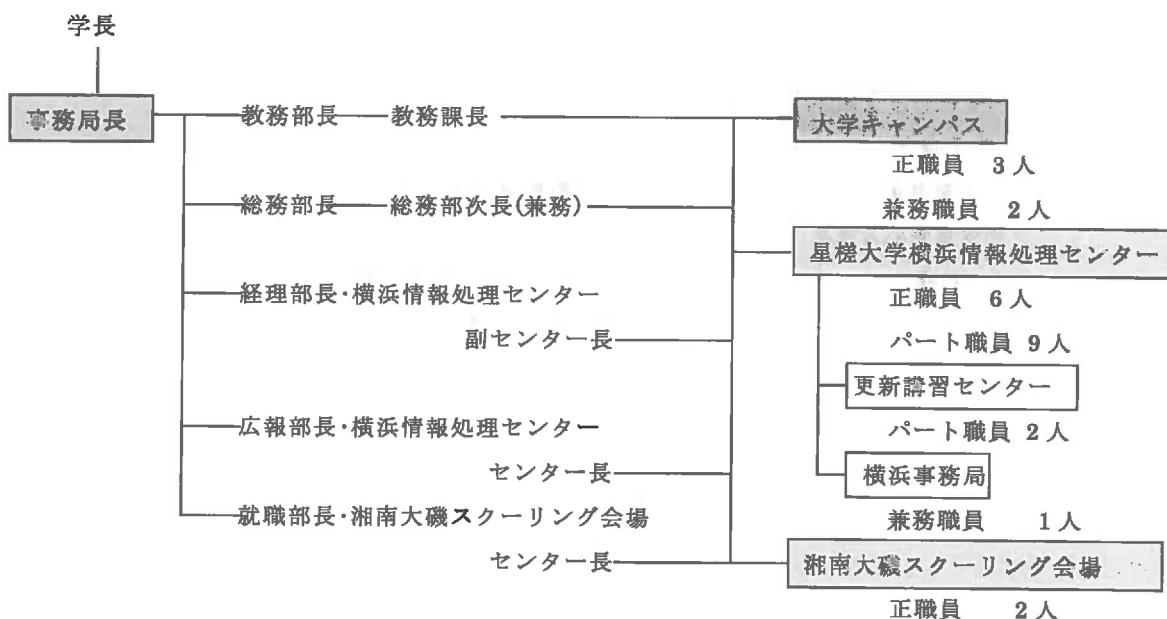


図 6-1-1 大学事務局の組織

## 星槎大学

事務職員の正規職員、兼務職員及び非常勤職員の年齢別・性別人数は、表 6-1-1 のとおりである。

このほかに、「面接授業」を実施する全国 13 個所の会場には、同じ学校法人である星槎国際高等学校の「学習センター」で行う関係もあって、同高等学校「学習センター」勤務の教職員 94 名に対し本学の非常勤職員を委嘱し、現地における「面接授業」運営の補助事務を担当させている。

表 6-1-1 本学の職員構成（単位：人）

(平成 22(2010)年 5 月 1 日)

	正職員			兼務職員			パート職員			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
20 歳代	2	1	3	0	0	0	0	1	1	2	2	4
30 歳代	1	3	4	0	1	1	0	1	1	1	5	6
40 歳代	4	3	7	1	1	2	0	7	7	5	11	16
50 歳代	2	1	3	0	1	1	0	2	2	2	4	6
60 歳代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	10	8	18	1	3	4	0	11	11	11	22	33

### 6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

本学職員の採用・昇任・異動の方針については、基本的には、学園全体の人事を管理する「法人本部事務局」において、本学を含め各設置校における年次進行に伴う職務内容や職員数の必要性及び予算等を総合的に検討して決定している。

その中で、本学は大学の経営方針に基づく人事計画のもと、『星槎大学 就業規則』に基づいて下記のように実施している。

本学職員の採用に関しては、「法人本部事務局」が本学の学長及び事務局の要望を聴取し、それを学園全体の採用計画及び人件費を考慮し、かつ業務の繁忙性、業務内容の妥当性について検討した上で起案し、理事長決済により決定する旨を明確にしている。

また職員の異動・出向については、『星槎大学 就業規則』第 12 条に人材育成計画や人事交流など 6 つの事項をあげて、その方針を明確にしている。

### 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規定が定められ、かつ適切に運用されているか。

本学における職員の採用・昇任・異動については、6-1-②で述べたように、本学園全体の人事を管轄する「法人本部事務局」が中心になって行っているが、採用実務については、大学の事務局が「法人本部事務局」と連携し、『星槎大学 就業規則』の規定に基づいて運用している。

## 星槎大学

職員の採用に当たっては、本学の教育理念及び特色を理解し、本学の発展に寄与できる者を選考するという、職員採用の方針の基づき、事務局長及び所属長が『星槎大学就業規則』第5条（採用）及び第6条（採用試験）に則って面接を行い、学長に報告して理事長が決定している。

職員の昇任・異動に関しては、本学園全体の職員の配置表に基づき、本学事務局が作成した事業年度ごとの事業計画をもとに、「法人本部事務局」と意見調整を図りながら、『星槎大学就業規則』第12条（配置転換・出向）の規程に従って運用している。

**図表 6・1・2 事務局職員業務評価票**

星槎大学事務局職員業務評価票			
氏名		評価日	平成21年 月 日
主な業務		評価者	
業務全般	担当業務の目標（目指すべきもの）を理解し取り組んでいる。	/40	
	業務を計画的に達成なくすめることができる。	/40	
	担当業務以外の状況も把握し積極的に協力している。	/40	
	業務のより良い推進に向けて豊富なアイディアを持っている。	/40	
改善・向上	自らの足りないところを知り、改善しようと努力している。	/20	
	学生からのクレーム等も業務改善に活かすことができる。	/20	
情報共有	情報の提供・共有に努めている。	/20	
	報告・相談を適切に実行している。	/20	
育成等	常に人材の育成を心がけている。	/20	
	扱わっている業務のマニュアル化ができている。	/20	

※各内容の個別の評価についてはA-Cの3段階で評価してください。

同規則第12条には、配置転換・出向の場合として、「人材育成計画上必要なとき、ある部門の新設や廃止、縮小などが生じたとき、本人の適性の判定結果、休職者が復職したとき、人事交流の必要性を認めたとき、本学が必要と認めたとき」等を明確に列挙している。

その実施に際しては、毎年、各部長が管轄職員に対して実施している「星槎大学事務局職員業務評価票」(図表6-1-2 参照)に基づき、かつ職員の要望を聴取して適性を考慮し、本人のスキルアップの向上が図れるよう配慮して運用をしている。

### (2) 6-1の自己評価

「法人本部事務局」が、本学を含め学校法人国際学園全体の運営を視野に入れて、職員の採用・昇任・異動を行っているので、全体的にみて効率的な人事運営がなされていると評価できる。

本学においては、大学の経営方針に基づく人事計画に従い、学長と事務局長を中心になって「法人本部事務局」と協議を行い、大所高所から人材の確保に務めているので、本学が目指す教育理念や目標を達成するために必要な職員が確保できており、各部署への配置も適切に行われている。

本学の職員の採用については『星槎大学就業規則』第5条(採用)及び第6条(採用試験)に則って適切に運用しており、昇任に関しては、管理職を含めて全職員を対象として、その職制に応じた評価書式(図表6-1-1 参照)を活用するなど、評価視点を明確にした人事評価によって実施している。

また異動については『星槎大学就業規則』第12条(配置転換・出向)の規程に従い、個人の適性や要望も勘案され(同規則第11条)、個人のスキルアップに寄与するよう運用していることは評価できる。

### (3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

時代の変化が急激で、大学としてはこれまで以上に「時代の変化」に即応できるような職員の確保と適正な配置を工夫することにしている。大学に対する社会的要請の絶えざる変化、それに伴う教育課程の改訂、授業科目の改廃、キャリア教育のプログラムの増設、学生増加による要望の多様化など、予測を超えた変化に対して迅速にかつ適切に対応していくための職員の確保と適正な配置の方策を明確にする。

『星槎大学 就業規則』における職員の採用、昇進、異動についても、「法人本部事務局」と協力して、大学の理念や目的を「時代の変化」により的確に反映させていく方向で見直しを図っていく。

異動については、大学の経営基盤の強化と学生サービスの向上を図るために、専門能力の高い職員と育成期にある職員のバランスを勘案し、四半期ごとに職員への聞き取りまたは職員からの報告によって、より適正な職員配置を行う。

## 6-2. 職員の資質・能力の向上のための取組み(SD等)がなされていること。

### (1) 事実の説明(現状)

#### 6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされ

ているか。

職員の研修については、大学事務局員全員参加の定期研修会のほか、日本学生支援機構、私立大学通信教育協会等の研修会・セミナー等に積極的に参加している。

大学事務局（芦別市）と「星槎大学横浜情報処理センター」事務局が、大学事務の基幹システムを共有して、学生の学修状況（科目レポート提出・スクーリング受講・課目修得試験、卒業論文）や学籍に関する事項についての事務処理が迅速かつ正確にできるよう定期的に研修を行い、職員のシステム活用のスキルを向上させるようにしている。

また、年齢も社会経験も多様な学生が在学しており、中にはLD等の発達障害があると思われる学生も在籍している。こうした多様な学生のニーズに対応できるよう学修上のサポートの在り方や、就職支援などについて、隔月に研修を実施し職員の資質向上に取り組んでいる。

このほかに、自主研修として、本学が「面接授業」で開講している科目を職員が履修することを奨励し、修学に対する助成を行っている。職員が学生になって面接授業を受講することにより、学生の視点に立った対応の在り方や改善点に気付くとともに、本学の教育研究を理解する研修としても役立っている。

## （2）6-2の自己評価

本学職員が大学生の「学修」に関する専門的な知識を習得し、学生との接点をもつ機会を多くし、全ての学生が大学を信頼して確実に単位修得ができるような修学体制を目指した研修を行っていると評価している。ただ、学生数の増加に伴って学生の多様化が顕著になってきており、こうした状況の変化に対応できるような研修は、まだ充分でない状況にある。

## （3）6-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や教育理念を具現化するにあたり、全職員の意思疎通が図れるよう「隔週研修」を慣習化する。

平成22年(2010)年度よりの入学定員増を行い、より多様化する学生に対して良質なサービスの提供に向けた、職員の資質向上がより重要となっている。そのための方策として教職課程履修のための科目選択に関する助言、資格取得のための助言や指導等の在り方について、全職員が集合して情報を共有できるような「集合研修」を行うこととしている。また、発達障害等についての理解と対応の仕方については引き続いでの研修を強化していく。

## 6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

### （1）事実の説明（現状）

#### 6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

教育研究支援のための事務体制としては、事務局長のもとに、総務部、教務部（学生部を兼ねる）、広報部、経理部及び就職部の5つの部署を置いている。

事務局職員は、6-1-①で述べたように、大学キャンパス（芦別市）と「星槎大

学横浜情報処理センター」（横浜市青葉区）の両方に配置して、全体として大学の教育研究支援ができるような事務体制を構築している。

教員の教育研究への支援については、科学研究費補助金の申請関連事務、附属研究センターの共同研究プロジェクト事務、及び教員の個人研究費の予算化・支弁・集計等を行っており、事務局長がそれらを統括している。

また、「面接授業」に際しては、会場となる全国 13 個所の星槎国際高等学校「学習センター」の教職員（94 名）を大学の非常勤職員として委嘱し、現地における受講生の受付や出欠席、問い合わせの事務や、授業で使用する機器等の操作補助など面接授業に関わる業務の一部を担当させ、大学の教育研究を支援する事務体制を構築している。

### （2）6－3 の自己評価

教育研究支援のための事務体制は、6－1－①で述べたように大学の現状に照らして、大学（芦別市）と「星槎大学横浜情報処理センター」（横浜市）の両方に構築しており、相互に連絡を取り合って適切に機能している。また、「面接授業」では、同じ学校法人が設置する星槎国際高等学校の「学習センター」の教職員 94 名を非常勤職員に委嘱して、教員の面接授業を支援する体制をとるなど、全体として大学の教育研究支援のための事務体制が構築されており、適切に機能していると評価している。

### （3）6－3 の改善・向上方策（将来設計）

開学して 6 年が経過し、教員免許状取得のための課程を幼稚園から高等学校まで全校種にわたって開設したり、資格関係の科目を新設したりして、現在、開設している総授業科目は 216 科目に達した。また、学生数も平成 21(2009) 年度には 2000 名（開学当初の収容定員）を越え、平成 22 (2010) 年度から定員増が認められ、学生数の増加とともに学生の要求も著しく多様化してきている。

こうした教育環境の急激な変化に対応した教育研究支援ができるような事務体制の構築を図っていく。

#### 【基準 6 の自己評価】

本学は「学校法人 国際学園」の人事方針のもと、基本的には「法人本部事務局」を中心になって、採用・昇任・異動等を管理しているが、本学としては大学に必要な職員の人事方針を明確にしており、建学精神や教育理念に沿った人材の確保ができると評価している。大学の人事に関しては、大学の事務局が「法人本部事務局」と連携をとりながら、『星槎大学 就業規則』に定める規定（職員の採用・配置、異動・出向）に基づいて行っている。

職員の組織編成の基本視点が明確で、各部署への職員配置が適切になされている。また、職員の資質・能力向上のための研修、SD 等の取組は、教育研究状況の進展や変化を見極めながら毎年見直しを行い、その時期の大学の状況に見合った取組を計画的に行っている。

### 【基準 6 の改善・向上方策（将来計画）】

大学を巡る社会環境や教育研究環境は急激に変化している。それに対応できるような柔軟な職員の組織編成や職員数の確保と適切な配置について模索しており、そのための改善を絶えず図っていくことを基本に取り組んでいく。

職員の研修制度については、大学の社会における位置づけの変化や学生の多様化に即応できるよう、職員の資質能力向上のための「自己研鑽（自己研修）」と「集団研修」を強化し、自己研鑽と集団研修の両者を両輪として有機的に結びつけた研修体制に整備していく。その際に、OJTだけでなく Off-JT(Off the Job Training)も取り入れたり、SDとFDの合同研修会を行ったりする。

なお、職員編成組織や事務体制については、申請中（平成 22(2010)年 5 月に申請）の大学院教育学研究科の所在地が「湘南大磯キャンパス」（神奈川県大磯町）の予定であり、設置が認可されると、来年度（平成 23(2011)年度）は、大学本部（北海道芦別市）、「星槎大学横浜情報処理センター」（横浜市青葉区）、そして「湘南大磯キャンパス」（神奈川県大磯町）の 3 本立てになる。この 3 つの施設を有機的に結びつけた職員の組織編成や職員の配置が必要になる。

また、大学の教育研究支援のための事務体制についても、大学院における教育研究との関連を考えた事務体制を構築していく必要がある。こうした事務体制への移行の可能性を十分に考慮して、現状の職員の編成組織の整備・拡充や教育研究支援のための事務体制の強化に取り組んでいく。

## 基準7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

### (1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学の設置者である 学校法人 国際学園（以下、「学園」と呼ぶ）は『学校法人国際学園寄附行為』（以下『寄附行為』という）において、本学園の目的を次のように定めている。

「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」

学園は、この目的を踏まえ、学園の建学の精神のもと、平成16(2004)年に星槎大学を設置し、『星槎大学 学則』第1条に大学の目的を定めて管理運営を行っている。

本学園は『寄附行為』により、理事長、理事会、評議員会の権限が定められ、設置者として星槎大学を含む傘下各校の管理運営を行っている。学園の運営事務全般に携わる組織として「法人本部」を設けており、「法人本部事務局」がその業務を遂行している。組織全体の構成は図7-1-1に掲げるとおりである。

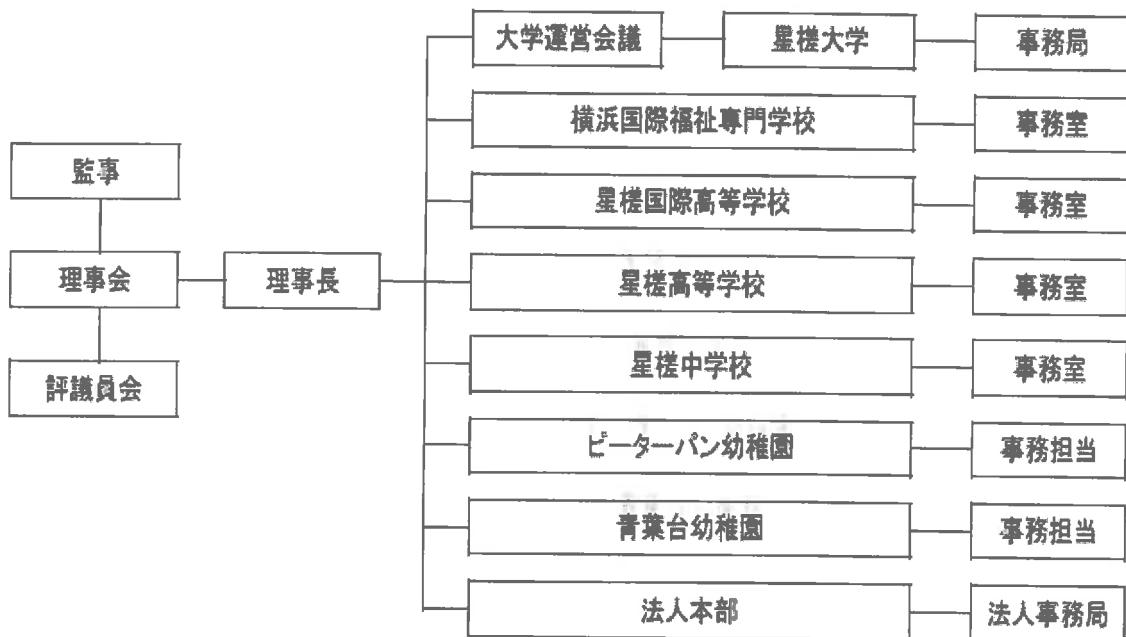


図 7-1-1 学校法人 国際学園組織図

こうした学園全体の管理運営体制の中で、大学設置者である学園と大学の運営を結ぶ重要な機関として「大学運営会議」を設置している。（『星槎大学 学則』第10条）大学運営会議は「理事長、学長、副学長、学部長及び大学事務局長、事務局各部長ほ

かをもって組織」（同第 12 条）し、会議は「理事長が招集し、議長となる」（同第 11 条）と定めている。

「大学運営会議」は隔月（本年（平成 22(2010)年）度は偶数月）に開催され、学園が定めた方針に従って、大学の将来計画を含め、学園と大学とが連携して大学の目的をどのようにして達成するかなど大学の管理運営に関する基本的事項について審議し、決定した方針に基づいて大学の管理運営を行っている。

具体的な審議事項については『大学運営会議規程』第 4 条に規定されており、大学の将来計画、学則その他の規程の制定または改廃、教育及び研究に関わる予算、大学の点検及び評価、教育組織の設置・改廃、教職員人事の方針、教育課程の編成に関する方針、学生の入学、卒業または修了その他在籍に関する方針、学生の生活指導及び福利厚生に関する事項などが列挙されている。

大学の管理体制に関しては、『星槎大学 学則』第 6 条第 1 項に、「学長は本学を統括し、これを代表する」と定め、「学長は、学校法人国際学園理事会の定めた方針に従って本学の運営にあたり、その責めに任ずる」（同第 6 条 2 項）と学園との関係を明確にしている。

大学には、「本学の重要な事項を審議するため教授会をおく」（同第 17 条）と定めており、毎月 1 回の定例教授会が開かれている。「教授会は、学長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議する」（同第 18 条）として、次のような事項をあげており、毎月の教授会で審議している。

「教育課程に関する事項、授業科目及び内容に関する事項、単位認定の基準に関する事項、入学、卒業、及び編入学、転学、再入学、留年、休学、復学などに関する事項、退学、除籍に関する事項、教員の人事に関する事項、免許状、資格に関する事項、学生の生活指導に関する事項、学生の学習指導に関する事項」など。

教授会の構成については、『星槎大学 教授会規程』に、「教授会は、学長、副学長、教授をもって構成する」（第 2 条第 1 項）と規定し、同条第 2 項で「専任の准教授、講師、助教を教授会の構成員に加えることができる」とし、同条第 3 項では「学長は運営上の必要に応じて学長が指名する事務局員を構成員に加えることができる」と定めるなど、大学の管理運営体制は教授会を中心に整備されており、適切に運用されている。

7－1－② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

学園の役員等の選任については、『寄附行為』に規定されている。役員の選任については、『寄附行為』第 5 条から第 11 条に規定され、理事 9 人、監事 2 人となっている。理事長は理事の中から理事会において選任される。また、評議員の選任については、『寄附行為』第 24 条から第 26 条に規定され、19 人で構成されている。

大学の学長、副学長、学部長に関する人事は、それぞれ『星槎大学 学則』及び『学長候補者選考規程』、『副学長選考規程』、『学部長選考規程』に定める規定に基づいて選考され、理事長が任命することになっている。それぞれの任期は、上記の各選考規程に規定されている。

### (2) 7-1の自己評価

学園及びその設置校である星槎大学は、『寄附行為』、『星槎大学 学則』や『教授会規程』をはじめとする諸規程に基づき必要な組織が整備され、適切に運営されており、その管理運営体制は適切であると評価できる。またその構成員である役員や評議員、各組織の長やその構成員は規定に基づいて選任されている。

### (3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

大学の目的を達成するために、設置者である学園は、教育関係の諸法制の改正を踏まえ、大学の目的の達成に向けて管理運営体制の整備を行ってきた。大学も、大学の掲げる4つの基本理念（Iの2. 参照）の実現を目指して、管理運営体制を整備してきた。

このように、これまでには、管理運営体制を整備することに全力を傾注してきたが、少子化や国際化、情報化など時代の変化が激しい中にあって、幼稚園から専門学校、大学までの連携が十分にとられているか、迅速かつ的確な意思決定と施策が推進できているかなど管理運営体制が時代の変化に即応して適切に機能しているかどうかに重点をおいて自己点検を行い、改善を加えていく。

## 7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

### 7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

#### (1) 事実の説明（現状）

学園の管理部門組織としては、理事会があり、その実務を担う「法人本部事務局」がある。大学の教學部門としては、学長の諮問機関として教授会があり、その下に各種の常設委員会がある。各委員会には教員だけでなく事務職員が出席して開かれる。

学園の管理部門と大学の教學部門との組織的連携を図るために「大学運営会議」が設置されている。大学運営会議は、7-1-①で述べたように、理事長と大学の学長、副学長、学部長、事務局長等で組織しており、大学運営に関する重要な事項について審議している。

また、学長は学園の理事である。学長は理事会に出席し教授会での審議事項や各種委員会での検討事項について報告し、理事会との意思疎通を図っている。

以上のほか、教授会の開催時には学園の理事長と教授会メンバーとの意見交換の場が設定されており、理事長が教職員の意見を直接に聴取するなど、両部門の連携が積極的に図られている。

### (2) 7-2の自己評価

本学においては、管理部門と教學部門との組織的連携として「大学運営会議」を設置している。また、学長が学園の理事として管理部門と教學部門の連携役を果たしているなど、管理部門と教學部門の連携が適切になされていると評価できる。

また、教授会には全専任教員だけでなく、大学の管理部門の役職職員や法人本部事務局職員も参加しており、両部門の連携が適切になされている。

### (3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

現状では、管理部門と教学部門の連携が良好に機能しており、継続して両者の適切な連携を維持・発展させていく。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

#### (1) 事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学では、自己点検・評価について、学則第3条に次のように規定している。

「本学は大学の目的及び社会的使命を達成するため、その教育研究水準の向上を図り、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」

この規定に従って、本学では『自己点検評価規程』を策定し、教育研究活動の自己点検・評価活動に取組むため、学長を委員長とした恒常的な審議機関として「FD委員会」を発足させてきた。委員会は、副学長、学部長、図書館長、附属研究センター長、事務局長及び専任教員全員と事務局の役付職員を委員として構成されている。

平成18(2006)年には、FD委員会の指導のもと、その推進にあたって「自己点検・評価小委員会」を設置して、教育研究活動の改善のための自己点検・評価を行った。そして、平成19年(2007)年の3月に、それまでの自己点検活動の総括として『星槎大学 自己点検・評価報告書』を作成し、公表した。その後、この「自己点検・評価小委員会」を「FD促進委員会」として組織改変し、自己点検活動を継続して実施してきた。

平成21(2009)年5月になって、『自己評価報告書』を作成するにあたり、学長・副学長、学部長と各委員会の委員長及び事務局長や役職職員等で組織する「FD特別小委員会（自己点検・事項評価）」（前記「FD推進委員会」を改称）を新たに設置した。大学評価基準ごとの自己・点検・評価を行って、『自己評価報告書』作成することにした。

「FD特別小委員会（自己点検・自己評価）」は、平成21(2009)年6月に第1回委員会を開催し『自己評価報告書』に記載が必要な各「評価基準」の意味内容について検討する勉強会を開始した。その後、翌年（平成22(2010)年1月まで6回にわたって委員会を開催し、I・II章及び11の評価基準について「第1次案」（原案）を作成した。

この「第1次案」の内容について全教職員及び学園の本部職員が情報を共有するため、平成22(2010)年2月に、「拡大FD委員会」を新たに発足させた。

「拡大FD委員会」には、学長・副学長をはじめ全教員と事務局長及び部長級職員、それに加えて学園の法人本部事務局職員が参加し、前記「FD特別小委員会（自己点検・自己評価）」が作成した「第1次案」（原案）について検討を開始した。平成22(2010)年3月17日（第1回）から6月9日までに9回にわたって全体会議を開き、「第1次案」（原案）のすべての原稿を会議上で読み上げながら全員で問題点を指摘し合い、論議し、修正や追加・削除を行った。こうした経緯を経て自己点検・評価（『自己評価報

告書・本編』のI章から基準11及び特記事項)に関する情報を全学的に共有しながら原案(第1次案)を修正・加筆し「第2次案」を作成した。

さらに「第2次案」を精査するため、再び「FD特別小委員会(自己点検・自己評価)」(第7回)を平成22(2010)年6月16日に開催し、修正した「第2次案」について仔細な検討を重ね、ほぼ「完成原稿」ができあがった。

以上のように「自己点検・評価」活動については、常設の「FD委員会」のほかに、必要に応じて「自己点検・評価小委員会」、「FD推進委員会」あるいは「FD特別委員会(自己点検・自己評価)」、「拡大FD委員会」を設置してきた。いずれも大学運営の改善・向上を図るための恒常的な実施体制を保持するためである。このように実態に応じて実際的な要請に応えられるよう、FD関連の委員会を設置する動的実施体制で臨んでいる。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

本学では、自己点検・評価活動は「FD委員会」のほか、「FD特別小委員会(自己点検・自己評価)」や「拡大FD委員会」において行われており、7-3-①で述べたよう、全専任教員、事務局職員、それに学園の法人本部事務局職員を加えた全員協力体制で論議し改善策を話し合っている。その改善策については教授会で確認され、全学的な情報共有を図りながら実施している。

特に全学的に改善が必要と思われる重要な問題については、隔月(偶数月)に開催される「大学運営会議」において学長から問題が提出され、検討されたのち「大学運営会議」(7-1-①参照)で改善に必要な処置がとられている。こうした仕組みで教育研究や大学運営の改善・向上につなげており、適切に機能している。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

平成19(2007)年3月に刊行した『星槎大学 自己点検・評価報告書』は、全国の大等の研究機関に送呈するとともに、事務局に備え、学内外の閲覧に供している。

また、「面接授業」に関する評価情報に関しては、面接授業の際に実施している、学生による「授業評価アンケート」の回答状況について、ネットによって担当科目別に全教員にフィードバックされる仕組みになっている。

## (2) 7-3の自己評価

本学では、開学時より自己点検・評価に関する委員会を「FD委員会」の呼称で恒常に設置し、全専任教員だけでなく事務局職員や法人本部職員も含めて自己点検・評価に関する情報を共有し、教務委員会、学習指導委員会や教職委員会を中心に改善・向上に努めてきた。特に重要な課題については「大学運営会議」で検討し大学と学園の協同体制で教育研究活動や大学運営の改善・向上に取り組んでいる。

## (3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

自己点検・評価のための恒常的な組織として、これまでFD委員会を中心に活動

してきたが、平成 23(2011)年度には、FD委員会とは別に「自己点検・評価委員会」を常設して活動を行う。

今回のこの『自己評価報告書・本編』において取り上げた改善・向上方策（将来計画）の実施については、「自己点検・評価委員会」を中心にして積極的に取り組むとともに、前回の『星槎大学 自己点検・評価報告書』（平成 19 年(2007)年 3 月）の場合と同様に、本学の教職員や学園の事務局に配布するとともに各教育研究機関等へ送呈する。加えて、大学のホームページに掲載して公開し一般に閲覧できるようとする。

#### 【基準 7 の自己評価】

本学の目的達成に向けて、本学及び設置者である学園の管理運営体制は規程どおり整備され、適切に機能し、運用されている。また、理事会等の管理部門と大学の教授会や各種委員会等教学部門との連携は円滑に行われ、意思疎通が適切に図られていると評価している。

大学の自己点検・評価等の結果については、平成 19(2007)年 3 月に『自己点検・評価報告書』を作成・公表するなど、FD委員会を中心に各委員会が協力して、教育研究活動改善のための自己点検・評価活動に組織的に取組んできたと評価している。

また、今回の『自己評価報告書・本編』の作成にあたっては、FD拡大委員会の委員全員（大学の全教員と事務局職員並びに学園事務局員）が教育研究活動や大学運営の改善・向上に向けて真摯に取り組み、全教職員や学園全体が自己点検・評価の重要性についての認識が深まったと評価している。

#### 【基準 7 の改善・向上方策（将来計画）】

管理部門と教学部門の連携については、今後も定期的に開かれる「大学運営会議」において素早く課題解決を図り、大学及び学園さらには学園全体との良好な運営が図られるよう、現状に満足せず、継続的に体制の改善に努めていく。

そのためにも、ここでまとめた『自己評価報告書・本編』で挙げられている改善・向上方策（将来計画）について、「自己点検・評価委員会」（来年度(平成 23(2011)年 4 月に FD 委員会とは別に設置）を中心に、教務委員会、学習指導委員会や教職課程委員会などと連携し、個別の課題について改善・向上策と実施計画を立案し、実行していく。

自己点検・評価の組織については、これまで常設の「FD委員会」のもとで「自己点検・評価小委員会」や「FD特別小委員会（自己点検・自己評価）」を設置したり、今回の『自己評価報告書』の検討・作成に際しては、「FD特別小委員会（自己評価・自己点検）」を設置したり、さらには「拡大FD委員会」を設置したりして、その時期や課題によって柔軟に対応して課題解決に取り組む方策をとってきた。

今回の『自己評価報告書』への取り組みを契機にして、平成 23(2011)年 4 月には、常設の現在の「FD委員会」とは別に恒常的な組織として「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価に関する一切の活動は「自己点検・評価委員会」が中心になって行う。

「自己点検・評価委員会」が改善・向上策として検討した事案について教務委員会、

## 星槎大学

学習指導委員会や教職課程委員会など各委員会で具体的な行動プランを作成し、「自己点検・評価委員会」と共同して実施する。その状況や結果について教授会に報告し全教職員が確認して情報を共有する、という手続きを確立し、教育研究活動や大学運営の改善・向上に反映できるような体制にする。

**基準 8. 財務**

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

## (1) 事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学は、平成 16（2004）年度に、収容定員 2,000 人の通信教育課程の大学として発足した。そして、平成 20（2008）年度に完成年度を迎える、平成 22（2010）年度で 7 年目に入った。この間の収入と支出の推移状況は表 8-1-1 のとおりである。收支のバランスには未だ達していないが、年々、改善に向かっている。

本学の教育研究目的を達成するための財政の基盤は、現在のところ設置者である「学校法人 国際学園」（以下、「学園」と呼ぶ）の支払資金によって支えられている。学園の事務局本部が設置している各学校の收支見通しと資金需要を勘案しながら総合的に運営している。

表 8-1-1 大学の収入と支出

(単位：百万円)

年 度	帰属収支差額	次年度繰越 支払資金(大学)	次年度繰越 支払資金(法人)	備 考
本学開設			305	
平成 16 年度	△174	90	638	
平成 17 年度	△159	60	493	
平成 18 年度	△176	14	674	
平成 19 年度	△87	13	795	
平成 20 年度	△49	86	1535	完成年度
平成 21 年度	△58	67	1432	

(注)表中の次年度繰越支払資金(法人)は、国際学園全体の資金である。

本学の帰属収入の平成 21(2009)年度の構成比率は、学生等納付金 61.0%、補助金 24.9%、事業収入 10.6% であり、学生等納付金に大きく依存している。

一方、同年度における支出の構成比率は、人件費 57.5%、教育研究経費 28.2%、管理経費 12.2%、その他 2.1% となっており、人件費比率については最近は改善がみられる。

## 8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

会計処理については、「学校法人会計基準」の主旨に基づき、『学校法人 国際学園経理規程』及び関連の諸規程に従って「法人本部事務局」が主体となって適切な処理を

行っている。会計処理にあたっては「みらいコンサルティング(株)」とのコンサルティング契約に基づき、会計処理の適正化及び決算日程の短縮化等業務の改善について、指導と助言を受けている。

#### 8－1－③ 会計監査等が適切に行われているか。

学園の会計監査は、監事による業務監査と監査法人による監査を受け適切に行って いる。

平成 21（2009）年度は、「私立学校振興助成法」第 14 条第 3 項の規定に基づく公認会計士による監査が 2 月～3 月にかけて延 10 日、明和監査法人により行われた。監事による業務監査については、2 人の監事がおり、1 人は税理士、1 人は「みらいコンサルティング（株）」の取締役である。

決算の原案を作成後に監事は、学校法人国際学園の『経理規程』に基づいて、会計帳簿書類を閲覧・帳票書類等と照合を行い、経理担当者と概要について質疑応答を行っている。この結果について、監事が理事会及び評議員会に出席し監査報告を行っている。

#### （2）8－1 の自己評価

収支の改善のひとつに帰属収入に対する人件費の割合を示す人件費比率がある。学生数は増加にも関わらず、本学の人件費比率は 65.3% で、目標の 60% をやや上回っている。

会計処理の適正化については、「みらいコンサルティング(株)」による、きめ細かい個別の事務処理に及ぶ指導により個々の担当者のレベルの向上が認められる。

監査法人の監査に対応することを通して、本学の教育研究に公的資金が投入されていることについて自覚が教職員に浸透してきている。

#### （3）8－1 の改善・向上方策（将来計画）

収支のバランスをとっていく方策として、基本的には学生数の増加を促進しながら、学生の科目登録率と科目履修者率を向上させ、学費収入の増額による納付金を増加していく。また、定員増に伴って見込まれる教職員の人件費増をカバーするため、補助金等の受領機会を積極的に活用していく。

監査法人の指摘事項を会計担当者に止まらず、教授会等を通じて教職員にもさらに浸透させ、学校法人の社会的責任を教職員で共有するようにする。

### 8－2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

#### （1）事実の説明（現状）

#### 8－2－① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

私立学校法の改正により、私立大学においても財務情報の公開が義務づけられており、学園の『財務情報公開規程』には、財務諸情報の公開の方法に関しては、閲覧並びに法人のホームページへの掲載によって行うと定めている。財務諸情報はその規定に従って適切に公開している。

(2) 8-2の自己評価

学園のホームページに、学校法人 国際学園の財務諸表を掲載し、一般の閲覧に供している。閲覧については、閲覧申請書により、閲覧の許可を得たものを閲覧の対象者とする旨規定している。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

大学関係の財務情報を、大学のホームページと学園のホームページに掲載して公開する。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金等の導入等の努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄付金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP（Good Practice）などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

寄付金の募集については、学園の「法人本部事務局」が直轄して行っている。大学としてはこの学園の事業に協力して実績を上げるように努力している。

委託事業については、平成18（2006）年度より芦別市から「特別支援教育推進業務」を継続して受注している。また、文部科学省の「学生支援GP」（「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」）に選定され、平成20（2008）年度より資金支援を受けている。

このほか、文部科学省の「科学研究費補助金（平成19（2007）年度基盤研究（B）を採択；3年間）」、「一般・特別補助金」、「サイバーキャンパス整備補助金」等を受けるなど、外部資金の導入に努力している。

(2) 8-3の自己評価

可能な範囲で外部資金の導入に努力しているが、完成年度（平成20（2008）年度）以降の年月も浅く、一般・特別補助金の増額へ取り組みも緒についたばかりであり、帰属収入への寄与度は今のところ十分とはいえない状況にある。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

多様な方面からの外部資金等を導入する必要があるが、基本的には学生納付金収入を増加させることが肝要で、そのための方策として学生数の増加策とともに科目登録率や科目履修者率を高めていくようとする。また、各種GP、科学研究費補助金、その他各種補助金の受領の拡大を進めていく。また、本学における教育研究の成果を生かした社会人向けの「履修証明プログラム」事業を充実し、「履修証明プログラム」受講料収入による増収を図っていく。

【基準8の自己評価】

開学以来の財務基盤は学園に負うところが大きいが、年々収支のバランスが改善さ

れ安定の方向に向かっている。会計処理は諸規程に従い、「みらいコンサルティング(株)」の指導と助言を受け適切に行っている。また、会計監査は監事による業務監査と監査法人による監査を受け適切に対応している。

財務情報の公開については、学園の『財務情報公開規程』に基づいて同学園のホームページに掲載して公開している。

教育研究を充実させるための外部資金の導入については、現在のところ必ずしも十分ではないが、寄付金事業の他、科学研究費、文部科学省の一般・特別補助金、サイバーキャンパス整備補助金、学生支援G Pなどの資金支援を受けている。

#### 【基準8の改善・向上方策（将来計画）】

収支のバランスをとっていくための基本策として、学費収入の増額による納付金の増加を図っていく。具体的には入学者数の増加を促進し、併せて学生の科目登録・履修者率の10%程度の向上を図る。

財務情報の公開については、大学関係の財務情報を大学のホームページ及び学園のホームページに掲載して公開する。

外部資金等の導入については、各種G P、科学研究費補助金、その他各種補助金の受領の拡大を図る。また、本学の教育研究の成果を生かした「履修証明プログラム」に関する事業を拡充し增收を図っていく。

## 基準9 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

### （1）事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

#### （1）大学キャンパス

大学キャンパスは、北海道芦別市郊外の自然豊かな環境の中にあり、表9-1-1のとおり各施設を整備している。

表9-1-1 大学キャンパスが有する校地、校舎及び各施設の概要

区分	施設等	面積(m <sup>2</sup> )
校地	校舎敷地	3,029
	運動場	40,402
	小計	43,431
校舎	講義室等	4,298
	図書館	127
	体育館	767
	小計	5,192

#### 1) 教育施設

教育施設は、講義室が11室、演習室が3室設置されており、総床面積は910m<sup>2</sup>、収容人員は360名である。

#### 2) 図書館

図書館は校舎2階にあり、延べ床面積127m<sup>2</sup>の中に事務コーナーのほか、情報端末・複写コーナー、書架、閲覧スペース（閲覧席30席）を設置しており、情報端末コーナーにはインターネット接続可能なパソコンを3台設置している。

蔵書総数は現在約4万冊で、ネット上で保管してある蔵書を検索し、貸し出しの申し込みを行うことができるが、活用状況は十分であるとはいえない。貸し出しの申し込みあった場合は郵送で対応している。

#### 3) 研究関連施設

本校校舎1階に個人研究室21室（一部2人用として使用）、添削指導室1室、講師室1室、校舎2階に会議室を1室設置し、各個人研究室には研究活動に必要な環境等を整備している。

#### 4) 体育館

床面積約767m<sup>2</sup>の体育館にはバスケット、バドミントン、卓球など各種球技等を行うことができる器具・備品を整備しており、スポーツの「面接授業」の他、大人数での講義、講演会等にも活用

している。

#### 5) 福利厚生施設

学生食堂・厨房、シャワー室、学生控室を整備し、夏期の集中「面接授業」時を中心に活用している。

大学キャンパス全般の活用状況については、地理的な問題もあり、各施設の利用は7～8月の夏期の「面接授業」時に集中しているのが現状である。

#### (2) 面接授業会場

大学キャンパスのほか、「星槎大学横浜情報処理センター」（大学と同じ学校法人 国際学園が設置する「横浜国際福祉専門学校」校舎内に所在）や同じ学校法人 国際学園が設置する広域通信制の星槎国際高等学校の「学習センター」（全国13か所）及び「湘南大磯スクーリング会場」（学校法人 国際学園の本部事務局のある「湘南大磯キャンパス」内）の計15か所を「面接授業」の会場として借用し利用している。

「星槎大学横浜情報処理センター」は、首都圏郊外で交通の便がよい横浜市青葉区にあり、「事務管理施設」兼「面接授業会場」として利用している。学生管理用の基幹システム、学生の学修をサポートする為の学生専用ページ・SNS用サーバーを管理している。

「湘南大磯スクーリング会場」（「湘南大磯キャンパス」）は、平成21(2009)年度から利用を開始した。広大な敷地と自然豊かな環境を活かし、「面接授業」のほかに「履修証明プログラム」の授業等にも利用している。

大学キャンパス以外で行われる面接授業会場は、表9-1-2のとおりで、全国15箇所を使用している。

表9-1-2 全国の面接授業会場（大学キャンパスは除く）一覧

面接授業（スクーリング）会場名	所在地
帯広スクーリング会場	北海道帯広市西3条南9丁目1
札幌スクーリング会場	北海道札幌市中央区北5条西12丁目16
仙台スクーリング会場	宮城県仙台市宮城野区宮千代2-18-7
郡山スクーリング会場	福島県郡山市栄町5-16
立川スクーリング会場	東京都立川市錦町6-9-5
星槎大学横浜情報処理センター	神奈川県横浜市青葉区さつきが丘8-80
湘南大磯スクーリング会場	神奈川県中郡大磯町国府本郷1805-2
浜松スクーリング会場	静岡県浜松市中区上浅田2-4-30
富山スクーリング会場	富山県富山市愛宕町2-4-6
福井スクーリング会場	福井県福井市若杉4-2618
大阪スクーリング会場	大阪府大阪市北区大淀南1-10-20
広島スクーリング会場	広島県広島市中区河原町2-11
福岡スクーリング会場	福岡県福岡市東区和白丘1-20-9
福岡西スクーリング会場	福岡県福岡市城南区2-13-29
沖縄スクーリング会場	沖縄県沖縄市久保田1-10-49

なお、全国に広がる学生の「面接授業」への参加の機会を拡充するため、同時双方向通信が可能な「テレビ会議システム」を現在 24 台導入し、各会場に配置するとともに、あわせて大型プラズマモニター、プロジェクタ、スクリーンなどの映像設備を整備している。

#### 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

大学施設の管理については、事務局総務部が統括して行うとともに、各施設には管理責任者を配置し、日常的な保守・点検などの管理を行っている。

また、「テレビ会議システム」を含む教育活動に用いる設備・機材等については、事務局教務部に担当職員を配置し、定期的な整備・点検を実施しており、その活用方法等の技術的な面においては星槎国際高等学校の「学習センター」の教職員（本学の非常勤職員を委嘱）を対象とした研修を定期的に行い、施設設備が適切に維持・運営できるようにしている。

さらに、Web サーバーや基幹システム・学生専用ページのサーバーについては、専門業者と保守サービス契約を結び、定期的な整備等保守管理を行い、災害時においても即時に対応できるセキュリティ体制を整えている。

#### （2）9-1 の自己評価

大学の校地・校舎の面積については大学設置基準上の必要条件を満たしている。

また、全国に居住する学生が学修を進める上での利便性を図るため、大学校舎の他に首都圏近郊には「星槎大学横浜情報処理センター」や「湘南大磯スクーリング会場」、そして全国の主要都市に地域の「面接授業会場」（星槎国際高等学校の「学習センター」内）を設置したり、さらに「テレビ会議システム」を活用して面接授業により多くの学生が参加できるよう運営したりして、教育研究活動の目的を達成するための施設環境を整えていると評価している。

#### （3）9-1 の改善・向上方策（将来計画）

図書館の利用については、従来通りの貸し出しのほか、レファレンス機能を生かして全国の図書館と提携して学生の利用サービスを行うシステムを構築する。

また、地方の面接授業会場に、学修の参考になる基本的な図書や教材などを常備して、地方に居住する学生たちが、自学のために訪問して学修できるような教育環境の整備を図っていく。また、「テレビ会議室システム」を利用した授業活動を活性化するため、「テレビ会議システム」の機材の量的拡充とともに、大型プラズマモニターや大型スクリーンの増設など機材の質的向上を図る。

### 9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。

#### （1）事実の説明（現状）

##### 9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

本学の施設・設備等については、事務局総務部が中心となり、外部委託業者との連携により適切に維持・管理を行っており、安全管理体制に万全をきしている。防災面においても、基本的な防災用具の配置の他、各施設に AED を設置するなど、想定される様々なケースに対応できるよう準備をするとともに、『危機管理規程』を定め安全性が確保できるよう対応マニュアルを策定している。

また、施設設備全般の維持・管理については学内に担当者をおいて定期的な点検や日常管理を行うとともに、必要に応じて外部委託による安全管理を行っている。設備の中でも特に重要な学生管

## 星槎大学

理用基幹システムやサーバー等については、専門業者と保守管理契約を結び定期的な整備を実施しており、故障などの緊急時にも即時対応できる体制を整えている。

防災面においても、必要な防災用具類の配置を行うとともに、法令に基づき、防火管理責任者を選定し、所管の消防署の指導のもとで消防計画を策定している。

年間を通して利用者数が多い星槎大学横浜情報処理センターには、スロープ及び障害者用トイレなどが設備されている。湘南大磯スクーリング会場は、自動ドア、スロープを設置するなどバリアフリー化されている。

### (2) 9-2の自己評価

施設設備の安全性は、定期的な点検・日常管理を行うことによって確保している。地方の面接授業会場は、星槎国際高等学校の施設であるが、同じ学校法人が設置する高等学校であることもあって安全性の確保については緊密な連絡をとっている。

なお、大学校舎は、北海道の文化財施設としても登録されている伝統ある校舎で、煉瓦と木造作りの耐震性等にも優れた建造物である。廊下等も広くかつ出口も多く安全は保たれている。

### (3) 9-2の改善・向上策（将来計画）

学生のほとんどは、それぞれ居住する地域の面接授業会場に出席しているのが現状である。今後、地方の面接授業会場となる各施設（「学習センター」）の安全管理担当者との全体連絡会を定期的にもつようとする。

## 9-3. アメニティに配慮した教育研究環境が整備されていること。

### (1) 事実の説明（現状）

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有效地に活用されているか。

大学のキャンパスは北海道の中心部に位置し、四季それぞれの美しさを感じることができる自然環境に恵まれている。校舎の内・外壁は煉瓦のイギリス積からなる建造物で平成20(2008)年に国の「登録有形文化財」に指定され、「面接授業」などで登校してきた学生は歴史豊かな校舎のたたずまいや豊かな自然に満喫している。

また、首都圏近郊の学生が多く利用する「湘南大磯スクーリング会場」は、緑豊かな広大な敷地の中にある。教室からは、人工芝のサッカーグラウンド越しに相模湾から大島、伊豆半島が一望できるなど、教育研究活動をすすめる上でも快適な環境を有している。

大学キャンパスと湘南大磯スクーリング会場とでは環境の雰囲気は異なるが、ともに学生用の食堂、コミュニケーションスペースがあり、アメニティに配慮した環境である。

### (2) 9-3の自己評価

快適なアメニティ環境の整備については、自然に溢れる環境に加え、廊下の壁には掲示物を整然と張り出したり、製作した作品を展示したりするなど、視覚的に親しみのもてる教育研究環境になるよう整備してきた。

### (3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）

通信教育課程のため学生が大学のキャンパスで過ごす時間が限られているが、アメニティ環境については、その短い期間であっても、より快適な教育研究活動や学生同士のコミュニケーションを図ることのできる環境の整備と充実を図っていく。

#### 【基準9の自己評価】

大学キャンパスは大学設置基準を満たしているが、その利用面では、登校する学生が極めて少数で、時期的に面接授業時などに限られているため、食堂などは限られた時期に営業するなど、すべての施設設備が、常時利用できるよう整備されているわけではない。また、本学主催による公開講座、セミナー等も校舎や講堂を利用して開催してきたが、常時、校舎を活用して講座やセミナーを開催するというような運用はされていない。

最近は、学生が参加できる利便性から考えて、全国各地の「面接授業会場」（星槎国際高等学校の「学习センター」）や「星槎大学横浜情報処理センター」、昨年度（平成 21(2009)年度）からは「湘南大磯スクーリング会場」を利用して、本学主催による公開講座、セミナーその他様々なイベントを開催している。通信教育課程の大学としての施設設備の有効活用の1つの方法であると評価している。

#### 【基準9の改善・向上方策（将来計画）】

教育研究環境については、大学と各面接授業会場との密な連絡を図るとともに、各地の面接授業会場の図書、教育研究のネットワーク環境を整備するなど、全国各地の学生が相互にコミュニケーションを図り、より充実した教育研究のできる環境を構築していく。

また、開学当初は大学校舎を利用して講演会や各種のイベントを企画し実施してきたが（10-1-① 参照）、全国各地の面接授業会場での様々な行事が増えるに従って、最近では大学校舎を利用した催しが相対的に減少した。今後は、芦別市や市内の学校や団体と共に、全国の学生にも参加を呼びかけて大学キャンパスを主会場にした教育研究活動やイベントを開催し、施設設備を有効活用する計画を立てる。

現在「湘南大磯スクーリング会場」になっている「湘南大磯キャンバス」は、目下、設立申請中（本年（平成 22(2010)年 5月申請）の大学院の所在地になっているので、「湘南大磯キャンバス」を利用した公開講座や講演会などの文化活動、スポーツ大会などの利用計画を立てており、市民に開かれたキャンパスとして利用していく計画である。

## 基準 10. 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

### (1) 事実の説明(現状)

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

#### (1) 大学施設の開放等

本学は地域に開かれた大学を目指し、運動場・図書館・体育館・講義室等を含めた全施設を地域住民に開放している。校舎は、屋根の寄棟造鉄板葺、内・外壁は煉瓦のイギリス積からなる歴史ある建造物で、木造軸組み構造の体育館とともに平成20(2008)年に国の「登録有形文化財」に指定された。地元の住民だけでなく近隣地域の人々が見学に訪れている。

#### (2) 公開講座やシンポジウム等

本学は、設置の趣旨の中に「生涯学習ニーズへの対応」「地域社会・国際社会への積極的な貢献」を掲げており、広く開かれた高等教育を目指し、教育、研究、文化の発信の場として、開学以来、様々な公開講座・体験学習講座・シンポジウム等を実施するとともに、市民講座やシンポジウム等に本学の教員を講師として派遣している。

開学時の平成16(2004)年4月には、大学キャンパスと芦別市民会館を会場にして市民一般開放の「記念演奏」（「オーロラの不思議」など）や「シンポジウム」（環境問題や教育問題など）を開催した。

また、平成16(2004)年から平成18(2007)年まで、芦別市などと連携して毎年7月末から8月上旬にかけての1週間、「星槎ウイーク」という呼称で各種の行事を企画して市民に参加を呼びかけ、大学キャンパスと芦別市内の施設を会場にして講演会やシンポジウム、大学公開講座などを開催してきた。

その内容については、『星槎大学 自己点検・自己評価』報告書（平成19(2007)年3月）56頁に記述しているが、例えば、一般市民対象の講演会（「小学校英語の現状と今後の課題」や「今を問い合わせ母子の絆」など）の開催や大学公開講座（16講座）の開設、「環境教育」や「特別支援教育」に関するシンポジウム、あるいは「和太鼓を楽しもうー日本の伝統音楽」や「小中学生のサッカー教室」の開催などで、大学の人的・物的資源を地域社会に提供してきた。

平成20(2008)年度よりNPO星槎教育研究所との共催による年間7回シリーズの「発達障害理解セミナー」を開催しており、本学の「テレビ会議システム」を利用して、各回とも全国20会場と同時双方向で接続して実施している。教育・福祉・医療関係者を中心に現在までに参加者は延べ約3,000人に達している。

このほかに、「世界銀行東京開発ラーニングセンター」との連携により、本学の「テレビ会議システム」と世界銀行のシステムを利用し、平成17(2005)年7月には東京とフィリピンのマニラと接続してシンポジウム「アジアの福祉と教育におけるインクルージョン」を開催した。

また、平成20(2008)年9月には、東京、芦別市、モンゴルのウランバートル市を接

続して環境シンポジウム「共生型社会、循環型社会の実現に向けて—モンゴル、日本の事例に学ぶ—」を開催し、いずれも討議の様子を全国の面接授業会場である「学習センター」に配信するとともに、世界銀行のホームページを通してシンポジウムの様子を広く発信した。

### (3) リフレッシュ教育、リカレント教育等

本学には、多くの社会人学生が種々の資格の取得や幅広い知識の習得を目指して学修している。中には卒業後も継続して在籍し学び続ける学生もいる。このような状況を背景にして、平成20(2008)年度より社会人向けの「履修証明プログラム」として「支援教育専門士養成プログラム」を開設した。特別支援教育に関わる教職員や発達障害等の子どもを持つ保護者など多くの社会人が履修している。

また、平成22(2010)年度には、新たに「総合リスクマネジメント士養成プログラム」を開設した。さらに、本年度(平成22(2010)年)は「ライフスキル向上プログラム」の新設を準備中である。(特記事項2.「履修証明プログラムによる社会貢献」参照)

このほかにも、平成21(2009)年度より始まった「教員免許状更新講習」を実施しており、本学の人的・物的資源を社会に提供する努力をしている。(特記事項3.「教員免許状更新講習の実施」参照)

### (2) 10-1の自己評価

本学は「生涯学習ニーズへの対応」「地域社会・国際社会への積極的な貢献」という趣旨のもとで、大学の施設・設備の開放や提供などを積極的に進める方針で臨んできている。しかし、芦別市の人口が少ないこともあって施設・設備の利用は低調で、必ずしも地域住民に有効に活用されているとはいえない。

これに対して、全国各地で地域との連携による公開講座、体験講座等の開催は積極的に行っている。とりわけ「テレビ会議システム」による双方向通信を有効に活用することにより、専門的なセミナー等の開催が少なく情報不足になりがちな地域にも広く発信し講演・講座の内容やセミナーの様子を提供できたことは評価している。

また、社会人を主対象にした「履修証明プログラム」を積極的に推進し、大学の人的資源の社会的提供を図っている。

### (3) 10-1の改善・向上策(将来計画)

大学の図書館利用を高めるため、通信を生かしたレファレンス機能を充実し、各大学や公共図書館と連携をとることにより、学生や市民への図書利用サービスを推進する。また、専門的な学術雑誌などを中心に、地域の学校等関係機関に提供するなどのより積極的な具体策を講じる。

リフレッシュ教育やリカレント教育に関しては、現在の「履修証明プログラム」を拡充する。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

#### (1) 事実の説明(現状)

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されている

か。

平成 16(2004)年度の開学時より「九州大学宇宙環境研究センター」と連携し、同年7月には本学敷地内に地磁気の測定機器を設置した。世界各地に設置している測定機器と九州大学宇宙環境研究センターとのオンライン接続によりリアルタイムに地磁気に関する情報を収集し、宇宙環境の変動（宇宙天気）の予測に関する観測研究を行っており、これまでの研究成果の蓄積から、平成 22(2010)年度には社団法人「宇宙天気協会」を発足するに至った。

平成 19(2007)年度には東海大学との連携により「発達障害児を対象としたスポーツプログラムの開発」のためのプロジェクトを発足させるとともに、同大学の人間環境学科との連携では「身近な自然から学ぶ環境教育～地球物理学を学ぶ」と題した研究を行っている。

平成 21(2009)年度には宮崎産業経営大学と教職課程における連携協定を締結し、特に九州南部地域のニーズに対応する体制を整えてきた。

また、平成 21(2009)年 6 月には、共生科学研究の輪を広げ学問研究を深めるために本学の教員が中心になって他大学の研究者と連携し「日本共生科学会」を創立した。

このほかに、企業との連携については、平成 17(2005)年度に、ジェトロとの連携により、全 16 回の横浜地域中小企業の人材育成研究を行った。

## (2) 10-2 の自己評価

他大学との連携については、研究協力からプログラム開発のためのプロジェクト、教職課程での提携等、多岐にわたっての協力関係を構築しつつあり、現在も、新たな連携に向けての具体的準備を進めるなど、教育研究において他大学との提携に積極的に取り組んでいる。

## (3) 10-2 の改善・向上策(将来計画)

他大学等との連携を積極的に進めていくことを重要課題としており、平成 22(2010)度も、すでに桜美林大学、京都造形芸術大学、旭川大学等との間で、単に単位互換などにとどまらず、共同研究によるプログラム開発や共同学部の設置について検討している。

## 10-3. 大学と地域社会の協力関係が構築されていること

### (1) 事実の説明(現状)

#### 10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

10-1-①で述べたように、本学は、設置趣旨の中に「生涯学習ニーズへの対応」「地域社会・国際社会への積極的な貢献」を掲げており、芦別市との協力関係は特に重要であるとの認識から、開学から 3 年間、毎年、芦別市や近隣地域と連携して 7 月末から 8 月上旬にかけて約 1 週間にわたって「星槎ウイーク」と称するイベントを開催し地域社会との協力関係を築いてきた。

また、平成 16(2004)年 11 月には、芦別市企画課および教育委員会・市民代表による「星の郷・市民活動推進支援センター実行委員会」が設立された。この実行委員会に

本学の教員が参画して「文化・教育・環境」に係わる分野を中心に公開講座、体験学習を実施してきた。各種のイベントへの参加者数は延べ2,500人にのぼっている。

特別支援教育の分野においては、平成18(2006)年度より、芦別市教育委員会との連携により、特別支援教育の指導的役割を担う人材の養成を目的とした「芦別市特別支援教育推進事業」が開始された。毎年、市内の小学校・中学校の現職教員の中からそれぞれ数名が選ばれ「特別支援教育コーディネーター研修」を実施するほか、本学の教員が芦別市内の各小中高校の巡回指導を行い現場での特別支援教育の実践についての助言を行っている。

以上のはかに、本学の教員が、「かながわ大学生涯学習推進協議会委員」、「星の郷グリーンツーリズム協議会委員」(芦別市)として参加し地域の活動に貢献したり、北海道内、神奈川県や静岡県内の教育委員会からの要請によって、各地域の生涯学習講座に本学の教員等を指導者として派遣したりしてきた。派遣して実施した講座数は平成16(2004)年度から平成21(2009)年度までで合計120回に及んでいる。その参加人数は延べ3,000人を超えている。

また、平成21(2009)年度より、神奈川県大磯町、北海道帯広市においても芦別市同様の連携をスタートさせるとともに、本学の拠点の1つである「星槎大学横浜情報処理センター」が横浜市(青葉区)にあることから、横浜市および同市青葉区からの要請により、「横浜市大学間パートナーシップ協議会」、「青葉区内大学パートナーシップ」に参加し、地域貢献に向けて協力関係を築いている。

## (2) 10-3の自己評価

本学では、設置の趣旨にもあるとおり、開学以降、地域社会との協力関係の構築を積極的に進めており、特に本学が所在する北海道芦別市とは「星槎ウイーク」を開催するなど密接な協力関係をもち、地域への貢献の役割を果たしてきたと評価している。

また、神奈川県横浜市、大磯町などとの連携も具体化してきており、大学と地域との連携による生涯学習環境を構築し始めている。

## (3) 10-3の改善・向上策(将来計画)

時代の変化に伴った新たな大学の持つ役割を果たすために、今後も芦別市ほか各地域との協力関係を構築していく。具体的には、今まで多数の開催実績がある公開講座、体験講座、市民講座への教員派遣を継続する。また、芦別市の農業を中心とした地域振興に向けての共同プロジェクトを立ち上げる。平成22(2010)年度、環境モデル都市に指定されている横浜市、北海道帯広市との共催によるシンポジウムの開催などを計画している。

また、平成22(2010)年度には、神奈川県大磯町に大学附属の「発達支援臨床センター」を開設し、発達障害等についての教育相談及び教育機関、医療機関への助言など、地域との積極的な連携を進めていくことにしている。

### 【基準10の自己評価】

本学は社会に広く開かれた大学を目指し、開学以来、地域や他大学との間で積極的

な連携をすすめてきた。特に、本学が所在する北海道芦別市とは開学からの6年間に密接な関係を築くことができたことや、本学の関東地区の拠点（星槎大学横浜情報処理センター）としている神奈川県横浜市とも協力関係を築きつつあることは評価できる。

また、本学がその利用について研究してきた「テレビ会議システム」活用のノウハウを活かすことにより、全国の各地で多数の社会人が受講でき、専門的な知識、技術を身につける機会を提供してきたことは評価できる。

#### 【基準10の改善・向上策(将来計画)】

本学は平成16(2004)年4月の開学以来、他大学や芦別市をはじめ各地の自治体等と協力関係を築いてきたが、今後は、より広い視点から時代の変化に対応した社会連携を進めていく計画である。

一時的なイベントや講演会に終わるのではなく、「共生」を軸にした持続的な教育研究や文化活動として定着させていくよう協力関係の構築に向けて進めていく計画である。

また、附属機関である「星槎大学附属研究センター」や「附属国際交流センター」、また平成22(2010)年度に設置予定の「発達支援臨床センター」などを通じて、「共生」や共生科学に関する幅広い情報の発信や社会への貢献を進めていく。

## 基準 1.1 社会的責務

1.1-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

### (1) 事実の説明（現状）

1.1-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学は平成 16(2004)年 4 月の開学以来、設置目的に沿い、かつ社会的機関として認知され得る大学を目指し学則や就業規則をはじめ、『個人情報の保護に関する規程』や『星槎大学倫理規範』など組織倫理に関する諸規則の制定に努力してきた。

『星槎大学 学則』では、大学としての社会的責務を明確にするため「本学は、建学の精神のもと、21世紀に適合する広い知識を授け、学際及び複数の専門分野を横断する学芸を開拓させ、21世紀に輝いて生き、かつ社会に貢献する人材を育成することを目的とする。」(第 1 条) を定め、同第 3 条では「大学の目的及び社会的使命を達成するため、その教育研究水準の向上を図り、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを明示している。また、その遵守・実践を現実のものとするため、表彰（第 58 条）及び懲戒（第 59 条）を定め、組織倫理としての規定を明記している。

『星槎大学 就業規則』では、教職員の就業に関する具体的な事項として服務の基本（第 32 条）や服務の心得（第 33 条）など組織倫理に関する規定を設け、大学としての社会的責務を果たすべく努めている。

また、情報社会の課題である個人情報の漏洩・保護に関しては『個人情報の保護に関する規程』を設け、電子データを扱う場所での管理体制・サーバー室での管理細則・紙データの管理細則など、個人情報の取り扱いについて本学としての組織倫理とその社会的責務を明確にしてきた。

さらに、教員の倫理問題については、『星槎大学倫理規範』を制定し、その前文では「星槎大学の教員は、本大学の理念・目的を踏まえ、教育・学術研究者としての自覚のもとに、教育指導及び研究推進上、以下の点に留意しつつ行動するものとする」と基本理念を明記している。

この基本理念に基づいて、第 1 条原則、第 2 条自己研鑽、第 3 条説明と公開、第 4 条研究上の不正禁止、第 5 条研究上の法令・規則遵守、第 6 条研究上の差別禁止、第 7 条研究・教育上の倫理遵守、第 8 条不正への対応、などの諸条項を定めており、社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がなされている。

なお、『ハラスメント防止に関する規程』は、平成 22(2010)年 4 月に制定施行している。

1.1-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

教授会及び各種委員会での諸課題の審議・検討に際しては、『星槎大学 学則』をはじめ、『星槎大学 就業規則』、『個人情報の保護に関する規程』及び『星槎大学倫理規範』に定めている組織倫理に関する諸規定を遵守して運営している。

『就業規則』第 4 章 服務規律の「服務心得」(第 33 条) に列挙されている「職員の

## 星槎大学

品行の保持、学内外での行動等の規律、私用と公用との区別、職場の風紀」等に関する倫理事項や「安全・衛生面での規則」（同規則第 67 条）等については遵守され適切に運用されている。

なお、「学内での喫煙禁止」「ドラッグの禁止」など社会的課題については教授会において学長からの指示（教授会の冒頭講話）の形で徹底を図っている。

### （2）11-1 の自己評価

本学は組織倫理に関する諸規則・規程を制定しており、教職員の社会的責務について徹底を図っている。これらの諸規定を全教職員が遵守し、適切に運営していると評価できる。

### （3）11-1 の改善方策（将来計画）

本学が、開学以来これまでに組織倫理に関して制定してきた諸規則・規程やその諸規定が運営されてきた実績について検証を行う。その上で、中長期的に社会の動向や本学を巡る諸条件の変化を踏まえ、今後も大学としての社会的責務を果たしていくために必要な諸規則・規程の追加や改正などの見直しを行っていく。

## 11-2. 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

### （1）事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学の危機管理体制に関しては、『危機管理規程』に基づき、学長を総括責任者、事務局長を責任者として、学内外の危機管理に対応する体制をとっている。大学キャンパスと星槎大学横浜情報処理センターを中心に全国の面接授業会場との通信連絡網を整備しており、組織間の連携はネットを通じ即時に連絡できる体制となっている。

また、教職員及び学生個々人に対してもネットを通じて連絡するシステムが完備しており、さらに大学ホームページ及び「星槎大学SNS」を通じ、遺漏ないよう配慮した体制をとっている。

### （2）11-2 の自己評価

本学は『危機管理規程』に基づいて、不測の事態にも対応できるような危機管理体制をとっており、危機管理上の問題が生じることなく今日に至っている。現在の危機管理体制が適切に機能していると評価している。

### （3）11-2 の改善方策（将来計画）

『危機管理規程』に規定する危機管理の意義・目的、学内体制、教職員の役割等について、全教職員により徹底させるため、教授会等で学長及び事務局長から説明する機会を定期的にもつことにする。

なお、現在は、運営上の本拠地が大学（芦別市）と「星槎大学横浜情報処理センター」（横浜市）であるが、来年度（平成 23(2011)年度）には「湘南大磯キャンパス」（神

## 星槎大学

奈川県大磯町、申請中の大学院の所在地)が加わって3箇所になる予定である。これに全国13箇所の面接授業会場を含めた組織体制になる。学生数の増加に伴って面接授業会場が増加する可能性もある。

このように予測されている運営体制を視野に入れて、大学の各拠点及び地方の各面接授業会場間における組織的連絡体制に適合した『危機管理規程』の改訂について検討し、併せて教職員の危機管理意識の向上を図っていく。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

### (1) 事実の説明

11-3-①大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学の教育研究成果の基本は『星槎大学紀要 共生科学研究』であり、教授会で選出された委員(紀要編集委員会)と担当の事務局職員を配置している。研究成果の外部への発表については、国内の大学及び教育・研究機関、図書館等に約130部を送呈するとともに、大学のホームページを活用して一般に広く公開している。

また、大学附属研究センターでは、教員から研究テーマを募集し、その研究活動を助成しており、毎年その成果を『星槎大学 附属研究センター研究報告書』として取りまとめ、一般に公開している。さらに、平成18(2006)年以降、月1~2度のペースで「星槎大学メールマガジン」を発行し、本学の諸行事および研究情報を教職員及び報道関係者に送付し(平成22(2010)年5月の送付数は約4000人)、広報活動に遺漏のない体制をとっている。

### (2) 11-3の自己評価

教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制は整備されている。本学は「共生科学」という新しい広域な研究領域を対象分野としているため、大学の枠を超えて多くの研究者・市民に参加を求め、協力して共生科学についての研究活動とその研究成果の普及に努力しており、そのための体制の整備に取り掛かっている。

### (3) 11-3の改善方策(将来計画)

従来実施してきた研究・広報活動をさらに充実させるため、『星槎大学 附属研究センター研究報告書』の内容についても大学のホームページに掲載して、全国の共生研究の資料として広く一般市民にも提供できるようにする。

### 【基準11の自己評価】

組織倫理体制や危機管理体制については、諸規則・規程が整備され、適切に運用されていると評価している。また、教育研究成果の広報活動については、『星槎大学紀要 共生科学研究』の大学ホームページへの掲載による広報や、ネットによる「星槎大学メールマガジン」などが整備されている。

【基準1.1の改善・向上方策（将来方策）】

現在、中核として使用している施設は、大学のキャンパスと「星槎大学横浜情報処理センター」であり、当面は『危機管理規程』のより徹底を期していくが、来年度（平成23(2011)年度）には「湘南大磯キャンパス」が申請中の大学院の所在地になる予定で、運営上は中核施設として加わってくる。面接授業会場も増加が予測され、従来の枠を超えて組織倫理体制・危機管理体制の強化・充実が求められることは必至の状況である。将来の組織体制を見通した新しい体制づくりのための準備に着手している。

教育研究成果の学内外への広報活動としては、『星槎大学紀要 共生科学研究』のほか『星槎大学 附属研究センター研究報告書』についても掲載論文の概要も含めてネット上で閲覧できるようにする。あわせて、平成21(2009)年6月に設立された「日本共生科学会」の学会誌『共生科学』の論文も掲載して、共生科学に関する教育研究の広報活動を充実・整備していく。

#### IV 特記事項

##### 1. 学生支援G Pと星槎大学S NSの活用

本学は、共生科学部の1学部で構成する通信教育課程の大学である。とりわけ「誰でも、いつでも、どこでも 学べる」という本学設置の社会的使命を果たしていくために、基準3-2-⑦で述べたように、平成16(2004)年度の開学当初からインターネットを利用した様々な学習上の支援をシステム化する方向で取り組んできた。

この学習支援システムを充実し、星槎大学S NSを活用して学生同士あるいは教員と学生とが相互に「関わり合い」ながら、一人ひとりの学生が主体的に学修を進めていくことができる。そういう「関わり合い教育」を大学の通信教育課程において推進していく取り組みが認められ、平成20(2008)年度、文部科学省の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム(学生支援G P)」に選定された。

###### 1-1. 選定された「学生支援G P」の概要

「学生支援G P」プログラムの概要と選定された理由は下記のとおりである。

###### 【プログラム名称】

「S NSを利用した通信制大学での修学支援」

(個々に応じた学習支援と学生ネットワーク構築の定着を図る)

###### 【プログラムの概要】

本プログラムは通信制大学における学びにくさを、学生指導組織とネット社会の融合を促進していくことによって解消していくものである。そのために、在籍する幅広い年齢層の学生同士の交流や、幅広い社会的立場の学生同士の交流、また全国各地に居住する学生のインターネット上の交流を促進し、脱自学自習を目指すものである。

Eラーニングプログラム等の陥りがちなシステム優先ゆえの学びにくさを、学生指導組織の積極的関与と学生同士の交流によって学びやすさに変えていくとともに、通信制大学の現状である自学自習による学びにくさを克服していくことを目的とする。

具体的には、本学の学生指導組織であるマンツーマン指導員を基礎としたS NS(ソーシャルネットワーキングサービス)でのコミュニケーションの円滑化と、システムによる学習課題の共有化、科目情報の共有化を図ることで、学習を継続することの意識付けと、新たな学びへの意欲を喚起していく。

###### 【選定理由】

星槎大学においては、通信制大学という就学形態と、幅広い年齢層の学生が在籍しているといった特質に合わせた学生支援の取組が組織的に行われており、その結果は、単位修得率が60%前後を保っているところから実証されるように、成果が上がっていると言えます。

今回申請のあった「S NSを利用した通信制大学での修学支援」の取組における学生ネットワークの構築は、すでに各教員ページとして設置されているS NS機能を拡充して、インターネ

ネット上の学生相談・支援体制の充実を目指すものですが、時間や空間の制約を乗り越えた通信制大学ならではの工夫の見られるコミュニケーション促進の取組であるといえます。

特に、幅広い年代層の学生がSNSを利用してコミュニティを形成することは、情報の共有化に留まらず、ピア・カウンセリングとしての効果など様々な発展性を備えており、他の大学等の参考となる優れた取組であると言えます。

## 1-2. 「学生支援GP」プログラムの活動内容

「学生支援GP」は4年計画で、本年度（平成22(2010)年）は3年目である。その主な取り組みは、「学生への学習支援」と「ペアヘルピング」及び「学生の意見の汲み上げ」である。現在は、以下のような活動を展開している。

### (1) 学生への学習支援の取り組み

ネット上の「学生専用ページ」は、学生が履修登録やレポート提出、各種申し込みをオンラインで直接行うことのできる「学生ポータルサイト」と、様々な意見交換がオンラインで可能な「SNS」で構成されている。

両サイトとも、学内だけのクローズな空間である。教職員・学生ともに各個人に付与された固有のIDとパスワードを持っており、教職員や学生はそのIDとパスワードを用いてサイトに入ることができるシステムになっている。

#### 1) 教員のコミュニティ（Web上の研究室）の設置

SNS上に専任教員の研究室（「教員コミュニティ」）を設置しており、マンツーマン指導員である専任教員（基準4-2-②を参照）が担当している学生を中心とした構成になっている。このコミュニティでは公開を原則に学生の履修相談等について指導教員との間で行うとともに、その内容が公開されるので、その質問や回答の情報をすべての学生が共有できる。

#### 2) 科目毎コミュニティの設置

SNS上に科目ごとのコミュニティを開設しており、科目に関する質問相談を行うことができる。このコミュニティも公開が原則で、学生の科目に対する質問等を科目担当教員との間で行うとともに、公開されていることで、その質問と回答の情報をすべての学生が共有できるようになっている。

#### 3) テーマごとにコミュニティの設置

学生は、SNS上に一定ルールのもとで自由にコミュニティを開設することができる。学生が全国に在住していることもある地域ごとのコミュニティが活発になってきている。また、職業別のコミュニティも立ち上げられており、とりわけ教育分野では活発な議論が行われ、情報交換も盛んに行われている。

#### 4) レビュー機能

SNS上では、学修に役立つ書籍等について、教員からも学生からも紹介が可能であり、科目に関する参考図書に限らないで、広い分野で書籍や教材・教具等の紹介が、学生からも教員からも行われている。

#### 5) 学生ポータルサイト

学生ポータルサイトでは、連絡事項の通知に加えて以下のようないくつかの項目について、学生・教職員のそれぞれが利用可能になっている。

## 星槎大学

図IV-1-1-1 学生ポータルサイトのトップページ

The screenshot shows the homepage of the Seisai University Student Portal. At the top, there is a banner with the university's name and a message about using the student portal. On the left, there is a sidebar with links for "Student Center", "Student Support", "Student Information", "Student Activities", and "Student Services". The main content area features a large circular logo with the university's name and a message about the portal being the official communication channel for students. Below this, there is a section with news or announcements.

図IV-1-1-2 学生SNSのトップページ

The screenshot shows the homepage of the Seisai University Student SNS. It features a large banner with the university's name and a navigation bar with various links. The main content area includes a "Latest News" section with several news items and a "Community" section with user profiles and activity feeds.

〔学生〕

- ・科目登録
- ・登録した科目の履修状況照会
- ・レポート提出
- ・スクーリング申込
- ・科目修得試験申込
- ・各種申請
- ・『学習指導書』のダウンロード

〔教職員〕

- ・マンツーマン指導員として担当している学生の履修状況確認
- ・科目担当教員として担当している学生の履修状況確認
- ・支援の必要な学生の情報確認
- ・レポート添削
- ・機能全般を管理する権限
- ・アンケート実施に関する権限

(2) 「ピアヘルピング」の取り組み

通信教育では学生の自学自習が中心であり、それが時としては孤立感・孤独感に陥り、その結果学修継続の妨げになる場合が多くあるという現状に配慮して、学生と教職員とが関わり合えるようすることを重視している。

そこで、学生同士の相互交流による「ピアヘルピング」が可能になるような学習環境の充実が最重要と考えて、以下のような仕組みを構築して運用している。

1) メッセージ機能の運用

教職員・学生間では、個々に向けたメッセージを自由にやり取りできる。

2) 日記の運用

学生、教職員とも自由に日記を記載できる。また、この日記は学生の希望で公開か非公開かの選択ができるとともに、公開された日記に対しては、書き込みができる仕組みとなっている。

3) 自主的サークル活動の運用

学生が自主的にサークルを立ち上げてオンラインで交流できるようにしている。現在（本年（平成22(2010)年5月1日）、料理レシピのコミュニティや教職を目指す学生のコミュニティなど、34の学生コミュニティが展開されている。

(3) 学生の意見を汲み上げるための取り組み

学生ポータルサイトには、各種アンケート実施機能があり、オンラインで、学生の意見を汲み上げなど各種の調査等が可能である。

本学は、以前はアンケート用紙に返信用封筒を入れ、全学アンケートを実施していたが、残念ながら回収率は5%に満たなかった。「オンラインアンケート」がまだ定着するまでには至っていないが、全学対象にしたアンケートの回収率は10%程度となっている。

今後は、この機能をさらに周知することで、学生意見をより多く、より早く汲み上げ、大学の教育研究機能の向上を図っていく。

### 1-3. 学生支援プログラム運用上の実績

現在(本年(平成22(2010)年5月1日)、ポータルサイトや星槎大学SNS利用、及び学生のレポート提出や単位修得は次のような状況である。

#### (1) 利用状況

1) 学生ポータルサイト利用者数……… 2,691名

教職員 52人 (100.0%)

学生 2,639人 (90.3%)

2) 星槎大学SNS利用者数 ……… 1,192名

教職員 52人 (100.0%)

学生 1,114人 (39.0%)

#### (2) レポート提出率の向上

通信教育では一般にレポートの提出率が悪い。その要因にはいろいろな理由があると考えられるが、本学では、この「学生支援GP」プログラムの実施以降レポートの提出率が上昇しており、表IV-1-2-1に示すように、学生数は増加しているが、提出率は下降することなく、平成21(2009)年度は64.68%と上昇している。

表IV-1-2-1 学生のレポート提出率の変化

対象年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
レポート提出率 (%)	59.67	64.98	63.60	64.68
対象学生数 (人)	936	1262	1676	1895

#### (3) 単位修得率の向上

学生の登録単位に対する単位修得率についても、表IV-1-2-2に示すように、平成21(2009)年度は62.67%と上昇傾向がみられる。

表IV-1-2-2 学生の単位修得率の変化

対象年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
単位修得率 (%)	54.86	55.87	58.69	62.67
対象学生数 (人)	936	1262	1676	1895

### 1-4 「学生支援GP」プログラム取り組みに対する評価と今後の展望

文部科学省に選定された「学生支援GP」プログラムの取り組みは3年目に入ったところである。その活用状況については4-2-②で述べたように、学生の学修支援や教育相談における双向コミュニケーション・システムを複線的に構築し、大学の通信教育課程における課題解決に向けて努力しているところである。

2年余の「学生支援GP」プログラムの取り組みによって、通信教育課程における学修が抱える課題の1つである一方通行のコミュニケーションに起因する「学びにくさ」や、孤立感や孤独感に陥って「学修継続の困難」を招く課題については、ある程度緩和されてきている。それはレポート

## 星槎大学

提出率の上昇傾向や単位修得率の向上などに表れており、主体的な学修の取り組みへの兆しとみることもできる。

このように「学生支援GP」プログラムの活用によって、教員や学生同士が学びや知見を公開し情報を共有して、「関わり合い教育」という「学生支援GP」プログラムの趣旨が実現し始めているといえる。そのことは、本学の使命である「誰でも、いつでも、どこでも 学べる」大学として、社会的役割を果たして得る状況に近づいているといつてもよい。

最近は、ネットを通じて学生間の学習活動が活発化していることも注目される。全国に在住する学生同士がネットワークを共有することで、本学教員が参加する講演会やシンポジウムなどを企画し運営する事例も始まっている。

今後は、学生のSNSの利用率を高め、これまでの「学生支援GP」プログラムの実施状況を調査して検証し、通信制大学における「学び」のシステムの構築を図っていくとともに「関わり合いながら学ぶ」教育システムの研究を深めていくことにする。

## 2. 「履修証明プログラム」開設による社会貢献

### 2-1 本学における「履修証明プログラム」の考え方

本学は、I章で述べたように、「共生」という建学の精神をふまえ、「21世紀に適応する広い知力の育成、心の耕作、課題探求能力の育成、特別支援教育を担う教師等の育成」を教育理念に掲げている。この教育理念を広く社会に還元していくために、基準10-1で述べたように、大学の人的・物的資源を活用して社会貢献を図ることにしており、その具体的な施策として「履修証明プログラム」の開設に積極的に取り組んでいる。

「履修証明プログラム」は、学校教育法第105条に規定するように「当該大学の学生以外を対象にした特別の課程」であり、本学では学則第37条に「履修証明プログラム」に関する規定を設けている。

すでに、平成21(2009)年度より「特別支援教育専門士養成プログラム」を開設しており、続いて平成22(2010)年度より「総合リスクマネジメント士養成プログラム」を開設した。現在、「ライフスキル向上プログラム」や「大磯学プログラム」(仮称)の開設に向けて準備しているところである。

### 2-2 「支援教育専門士養成プログラム」

本学の基本理念の第4の柱に「特別支援教育を担う教師等の育成」を掲げており、開学以来、「インクルージョン教育」の思想のもと特別支援教育を重視した教育研究を行っている。具体的には、4-4-②で述べたように教員を対象にした「特別支援教育専門コース」を設定したり、「特別支援学校教諭免許状」が取得できる課程を設置したりするなど積極的に取り組んできた。

こうした教育研究の中で蓄積してきた成果を広く一般社会に広め、より多くの市民一般の人々に発達障害等について正しく理解をしていただき、実践的な特別支援教育に役立てていただけるようにプログラムを編成したのが「支援教育専門士養成プログラム」である。その概要は、表IV-2-2(後掲)のとおりである。

### 2-3 「リスクマネージメント士養成プログラム」

本学では、「人と人」(教育・福祉)、「人と自然」(環境)、「国と国」(国際関係)の3つの分野を中心に「共生科学」の確立と発展を目指して教育研究を続けている。その研究は道半ばであるが、国際、環境、ネット社会における課題を中心に、これまでに得られた知見を世に問うべく検討を重ねてきた結果、現代社会は危険が見えにくい「危険不可視社会」であるという特徴に注目し、「リスクマネジメント」に視点をおいてプログラムを編成し、社会貢献事業として「総合リスクマネジメント士養成プログラム」を開始することにした。その概要は、表IV-2-3(後掲)のとおりである。

### 2-4 「ライフケース向上プログラム」(現在、開設準備中)

本学は、LD等の発達障害等のある人に対する特別支援教育に関しては、大学の教育課程の中に多くの授業科目を開講しており、この分野における教育研究については実践を含め精力的に推進している。こうしたこれまでの研究成果を生かして、大学の「学士プログラム」では成果をあげることが困難な社会人を対象に、現代社会を自立して生きていける能力開発を目指したプログラムの開

発を研究してきた。このほど、ようやくそのプログラムを編成することができた。その概要は、表IV-2-4（後掲）のとおりである。

表IV-2-2 「支援教育専門士養成プログラム」の概要

プログラムの名称	支援教育専門士養成プログラム					
	副題(サブタイトル) 教師・保護者・支援員など学校・家庭・地域で子供に関わるすべての方へ					
プログラムの目的	特別支援教育に携わるため、また、理解するために必要な知識技能を身につける					
プログラムの概要	特別支援教育について学び、直接特別支援教育に係わる人達だけでなく、広く社会の様々な分野で生活する人達に、共生（インクルージョン）・共育（インクルージョン教育）の意識を育てることを目的としてこのプログラムを開設します。 内容は特別支援教育に関する基本的な仕組みから、発達障害等に関する医学的見解や支援の方法、アセスメントの方法まで幅広く開設しており、教員の方々、保護者の方々、支援員の方々に現場で役に立つように構成されています。					
プログラム (授業科目の構成)	科目名	科目区分	授業方法	時間数		
	特別支援教育 I	B	面接	11. 25		
	発達障害と医療	B	面接	11. 25		
	学習障害概論	B	面接	11. 25		
	認知心理学	B	面接	11. 25		
	言語発達学	B	面接	11. 25		
	応用行動分析学	B	面接	11. 25		
	発達障害の判定とその教育的対応 (1)	B	面接	11. 25		
	発達障害の判定とその教育的対応 (2)	B	面接	11. 25		
	教育カウンセリング	B	面接	22. 5		
	発達障害児の言語・コミュニケーション障害	B	面接	11. 25		
	臨床心理学	B	面接	11. 25		
	発達障害教育指導法 (1)	B	面接	11. 25		
	発達障害教育指導法 (2)	B	面接	11. 25		
	聴覚・言語障害児の指導	B	面接	11. 25		
総授業時間数			168. 75 時間			
※科目区分凡例 B : 本学教育課程で開設されている科目						
履修資格	大学入学資格を有する者（本学の正科生・科目等履修生も履修可能）					
受講定員	200 名					
修了要件	このプログラムは、すべて本学の教育課程で開設されている授業科目で構成されており、指定されたすべての科目の単位修得をもって修了とする。					

表IV-2-3 「総合リスクマネジメント士養成プログラム」の概要

プログラムの名称	「総合リスクマネジメント士養成プログラム」					
副題(サブタイトル)						
プログラムの目的	環境、市民社会(情報)、国、学校、企業等のリスクに対して総合的な安全・安心を追求する専門家の養成					
プログラムの概要	国際的なテロ、政情不安、地球温暖化、環境破壊、情報化社会の進展・人の移動のグローバル化に伴う人為的な錯誤や犯罪の増加に伴う各種のリスク、更に自然災害や突発的な大事故、民間企業や地方自治体、学校等社会においてのリスクに対して、「リスクマネジメント」を行い、社会のリーダーとなりえるように、以下の各科目を開設する。					
プログラム (授業科目の構成)	科目名	科目区分	授業方法	時間数		
	総合リスクマネージメント概論	A	面接	5. 625		
	ネット社会の危険と情報	B	面接	11. 25		
	情報社会と情報倫理	B	面接	11. 25		
	地球の営みと自然災害	A	面接	5. 625		
	水環境論	B	面接	11. 25		
	大気環境論	B	面接	11. 25		
	地球環境との共生	B	面接	11. 25		
	共生コミュニケーション（2）	B	面接	11. 25		
	食の安全保障	A	面接	5. 625		
	国際紛争とテロリズム	B	面接	11. 25		
	日本の防衛	B	面接	11. 25		
	中東政治と紛争	A	面接	5. 625		
	リスク管理方法論（リスクと演習）	B	面接	11. 25		
		総授業時間数		123. 75 時間		
※科目区分凡例 A : 履修証明プログラム用の科目、B : 本学の既設置科目						
履修資格	大学入学資格を有する者（本学の正科生・科目等履修生も履修可能）					
受講定員	200 名					
修了要件	<p>「総合リスクマネージメント概論」受講の後、指定の科目を受講すること。その際、「リスク管理方法論（リスクと演習）」はすべての指定科目を受講の後でなければ受講できない。</p> <p>「リスク管理方法論（リスクと演習）」の最後には修了認定試験を実施し、合格者に対して修了認定をする。</p>					

表IV-2-4 「ライフスキル向上プログラム」の概要

プログラムの名称	ライフスキル向上プログラム					
	副題(サブタイトル) 社会の中で自立していくために学ぶ					
プログラムの目的	大学の「学士プログラム」では十分に成果をあげることが困難な社会人に対して、本学の理念である「共生」の考え方を理解し、現代社会を自立して生きることができる能力開発を目的とする。					
プログラムの概要	ライフスキルとして考えられる、6領域の教育課程を以下のとおり提示し同プログラムを行う。領域区分は、①生活（対人関係調整・生活管理）、②労働（職業生活への適応）、③基礎学力（日本語理解・表現、数学基礎、コンピューター）、④体育・芸能・余暇活動（体育・造形・音楽）、⑤教養科目（教育、国際、福祉、環境）、⑥研究ゼミ（課題探求）とする。					
プログラム (授業科目の構成)	科目名	科目区分	授業方法	時間数		
	ライフスキル基礎—家庭生活（1）	A	面接・メディア	67.5		
	ライフスキル基礎—社会生活（1）	A	面接・メディア	67.5		
	職業生活への適応（1）	A	面接・メディア	15		
	職場実習（1）	A	面接・メディア	120		
	実践国語（1）	A	面接・メディア	67.5		
	実践数学（1）	A	面接・メディア	67.5		
	実践コンピューター（1）	A	面接・メディア	135		
	スポーツ（1）	A	面接・メディア	15		
	表現アート（1）	A	面接・メディア	15		
	表現ミュージック（1）	A	面接・メディア	15		
	レクリエーション（1）	A	面接・メディア	15		
	研究ゼミ（1）	A	面接・メディア	15		
	共生科学教養／教育（1）	A	面接・メディア	15		
	共生科学教養／福祉（1）	A	面接・メディア	15		
	共生科学教養／環境（1）	A	面接・メディア	15		
	共生科学教養／国際関係（1）	A	面接・メディア	15		
総授業時間数			675 時間			
※科目区分凡例A：履修証明プログラム用に開設された科目						
履修資格	大学入学資格を有する者（本学の正科生・科目等履修生も履修可能） 講座履修の際には事前相談を要す。					
受講定員	100名					
修了要件	指定されたすべての科目の履修とその評価をもって総合的に判断し修了とする。					

### 3. 「教員免許状更新講習」の実施

#### 3-1 本学の「教員免許状更新講習」への基本的姿勢

本学は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校の教員免許取得のための課程を設置している。平成21(2009)年度より始まった「教員免許状更新講習」は、本学の教職関係の課程における教育研究の成果を含め、本学の全教員が追究している「共生科学」研究の成果を世に問う絶好の機会と捉え、全学校種の教員免許状更新に対して講習を実施している。

この実施への取り組みは、基準10-1-①で述べたように大学の持っている人的・物的資源を社会に提供する社会貢献と捉えており、本制度の目的を達成することに資することが本学の責務であるという基本姿勢で取り組んでいる。同時に、大学における教員養成の教育と現職教育との接続の在り方について研究する契機として捉えており、今後も、本制度による更新講習には積極的に取り組んでいくことにしている。

#### 3-2 本学における「教員免許状更新講習」の考え方と取り組み方

本学が「教職課程」を設置しているねらいは、本学の4つの教育理念（参照I-2）に基づいています。それを集約すると次の4つに要約できる。これらのねらいを具現化することを主眼において教職に関する教育研究に取り組んでいる。

- (1) 21世紀に適応する広い知力を持った教員の養成
- (2) 共生する心を耕作することのできる教員の養成
- (3) 課題探求能力をもった教員の養成
- (4) 発達障害児等を指導する能力を持った教員の養成

「教員免許更新講習」では、このねらいを基本において現職教育に相応しい内容に編成して実施している。その際に、教員免許状更新講習がただ単に「制度による免許の更新」ということではなくて、大学の教育研究の成果を生かし現職教員の資質向上に真に役立つ契機になるよう講習内容の検討を慎重に行って十分な準備をして臨んでいる。

また、現職教員が制度に基づく講習だから学ぶというのではなく、持続可能な共生社会の実現のために、本学を「学びのターミナルステーション」として今後も活用していただける機会にしてほしいという考え方立って、共生科学に関する最新の研究情報を盛り込んだ内容に編成して提供している。

さらに、講習方法については、全国に在住する学生に対して教育活動を展開している大学の実績を活かし、教員免許状更新講習が全国各地で受講できるよう、通信教育、対面講習の両方の方法で実施している。特に、大学の「面接授業」すでに利用している「テレビ会議システム」を効果的に活用し、全国的規模でより多くの教員が受講しやすいよう配慮している。

なお、講習時期についても、夏休み中の講習はもとより、6月と11月に平日夜間の講習を実施し、冬休み、春休みにも講習を行うなど、受講しやすいように便宜を図っており、また講習方法や開講時期・時間の設定に関してはより多くの現職教員が受講できるように工夫している。

## 3-3 「教員免許状更新講習」の実施状況

## (1) 開設状況

## 1) 平成 21(2009)年度の開催地別の開講講座数

開催地	開講講座数			
	必修 12 時間	選択 18 時間	選択 6 時間	通信教育試験
芦別 (北海道)	2	2	0	8
札幌 (北海道)	2	2	7	8
八戸 (青森)	0	0	0	4
仙台 (宮城)	2	2	0	8
郡山 (福島)	2	2	0	8
さいたま (埼玉)	2	2	0	8
松戸 (千葉)	0	0	0	4
立川 (東京)	2	2	3	8
横浜 (神奈川)	7	7	9	32
大磯 (神奈川)	6	6	3	32
藤沢 (神奈川)	1	1	0	0
横須賀 (神奈川)	1	0	0	0
沼津 (静岡)	2	2	0	0
浜松 (静岡)	2	2	0	8
富山 (富山)	2	2	0	8
福井 (福井)	2	2	0	8
伊勢 (三重)	2	2	0	8
大阪 (大阪)	4	4	6	16
姫路 (兵庫)	0	0	0	16
広島 (広島)	2	2	3	8
福岡 (福岡)	2	2	3	8
熊本 (熊本)	2	2	0	0
沖縄 (沖縄)	3	3	0	8
合計	50	49	34	208

## 2) 平成 22(2010)年度の開催地別の開講講座数 (予定)

開催地	開講講座数			
	必修 12 時間	選択 18 時間	選択 6 時間	通信教育試験
芦別 (北海道)	1	1	0	2
札幌 (北海道)	5	4	3	4
仙台 (宮城)	2	1	3	6

星槎大学

郡山 (福島)	1	1	0	4
さいたま (埼玉)	5	2	9	2
松戸 (千葉)	2	2	0	0
立川 (東京)	2	1	3	6
横浜 (神奈川)	10	6	12	8
大磯 (神奈川)	5	4	3	4
藤沢 (神奈川)	1	0	0	0
横須賀 (神奈川)	1	1	0	2
白馬 (長野)	1	1	0	2
沼津 (静岡)	1	1	0	0
浜松 (静岡)	2	2	0	6
富山 (富山)	1	1	0	2
福井 (福井)	1	0	3	6
大阪 (大阪)	7	4	6	4
広島 (広島)	2	0	6	4
福岡 (福岡)	5	4	3	6
熊本 (熊本)	2	1	3	2
沖縄 (沖縄)	1	1	0	4
合計	58	38	54	74

(2) 履修状況

1) 平成 21(2009)年度の開催地別の受講者数 (人)

開催地	受講者数			
	必修 12 時間	選択 18 時間	選択 6 時間	通信教育試験
芦別 (北海道)	58	52	—	16
札幌 (北海道)	93	70	77	36
八戸 (青森)	—	—	—	3
仙台 (宮城)	52	36	—	19
郡山 (福島)	27	19	—	18
さいたま (埼玉)	49	46	—	37
松戸 (千葉)	—	—	—	4
立川 (東京)	80	55	30	27
横浜 (神奈川)	283	249	145	107
大磯 (神奈川)	235	170	70	36
藤沢 (神奈川)	3	3	—	—
横須賀 (神奈川)	5	—	—	—

星槎大学

沼津 (静岡)	8	5	—	—
浜松 (静岡)	56	44	—	4
富山 (富山)	46	38	—	9
福井 (福井)	23	9	—	11
伊勢 (三重)	13	13	—	4
大阪 (大阪)	243	180	82	106
姫路 (兵庫)	—	—	—	85
広島 (広島)	67	70	40	38
福岡 (福岡)	66	50	50	76
熊本 (熊本)	10	8	—	—
沖縄 (沖縄)	35	17	—	8
合計	1452	1134	494	644

2) 平成 22(2010)年度の開催地別申込者数 (平成 22(2010)年 5月 17 日現在、単位：人)

開催地	受講者数			
	必修 12 時間	選択 18 時間	選択 6 時間	通信教育試験
芦別 (北海道)	36	28	—	6
札幌 (北海道)	83	43	79	4
仙台 (宮城)	71	50	33	19
郡山 (福島)	40	13	—	0
さいたま (埼玉)	150	47	162	19
松戸 (千葉)	60	40	—	—
立川 (東京)	138	84	95	14
横浜 (神奈川)	384	220	307	51
大磯 (神奈川)	202	108	177	13
藤沢 (神奈川)	0	—	—	—
横須賀 (神奈川)	50	42	—	0
白馬 (長野)	8	7	—	2
沼津 (静岡)	11	7	—	—
浜松 (静岡)	52	39	—	8
富山 (富山)	12	6	—	6
福井 (福井)	42	—	119	4
大阪 (大阪)	232	138	178	38
広島 (広島)	31	—	83	11
福岡 (福岡)	151	100	115	29
熊本 (熊本)	22	2	69	6
沖縄 (沖縄)	40	22	—	7
合計	1815	996	1417	237

### 3-4 受講生へのアンケートと集計結果

本学における教員免許状更新講習では、文部科学省より指示されているアンケート調査に加え、講師ごとの評価に関するアンケート調査も実施した。講師ごとのアンケートは、回収後に担当講師に送付し、次回の講習がよりよいものとなるよう講師の自己評価に役立てている。

#### (1) 文部科学省より指定されたアンケート（教員免許状更新講習受講者評価書）

文部科学省の「教員免許状更新講習受講者評価書」は、表IV-3-4-1 のとおりである。

表IV-3-4-1 教員免許状更新講習受講者評価書

◎あなたの所属する学校種・職名・担当教科等について記入してください。

学校種	職名	担当教科等
-----	----	-------

◎以下のⅠ・Ⅱ・Ⅲの項目のあなたの評価について、評価基準の4～1の該当する番号に○印をつけてください。評価の基準は以下のとおりとします。

- 4：よい（十分満足した・十分成果を得られた）
- 3：だいたいよい（満足した・成果を得られた）
- 2：あまり十分でない（あまり満足しなかった・あまり成果を得られなかった）
- 1：不十分（満足しなかった・成果を得られなかった）

1. 学校現場が直面する諸状況や教員の課題意識を反映して行われていた。

2. 講習のねらいや到達目標が明確であり、講習内容はそれらに即したものであった。

3. 受講生の学習意欲がわくような工夫をしていた。

4. 適切な要約やポイントの指摘等がなされ、説明が分かりやすかった。

5. 配付資料等使用した教材は適切であった。

I. 本講習の内容・方法についての（上記の1～5の視点を踏まえた）総合的な評価

4 3 2 1

6. 教職生活を振り返るとともに、教職への意欲の再喚起、新たな気持ちでの取り組みへの契機となった。

7. 教育を巡る様々な状況、幅広い視野、全国的な動向等を修得することができた。

8. 各教育活動に係る学問分野の最新の研究動向、これまでの研修等では得られなかつた理論・考え方・指導法や技術等を学ぶことができ、今後の教職生活の中での活用や自らの研修での継続した学習が見込まれる。

9. 受講前よりも講習内容への興味が深まり、教員としての知識技能の厚みや多様さを増す一助となった。

II. 本講習を受講したあなたの最新の知識・技能の修得の成果についての（上記の6～9の視点を踏まえた）総合的な評価	4 3 2 1
III. 本講習の運営面（受講者数、会場、連絡等）についての評価	4 3 2 1

## (2) アンケート（教員免許状更新講習受講者評価書）の結果

## 1) 教員免許状更新講習の学校種別受講者累計

教員免許状更新講習受講者数の学校種別累計は表IV-3-4-2 のとおりである。

表IV-3-4-2 学校種別受講者数の累計（単位：人）

学校種 受講数	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他
必修	66	757	458	482	144	52
選択 18h	46	670	317	345	102	40
選択 6h	38	177	100	71	104	35

※選択の「18h」は18時間講習を、「6h」は6時間講習を示す。

※「その他」の区分は、過去の教員歴等を受講資格としたもの、中高一貫校等が含まれる。

※受講生数は、多校種に所属を示した受講生がいるので、受講数より多くカウントされている。

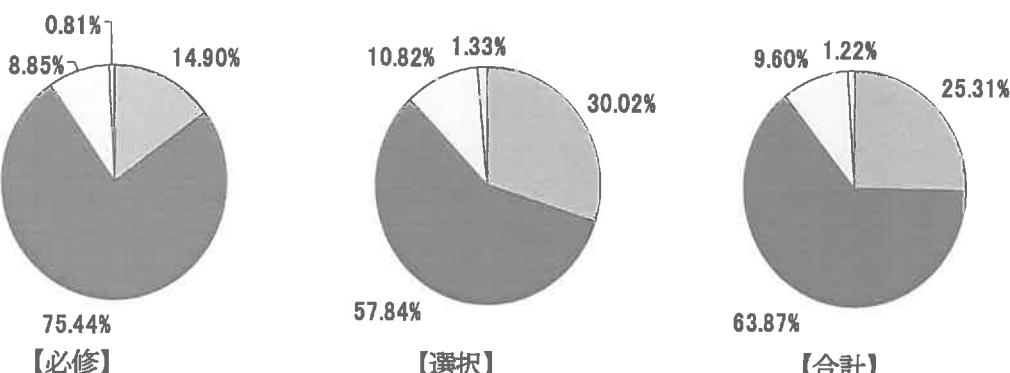
## 2) 教員免許状更新講習受講者のアンケート集計結果

教員免許状更新講習受講者のアンケート集計の結果は、図IV-3-4-1、図IV-3-4-2 及び図IV-3-4-3 のとおりである。

## 【各項目回答凡例】



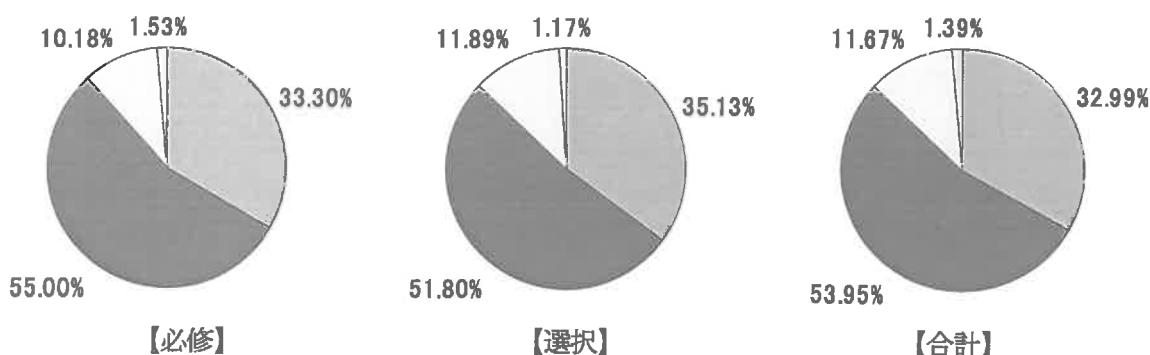
図IV-3-4-1 「I. 本講習の内容・方法についての総合的な評価



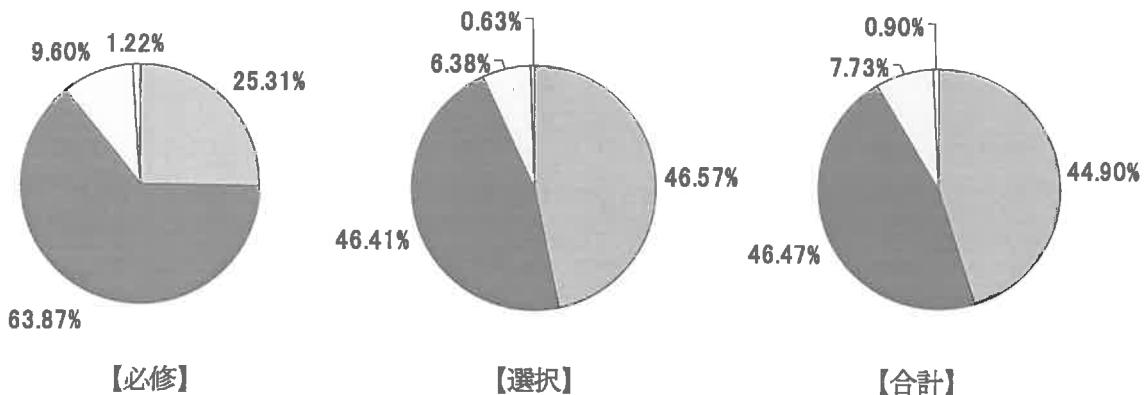
## 星槎大学

図IV-3-4-2

「II. 本講習を受講したあなたの最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価」



図IV-3-4-3 「III. 本講習の運営面（受講者数、会場、連絡等）についての評価



アンケートの集計結果をみると、設問Ⅰの「講習の内容・方法についての総合評価」については、「必修」「選択」とともに「よい」と「だいたいよい」を合わせると90%前後になる。受講生は講習の内容・方法について「満足している・成果が得られた」と評価している。本学が大学の「面接授業」で使用している「テレビ会議システム」を活用して行った講習が、このような高い評価を得たことに注目している。

また、設問Ⅱの「最新の知識・技能の修得の成果について」では、「よい」と回答した受講生が3分の1以上を占めている。とりわけ「選択」については35%強の受講生が「よい（十分満足した・十分成果が得られた）」と回答している。本学の独自性が認められたものと評価している。

さらに、設問Ⅲの「受講生への受講の連絡等、運営面」においても、参加者の45%近くが「よい（十分満足した）」と回答しており、極めて高い評価を得ることができた。これまで大学の「面接授業」を全国的規模で実施してきた経験を、この「教員免許状更新講習」に活かすことができたものと考えている。